

令和6年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月6日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町長の施政方針	9
○町政に対する一般質問	13
6番 野口健二君	14
7番 関口雅敬君	18
1番 鈴木日出男君	27
5番 村田徹也君	35
9番 新井利朗君	46
8番 大島瑠美子君	50
2番 板谷定美君	54
○町長提出議案の報告及び一括上程	55
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第1号 専決処分承認を求めることについて(長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例)	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第2号 長瀬町中学校教育振興基金条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第3号 長瀬町小中一貫教育検討委員会設置条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第4号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第5号、議案第6号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
・議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	68

・議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	7 0
・議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	7 2
・議案第9号 学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	7 4
・議案第10号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第11号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	7 6
・議案第12号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第13号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○会議時間の延長	7 8
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第14号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○次会日程の報告	8 1
○散 会	8 1



3月7日（木）

○開 議	8 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	8 5
○議事日程の報告	8 5
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第15号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	9 2
・議案第16号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	9 3
・議案第17号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	9 5
・議案第18号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	9 6
・議案第19号 令和6年度長瀬町一般会計予算	

○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	144
・議案第20号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	146
・議案第21号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	149
・議案第22号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
○議員派遣の件	151
○総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件	151
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	152
○字句の整理	152
○閉会について	152
○町長挨拶	153
○閉 会	153

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第10号

令和6年第1回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年3月1日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和6年3月6日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴木	日出	男	君	2番	板谷	定	美	君
3番	野原	隆	男	君	4番	岩田		務	君
5番	村田	徹	也	君	6番	野口	健	二	君
7番	関口	雅	敬	君	8番	大島	瑠	美	子
9番	新井	利	朗	君					

不応招議員（なし）

令和6年第1回長瀬町議会定例会 第1日

令和6年3月6日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
 - 6番 野口健二君
 - 7番 関口雅敬君
 - 1番 鈴木日出男君
 - 5番 村田徹也君
 - 9番 新井利朗君
 - 8番 大島瑠美子君
 - 2番 板谷定美君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
 - 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第5号、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決
 - 1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決
- 1、次会日程の報告
- 1、散 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木日出男君	2番	板谷定美君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	飯塚寛君
教育長	井深道子君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	若林健太郎君	会管理者兼計 会務会計長	朽原秀樹君
町民課長	福嶋俊晴君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康子ども課長	福島陽子君	産業観光課長	相馬孝好君
建設課長	若林智君	教育次長	中畝康雄君

事務局職員出席者

事務局長	玉川真	書記	若林実
------	-----	----	-----

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（岩田 務君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和 6 年第 1 回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 1 回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（岩田 務君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（岩田 務君） 本日の会議において地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（岩田 務君） ここで諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

12月22日、小鹿野町役場で秩父地域議長会第3回定例会があり、出席いたしました。また、同日、長瀬町役場で名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会があり、副議長の野原隆男君が出席いたしました。

1月5日、長生館で長瀬町商工会賀詞交歓会があり、出席いたしました。

1月6日、秩父消防本部で秩父広域消防出初め式があり、出席いたしました。また、同日、農園ホテルで秩父郡市医師会新年会があり、出席いたしました。

1月7日、宝登山神社で長瀬町消防団で出初め式があり、出席いたしました。また、同日、長瀬中学校体育館で二十歳の集いがあり、出席いたしました。

1月10日、栃木県宇都宮市で正副議長及び事務局長合同研修会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

1月15日、知事公館で埼玉県、市議会議長会及び町村議会議長会の共催による新年懇談会があり、出席

いたしました。

1月19日、東秩父村役場で3議連第3回役員会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。また、同日、本庄市のセルディで県道長瀬児玉線改修促進期成同盟会があり、出席いたしました。なお、副議長の野原隆男君、経済常任委員会委員長の鈴木日出男君も出席しております。

1月30日、横瀬町役場で第56回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。また、同日、長生館で長瀬町観光協会新年会があり、出席いたしました。

2月1日、ロイヤルパインズホテル浦和で市町村トップセミナーがあり、出席いたしました。

2月2日、吉見町で町村議会議長研修会があり、出席いたしました。

2月9日、秩父市で第75回全国植樹祭秩父地域推進委員会第2回総会があり、出席いたしました。また同日、ちちぶ定住自立圏共生ビジョン説明会があり、出席いたしました。この説明会には、新井利朗君、関口雅敬君、大島瑠美子君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

2月14日、県立自然の博物館ほかで秩父町村議員クラブ研修会があり、出席いたしました。この研修会には、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

2月22日、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会定期総会及び自治功労者表彰式が開催され、出席いたしました。この表彰式で野口健二君が埼玉県町村議会議長会より表彰されました。

3月2日、長瀬第二小学校で二小閉校記念式典・惜別の会があり、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君と出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会議会第1回定例会が2月14日に開催されましたので、報告させていただきます。

それに先立ち、2月7日に全員協議会があり、諸般の説明並びに報告がありました。

2月14日は、10時から秩父市議会議場で開会され、大島瑠美子さん共々出席いたしました。当日は一般質問が2件、2人ありましたが、その後、管理者からの提出議案が9本ありました。順次報告させていただきます。

1号議案として、埼玉県人事委員会勧告に基づきまして、一般職員の給与に関する条例の一部を改正する、また会計年度職員の報酬に関する条例の一部改正があり、全員賛成でございます。

第2号議案として、地方自治法の一部改正に伴う秩父広域市町村圏組合……失礼しました。これは先ほど報告したとおりです。

第3号議案として、秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例が上程され、全員賛成でございます。

第4号議案として、秩父広域市町村圏組合消防救急基金条例が上程され、全員起立で成立いたしました。これは、消防救急体制のさらなる充実、強化を図ることを目的として、個人または法人、その他の団体からの寄附金を有効に活用し、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに資するための基金の設立で、これの基になります原資として1億5,000万円の寄附が秩父市のベルク様からご寄附があったという報告で、これが原資となり、また一般からもこれから受け付けて基金を増やしていくというところでございます。

第5号議案として、秩父広域市町村圏組合の水道関係につきましての条例改正が提案され、全員賛成で可決いたしました。

第6号議案として、秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）が上程され、全員起立で賛成可決であります。

第7号議案として、令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）が上程され、全員起立で賛成可決でございます。

続きまして、第8号議案として、令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算が上程され、全員起立で賛成可決されました。

最後に、議案第9号として、令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算が上程され、全員起立で賛成可決でございます。

以上をもちまして、秩父広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） なお、監査委員から例月出納検査における令和5年11月分から令和6年1月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和6年第1回長瀨町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚くお礼申し上げます。

今年は、元日に最大震度7を記録しました能登半島地震が発生し、翌2日には日本航空の旅客機と海上保安庁機が滑走路上で衝突し、炎上するという大変ショッキングな事故が発生するなど、慌ただしい年明けとなりました。お亡くなりになられました方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

また、被災地におきまして救護や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表します。一日も早い復旧、復興が実現できることを心よりお祈り申し上げます。

さて、今年の冬は暖冬ということもあり、多くの観光客やハイカーが宝登山の臘梅の花と香りを楽しむため、当町に訪れました。2月の土日には、町内の駐車場に遠方のナンバーの車が多く止まっており、改めて観光地長瀨を感じたところでございます。

2月15日には、関東地方で春一番が吹きました。これは、昨年と比較すると14日早いこととなります。寒さと暖かさを繰り返しながら、確実に春の足音が近づいてきており、間もなく春の観光シーズンが始まってまいります。

そして、いよいよ長瀨第二小学校の長瀨第一小学校への統合が近づいてまいりました。3月2日に行われました長瀨第二小学校閉校記念式典惜別の会には約300名の方が出席され、150年の歴史が閉じることを惜しみながら、全員で校歌を斉唱し、それぞれが小学校時代の思い出をよみがえらせていました。長瀨第

二小学校の児童を目の前にして、改めて統合後の子どもたちの心のケア、登下校の安全の徹底などを行い、4月以降スムーズに学校生活につながられるようにと強く思ったところでございます。

また、本議会でも条例を上程させていただきますが、小中一貫教育についても委員会を立ち上げ、検討を進めていく所存です。

町政の基本方針等は、施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、企画財政課関係について申し上げます。

2月7日、役場3階大会議室において、中学生と考える「はつらつ！ながとろ」ワークショップを開催いたしました。

次に、健康こども課関係について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、令和3年5月から高齢者施設や保健センターでの集団接種を開始し、医療機関での個別接種も実施してまいりました。町では延べ2万5,000人の方に接種を行ってまいりましたが、3月31日をもって無料の接種は終了いたします。ワクチン接種を検討されている方には、重症化予防のためにも早くの接種をご案内しているところでございます。令和6年度からの接種につきましては、65歳以上の方及び60歳から64歳までで重症化リスクの高い方に年1回秋、冬に定期接種が行われることとなります。詳しい内容につきましては、随時周知を行ってまいります。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

12月23日、観光情報館2階の会議室において、観光アドバイザーである花田欣也氏を講師に迎え、町内の小中学生を対象にした長瀬子ども観光ガイド体験講座を実施いたしました。

1月27日から2月25日までの土日と祝日に、宝登山山頂の臘梅園において宝登興業による臘梅のライトアップが行われました。今年も会場に向かう通路脇のフェンスに役場職員で構成している竹明かり作業部会による竹明かりの飾りつけを実施させていただきました。

2月6日、役場3階大会議室において、町主催によるレモンの栽培講習会を開催いたしました。前日降った雪の影響により足元の悪く、31名の町民の方に参加いただきました。講習会終了後も、参加者には担当職員が挿し木で育てた1年物のレモンの苗木を配布させていただきました。

3月3日には、長瀬不動寺前広場において、長瀬火祭奉賛会による秩父路に春を告げる祭りとして恒例となりました長瀬火祭りが盛大に開催されました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

1月7日に長瀬中学校体育館で令和6年長瀬町二十歳の集いを開催し、20歳という節目に新たな一歩を踏み出した皆さんをお祝いいたしました。

先ほども述べましたが、3月2日には長瀬第二小学校閉校式典を議長をはじめ、多数のご来賓の皆様、地域や保護者の皆様、卒業生の皆様にご参加いただき、開催いたしました。令和6年3月31日、長瀬第二小学校は150年に及ぶ輝かしい歴史の幕を閉じます。これまでの長きにわたり長瀬第二小学校の発展にご尽力いただきました歴代PTA会長をはじめ、保護者の皆様、地域の皆様、歴代校長、教職員の皆様に感謝を申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分1件、条例案件13件、補正予算案件4件、当初予算案件4件の計22議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承を願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

1番 鈴木 日出男 君

2番 板谷 定美 君

以上の2名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から8日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から8日までの3日間に決定いたしました。

◇

◎町長の施政方針

○議長（岩田 務君） 日程第3、町長の施政方針を行います。

町長から令和6年度町長施政方針についての発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 令和6年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、令和6年度の施政方針を述べ

させていただきます。

令和5年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが5類へと移行され、様々な制限が緩和されました。海外情勢を背景にした原油価格の高騰や物価高騰は続いているものの、社会経済はもとより、町民の生活にも少しずつ活気が戻ってまいりました。

そのような状況の中で、「さらなる子育て支援の充実」、「DXへの対応」、「安心・安全なまちづくり」を重点施策に位置づけ、小学校・中学校の学校給食費の無償化、小中学生に1万円を給付する「はつらつ！こども応援金」、「はつらつ！就学・通学応援金」の創設、住民票や印鑑登録証明書などのコンビニ交付の開始、道路や河川の整備など各種施策を実施いたしました。

令和6年度につきましては、税金は定額減税や人口減少等の影響により前年度を下回ることが見込まれており、また社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加しているため費用負担の増加も想定されます。

さらに、少子化対策、災害への備えや生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しています。

厳しい財政状況の中、こうした施策に取り組んでいくことは困難を極めることから、引き続き限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上などさらなる財源確保を進める必要があります。

このような状況において、令和6年度当初予算は、「はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画」基本構想に掲げられた3つのまちづくりの基本理念及び「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた4つの基本方針に基づき、「はつらつ長瀬」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。

それでは、令和6年度予算案についてご説明いたします。

当町は人口減少、少子高齢化が進んだことによる過疎地域に指定され、時代の大きな転換点に立たされています。そのような状況の中、この先を見据え、持続的に発展していく社会を構築していくために、町民が愛着を持ち、いつまでも暮らしたいと思えるようなまちづくりに取り組みます。

その中でも「持続可能なまちづくり」、「こども支援の充実」、「安心・安全なインフラ整備」について実施していきます。

初めに、「持続可能なまちづくり」についてでございます。

令和6年4月から長瀬第一小学校と第二小学校を統合し、新しい長瀬第一小学校がスタートしますが、次代を担う子供たちのために教育環境の整備・充実を図ります。具体的に申し上げますと魅力ある学校づくりに向けて、小中一貫教育の検討と小中学校整備基本構想の策定を行います。

また、令和6年度は名勝及び天然記念物「長瀬」が国指定100周年を迎えます。

指定100周年という大きな節目を契機に、文化財的価値の重要性の周知や観光地として魅力をさらに発信し、今後も関東有数の観光地として発展していくため、100周年記念事業を行います。

さらに、次世代の高齢者を巻き込んだ健康づくりのための新しい仕組みづくりを検討し、町民がいつまでもはつらつと暮らせるようにするため、町民とつくる健康長寿プロジェクトを実施します。

加えて、令和5年度から町民の利便性向上及びマイナンバーカードの利用推進のため、町が発行する住民票や印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストア等で取得できるようにいたしました。さらにマイナンバーカードを利用し、役場窓口での申請書を書かずに済ませる「書かない窓口」の整備を進めま

す。

続きまして、「こども支援の充実」でございます。

まずは不登校児童等の学びの場の確保、一人一人の実態に応じた支援を行う学習総合支援員を第一小学校に配置いたします。さらに、学校生活における児童の意欲や満足感などを検査するアンケートを導入するなど、安心して学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

次に、小学校、中学校の学校給食が物価高騰の中でも以前と変わらない質を確保できるよう、給食費を1割値上げした上で、引き続き学校給食費無償化を実現します。

また、子供が健やかに成長し、安心して子育てができる環境を築き上げることを目的としたこども計画及び子ども・子育て支援事業計画について、子供の意見を直接聞き、反映した計画を策定します。

さらに、多世代ふれ愛ベース長瀬を町民に周知するとともに、転入者や転入を考えている方に長瀬町の子育て支援をPRするため、「ながとろ子育て応援フェスタ」を多世代ふれ愛ベース長瀬で実施します。

加えて、長瀬地区公園の遊具の充実を図るため、新たにブランコを設置します。

続きまして、「安心・安全なインフラ整備」でございます。

インフラ施設の長寿命化対策として、大字本野上地区と井戸地区をつなぐ金石橋について、橋梁点検により橋の安全度が低下しているとの結果を受けたため、長寿命化修繕工事を実施いたします。

次に、道路改良事業は、豪雨の際に雨水の滞留が発生した本中117号線の改良工事を行うほか、幹線1号線道路改良工事も引き続き実施いたします。また、災害や火災の発生時に消防車や救急車などの緊急車両が進入できるよう、狭隘道路である長瀬50号線の改良工事を行うための用地購入を実施いたします。また、道路改良工事に向けて幹線27号線の測量設計業務及び長瀬49号線の用地測量業務を行います。

さらに、通学児童の安全を確保するため、本中7号線の歩道整備工事に向けた用地購入を行います。また、幹線26号線の金石橋の井戸側に歩行者通行帯を整備するための測量設計業務を行います。

加えて、行政区からの要望に応じた道路の簡易舗装工事、町道や町が管理する水路の適正な維持管理のため、補修工事を行います。

ただいまご説明いたしました事業以外の主要な事業につきましては、町総合振興計画の基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って概要を説明いたします。

初めに、「誰もがいつまでも暮らし続けられるまち」について。

子育て支援については、これまで実施してきた結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援、ゼロ歳児から2歳児までの保育園や認定こども園の保育料の引下げ等を継続して実施します。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療と介護の連携を強化するとともに、住民の支え合いによるまちづくりを推進する仕組みや体制づくりを行う生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するなどし、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

障害者福祉については、障害者自立支援給付事業や障害児入所等給付事業などの障害者支援サービスの充実に努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を行います。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営を適切に行い、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めます。また、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療及びこども医療の医療扶助についても、引き続き実施します。

健康づくりの推進については、フレイル予防を取り入れた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を実施し、健康寿命の延伸や生きがいづくりにつなげてまいります。また、スマートフォンを利用し、ウ

オーキングの歩数によってインセンティブを付与する「コバトンALKOOマイレージ」を新たに開始し、健康増進につなげるほか、各種検診の実施や国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドック費用を助成することにより、病気の早期発見、早期治療の機会の提供や各種予防接種の実施により、疾病の発症及び流行の予防を図ります。

また、町独自に高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成を延長するほか、新たに帯状疱疹ワクチン予防接種費用を助成します。

地域医療については、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ります。

次に、「活力を生み出すまち」について。

観光業の振興については、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光アドバイザーを招聘し、着地型旅行を推進するなど、効果的なプロモーションを行い、観光地としてさらなる魅力の向上及び交流人口の増加を図ります。また、新しい観光層の発掘や町内の周遊、消費等の促進のため、新たに導入したQRガイドマップの活用、町内全域を舞台にしたゲーム形式のイベントの実施やSNSを利用したフォトコンテストを実施します。さらに、観光振興に特化した地域おこし協力隊員を新たに受け入れ、長瀬観光の活性化を図ります。

農林業の振興については、生産者や生産団体、新規就農者等に対して支援を行うとともに、農作物を守るために有害鳥獣被害対策などに取り組むほか、農業の活性化を図ることを目的に開設した市民農園の利用を開始します。

また、林業については、林道の維持管理のための除草や側溝清掃や円滑な森林管理を実施します。

商工業については、中小企業者が資金を借り入れた際の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行います。

次に、「安心して快適に生活できるまち」について。

消防・防災対策については、迅速かつ効率的に災害に対応していくため、消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設や防災行政無線の維持管理など、災害に備えた事業をこれまでと同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。

防犯・交通安全については、防犯灯の維持管理をしていくとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、道路の危険箇所への交通安全施設の設置を行います。

住環境の整備については、移住・定住の促進のため、住宅取得奨励補助金の交付に加え、東京23区等から移住した方に対して移住支援金を支給いたします。

上下水道の整備については、秩父広域市町村圏組合に対して上水道事業、し尿処理事業の経費を、そして皆野・長瀬下水道組合に対しては下水道事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。

次に、「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」について。

教育環境については、児童の泳力向上等を図るため、小学校の水泳事業を民間スイミングスクールに委託して実施します。また、特別な支援を必要とする児童生徒に対してきめ細やかな支援を行う学校支援員の配置を行います。そのほか、外国人講師による語学指導、中学校配置相談員や学校司書補助員の配置、放課後子供教室事業や中学生学力アップ事業の実施、学校施設・設備の維持管理など、小中学校の教育環境の充実を図ります。また、英語検定、数学検定、漢字検定費用の助成を行います。

給食センターにつきましては、計画的に調理機器等の修繕や更新を行い、引き続き安全安心な給食を提

供できるよう、施設の維持管理及び衛生管理を図ります。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館、総合グラウンド及び塚越グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行います。

また、中央公民館の図書を購入数を増やし、図書室の充実を図ります。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など身近な生活環境から人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。また、安心して暮らせる地域社会を形成するため、犯罪等の被害者及びその遺族に対し見舞金を支給いたします。

最後に、「町民と行政との協働によってつくるまち」について

広報・広聴活動の推進については、広報ながとろ、町ホームページ、町公式フェイスブック等を通じて、分かりやすくかつ新鮮な情報の提供に努めるほか、町公式インスタグラムを活用し、町内外に町の魅力を発信してまいります。

行政運営の強化については、町だけでは解決することが難しい秩父圏域の広域的な行政課題を解決するため、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めるほか、町民の行政参画をさらに進めるため、町への提案制度、パブリックコメント、アンケート調査などを引き続き実施します。

地域活動の推進については、地域の生活を支える基盤である行政区を中心とした地域活動を引き続き進めるとともに、コミュニティ組織の育成及び支援に取り組みます。

財政基盤の強化については、長期的な視野に立ち、健全な財政運営ができるよう、町税の適正な賦課徴収及び財源の適正配分に努めます。また、返礼品による地域産業の活性化及び寄附金の確保を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。また、廃校となった第二小学校の活用方法の検討を進めるため、行政区との意見交換や住民アンケート、サウンディング調査を実施します。

以上のような事業を盛り込み、令和6年度の予算編成を行ったところ、その規模は一般会計33億1,026万5,000円、対前年度比1.3%の増、国民健康保険特別会計7億9,928万5,000円、対前年度比4.7%の増、介護保険特別会計8億2,754万5,000円、対前年度比1.3%の増、後期高齢者医療特別会計1億3,662万9,000円、対前年度比6.9%の増となり、一般会計と特別会計を合わせて50億7,372万4,000円、対前年度比2.0%の増となりました。

一般会計につきましては、前年度と比較し4,200万6,000円の増額となりましたが、過疎対策事業債を有効活用しながらも、新規の町債発行額は公債費の元金償還額を下回らせ、厳しい財政状況の中であっても安易な町債発行に依存することなく、一定の財政規律を確保した予算編成を行いました。

事業の実施に当たりましては、さらに精査・検討を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ります。

以上、令和6年度の予算案と主要な事業の概要につきまして説明を申し上げます。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。令和6年度の施政方針とさせていただきます。



◎町政に対する一般質問

○議長（岩田 務君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただけますよう、特にお願いを申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは最初に、6番、野口健二君の質問を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） その前に議長、議長さんにお問い合わせがあるのですけれども、上下水道の下水のことなのですけれども、議長が決まっていないので、事務長のほうから板谷定美君を議長にということなので…

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 野口議員、一般質問でお願いいたします。

○6番（野口健二君） では、一般質問させていただきます。6番、野口です。それでは、通告に従って質問いたします。

観光振興について町長に伺います。長瀨町経済観光常任委員会として、昨年12月に一般社団法人長瀨町観光協会にご協力をいただき、観光協会員向けにアンケート調査を行いました。もちろん全ての会員からの回答ではありませんが、その回答から雇用が閑散期と繁忙期で比べると倍の違いがあることやコロナ禍では例年と比べて売上げが25%以上減少していることなどが分かり、一部は議会だよりも掲載しましたが、そのことを踏まえ、以下について町の見解を伺います。

1番、いまだコロナ前のような観光客数に戻っていないが、観光誘客事業をどのように考えているのか。

2番、観光事業者の売上げが25%減少は死活問題となりますが、このことに対して支援を考えていますか。

今後の観光に関する景観整備や歩道、車道整備について。

観光客が来ることにより、ごみのポイ捨てや渋滞などのデメリットの解消について。

町の観光施策を検討するに当たり、アンケート調査などを行う予定の有無や内容について。

観光業者の有志から提案があった長瀨ロングトレイル事業を町としてどう考えているのかについてお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野口議員の観光振興についてのご質問にお答えいたします。

まず、1のいまだコロナ禍前のような観光客数に戻っていませんが、観光誘客事業等をどのように考えているのかについてお答えいたします。埼玉県が公表しております観光入込客統計で確認してみましたところ、観光客数は回復傾向にあり、令和5年分は集計中のため、埼玉県の正式な発表はまだございませんが、町が把握した観光入込客数は296万人を超えております。平成30年度の298万9,000人に近づきつつあります。観光誘客事業をどのように考えているのかについてですが、令和6年度から運用を始める観光QRガイドマップは、観光客の利便性を高め、長瀨を気軽に周遊していただくことが可能となりますので、誘客につながるものと考えております。また、令和6年度予算案には、周遊観光促進事業を計上させていただきました。これは、町内全域を舞台にしたゲーム形式のイベント事業です。参加者が物語に沿った役割を演じながら様々な場所を巡り、町内を周遊していただくことにつながるもので、観光誘客が期待できま

す。今後も長瀬の魅力発信を観光協会や観光事業者と連携して行い、観光誘客に努めてまいります。

次に、2の観光事業者の売上げが25%減少するというのは死活問題となりますが、これらに対する支援についてお答えいたします。町は、新型コロナウイルス感染症対策として、観光事業者を含む個人事業主や法人に対し、給付金による事業支援や観光客の誘客促進事業等、様々な施策を実施してまいりました。また、埼玉県や国も、一定以上事業収入の減少のあった個人事業主や法人に収入減少分に対して持続化給付金を給付するなどの事業支援を行ってまいりました。町は引き続き個人事業主や法人に対して利子補給事業等で支援してまいりたいと考えております。

次に、3の今後観光に関する景観整備や歩道等整備を計画していくのかについてお答えいたします。まず、観光に関する景観整備についてですが、町は観光の中心地であり宝登山地域周辺の景観を維持するため、野土山の下草刈りや宝登山臘梅園の草刈りを実施して景観維持に努めてきております。また、花の植栽事業や花の里におけるハナビシソウの植栽も行っておりまいた。今後も観光地長瀬にふさわしい景観づくりを目指したいと考えております。

次に、観光に関する歩道等整備を計画していくのかについてお答えいたします。歩車道整備については、町では限られた財源の中で政策的判断、緊急度、地元からの陳情、要望等、地権者の同意が得られるかなどを慎重に判断、検討し、計画的に歩車道整備を行っているところでございます。令和6年度当初予算案では、安心、安全なインフラ整備として、豪雨の際に雨水の滞留が発生した町道本中117号線や狭隘で路盤改良が必要な町道幹線1号線の道路改良工事のほか、通学児童の安全確保のため、町道本中7号線の用地購入などを予定しております。一方、昨年には長瀬駅前商店会及び一般社団法人長瀬町観光協会から県道駅前通り線の県道203号線及び町道幹線2号線の整備に関する要望書をいただきました。しかし、限られた財源の中では要望の事業を直ちに行うことはなかなか難しい状況でございます。今後、県土整備事務所の動向を留意しつつ、長瀬町の道路整備の全体計画の中で検討を進めてまいります。

次に、4の観光客によるごみのポイ捨てや交通渋滞などのデメリットの解消策の推進についてお答えいたします。まず、観光に関するごみのポイ捨てについてですが、観光客の多い岩畳周辺を中心とした河川敷の環境美化清掃業務と首都圏自然歩道の巡視業務をシルバー人材センターへ委託しています。ポイ捨てなどの一時的なごみは随時回収し、ごみの捨てにくい環境づくりに努めております。

次に、交通渋滞などのデメリットの解消策の推進についてお答えいたします。長瀬町においては、観光シーズンの土日、祝日などに国道140号長瀬駅前交差点などで渋滞が発生しております。これは、長瀬駅の東西に小規模な駐車場が分散していることや大型観光バスの駐車場が不足していることなどが要因の一つと考えられます。そこで、令和4年度に有志の方からご寄附をいただきました国道140号沿いの一定規模の土地を現在、観光用の駐車場として整備する方向で調整、検討を進めているところでございます。整備には、関係機関との調整のほか、土地の基盤整備、土砂の搬入、転圧、線引き等の工事が必要となり、まだ一定期間を要しますが、交通渋滞の解消の一助になるよう、引き続き調整、検討を進めてまいります。

次に、5の町として観光振興対策を検討するに当たり、アンケート調査を行う予定はないのかについてお答えします。現在、一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社やものづくり大学、秩父鉄道、長瀬S A K U R A ビジョン室が広く独自にアンケート調査を実施しております。これらの集計結果等を参考にさせていただき、今後の観光振興に活用していきたいと考えております。町といたしましては、こうした民間のアンケート結果にさらに調査が必要と判断される場合は、別途予算化等をした上でアンケート調査を実施していきたいと考えております。

最後に、観光事業者の有志から提案のあった長瀬ロングトレイル事業を町としてどう考えているのかについてお答えいたします。町は、長瀬ロングトレイル事業の企画について、2月下旬に観光事業者から説明を受けました。ロングトレイルとは長く歩く旅のことで、事業の構想では秩父地域全体を会場にして広域的な歩く旅を提供していく内容となっております。そのため、まず事業を実施するためには秩父地域を広域的に所管する団体が事業主体になるべきではないかと思われたところです。さらに、そうした団体や関係機関、市や町との調整も必要と判断されました。一方、特定非営利活動法人日本ロングトレイル協会のホームページによれば、加盟トレイル及び準備中、計画中トレイルの計26団体のうち約8割の事業主体が民間団体、事業者となっているようです。また、観光事業者の有志の方が想定されている補助金は、一定の要件の下で民間事業者が事業主体となって補助金申請ができることとなっております。意欲ある民間事業者の有志の方々が自ら事業主体となって秩父地域の方の賛同者を募り、ネットワークを構築して事業を企画し、補助金申請を行い、事業を計画、調整、実施をしていく、そうした経験は極めて有意義と考えます。さらに、構築したネットワークはすばらしい財産となり、次の事業展開にもつながります。ひいては長瀬町の振興、発展に大きく寄与していただけるものと思います。こうしたことから、今回の事業提案については町が事業主体となるのではなく、意欲ある観光事業者、有志の方々が自ら事業主体となって補助金申請に向けて取り組まれたらいかかとお返事をさせていただいたところでございます。条件のよい補助金とは思われますので、有志の方々が自ら事業主体となって取り組む際には町としても応援させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、再質問をお願いいたします。

ただいま答弁いただきました。今回のアンケートの結果からも、観光事業者のコロナ禍の売上減少が大変難しい、厳しい状態だったことや、観光客もコロナ禍前に戻っておらず、今後の観光対策も新規の事業などを待ち望む声が多いことが分かりました。また、なかなか解消できず、事故や渋滞につながっている長瀬駅の踏切問題の意見もありましたが、踏切を直すのに多額の費用がかかるのであれば、踏切でなく、この辺の歩車道の整備をすることで、景観がよくなることはもちろん、事故や渋滞を解消、回避できる方法を考えてみたらどうでしょうか。このように、観光客に一番近い当事者の方にアンケートを行うことで、観光客目線の観光的意見や事業者が実際に困っていること、観光振興の改善点、町の観光に対する事業の成果や講評なども知ることができます。何はともあれ、令和2年度に策定した長瀬町観光振興計画の中にも「長瀬町は極めて観光振興を強く推し進めていきます。観光事業者が持続的に経営できるよう観光施策を展開することは重要」と明記されておりますが、すぐに様々な施策が実行されなかったのは、この年にコロナ禍となり、予定していた事業ができなかったからだと思えます。アンケート結果からも、閑散期と繁忙期で雇用が倍増していることなども考えると、事業誘致が難しい土地柄で雇用を創出するために観光振興は非常に重要な役割を果たしていることは明白です。

また、6つ目の質問である長瀬ロングトレイル事業は観光庁や環境省が推進するもので、この事業に申請し、採択され、実行した場合の長瀬における観光消費額の試算は1億円程度を見込んでいます。もちろんよい事業として審査が通り、採択されなければ実行できないわけではありますが、100%の補助金で町の持ち出しもなく、このようなよい条件の補助金は活用したほうがよいのではないのでしょうか。

再質問になりますが、町が策定した観光振興計画に基づいた施策の実現に向けた考え方と今後の具体的

な観光誘客事業や観光振興に対する施策や意見をお聞きし、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、野口議員の再質問にお答えさせていただきます。

野口議員の町が策定した観光振興計画に基づいた施策の実現に向けた考え方と今後の具体的な観光誘客事業や観光振興に対する施策の再質問についてお答えいたします。町では、長瀬町観光振興計画に基づき各種施策、事業を展開してまいりました。しかし、コロナ禍であったこともあり、これまで進展していない事業もございました。コロナ禍が明けた以降、順次新たな事業も実施または予算化してきております。例えば令和5年度には観光QRガイドマップの作成に取り組みました。令和6年度には運用開始を予定しております。また、先ほど説明いたしました周遊観光促進事業は、令和6年度当初予算案に掲示をさせていただきました。これは「マダーミステリー」というのだそうですけれども、新たな客層の方に町内を周遊していただくことにつながる事業ではないかと、誘客が期待できるなど今期待をしているところでございます。このほか、観光ガイドの研修、モニターツアーなども順次行われてきております。引き続き、長瀬町観光振興計画に基づいた施策の推進に努めてまいります。

なお、令和2年に策定した長瀬町観光振興計画は、令和6年度に中間見直しを行うこととされております。そのために必要な予算を令和6年度当初予算案に計上させていただきました。社会情勢の変化等も踏まえて計画の見直しに取り組んでいきたいと考えております。

それから、先ほどロングトレイルのお話で、実行されると長瀬における観光消費額の試算が1億円程度というお話をお聞きいたしました。今議会で初めてお聞きしたわけでございますけれども、すごい数字が出てきまして驚いたところでございます。どういう計算をされたのかなとちょっと関心を持ったところでございますが。

また、その中で、多分野議員も読まれているかなと思うのですが、去る3月4日、埼玉新聞1面に「秩父にアニメの新聖地 長瀬で「わたてん！」巡礼」というのが1面に掲載されました。観光協会の田島事務局長のコメントが出ておりましたけれども、「長瀬は比較的リピーターが多いが、最近は初めて訪れてみたという観光客が増えてきている。アニメは季節を問わずイベントを展開できるので、今までにはない強み」と載っております。また、そのときにも一本屋さんのコメントも載っておりますけれども、「ファンが訪れて秩父特産品の売上げに貢献をされておる」ということでございます。このアニメにつきましては、岩畳やラフティング、ロープウエーなど、町内の人気観光スポットが多数登場しておりますので、観光に寄与していただけるのではないかなと思っておるところでございます。

また、3月1日の宝登山神社で産業祈念祭がございましたが、そのとき村田観光協会長の挨拶の中でも「今年の臘梅客は例年になくにぎやかでした」というご挨拶がございました。「この調子でいけば観光客が今年は大勢来ていただけるだろうと予測をしておる」とおっしゃっておりました。特に今年の名勝及び天然記念物「長瀬」が国指定となって100年ということで、先ほどもご挨拶させていただきましたけれども、町と観光協会が一体となって様々な企画をしておりますので、恐らく大勢の観光客にお越しいただけるものと期待をしているところでございます。

それから、ロングトレイルにつきましてでございますが、私のところには事業主さんから正式にお話は来ておりません。ですので、先ほどお答えさせていただいたということでご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（岩田 務君） 次に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、町長発言の真意について伺います。本年の商工会賀詞交歓会の席で、町長の挨拶の中で「寄居町との合併を望んでいた」との発言がありましたが、当時は皆野町との合併を進めていたのではありませんか。この発言は、今後のまちづくりの考えがあつてのことなのか、その真意を伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

平成16年10月19日に皆野町との合併協議会が設置される前には、いろいろな合併案が様々な機会で語られていたと思います。寄居町との合併案もアイデアの一つとして、前大澤町長と会話をしていた記憶がございます。長瀬町は、秩父地域の中で最北部に位置しておりますので、生活圏が秩父方面だけではなく、寄居方面の方もいらっしゃる状況でしたので、今現在もそうだと思いますが、そうした中で寄居町との合併もアイデアの一つと私としては考えておりました。今回、商工会の賀詞交歓会の席で発言した真意につきましては、常日頃、近隣の自治体との交流は重要と考えておる中で、隣接している寄居町の事業者様の講演会後の挨拶でしたので、合併はしなくとも積極的に近隣自治体で交流をしていくことが有効であるとの思いから、過去のアイデアを発言したものでございます。皆野町との合併案を否定したわけでもなく、寄居町との今後の合併を推進する意味合いを込めて発言をしたものでもございません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっとがっかりしました。私は、当時、寄居町との合併を勉強する会の一員として、寄居町と、また秩父市とも勉強会をしました。私は、最初から皆野、長瀬は駄目だという考えの下、この議会に手を挙げて入ってきました。当時、寄居町との合併勉強会では、寄居町選出の県議員をはじめ、寄居町議会ほぼ全員が長瀬と、何とか東秩父も踏まえて3町合併をしようという志の下、一生懸命いろんな勉強をさせてもらいました。特に私はこの長瀬町のために、皆野と合併ではなく、水道料金を少しでも安くできる、これからの高齢化社会、あるいは人口統計を見れば、皆野とくっついてまた秩父とくっついてほかへ行くよりも、最初から寄居に行ったほうが長瀬のためになるということで、私は寄居町と勉強しました。当時、秩父市長である栗原市長にも長瀬町までおいでいただいて勉強をしましたが、やはり3つの合併でいくには寄居町との合併がいいということで、我々当時1年生はその方向でいくように努力

もしました。ですが、最終的に寄居町の判断は、長瀬町との勉強、合併を進めるに当たり、「1年生は一固まりだけでも、その上が何で数人しか来ないんだ。まあ当時の議長は来ていただいたからいいにしても、全員一致じゃない」というお返事でした。その後、寄居町にホンダができるということが決まったら、時の町長は寄居町に行って門前払いでした。当たり前だと思います。私たちはもう最初から行ったのであって。そういうことからして、まさかあの商工会の賀詞交歓会、町長のリップサービスではなければいいな、今年は辰年だから役に立つ年になるなどと思いながら、この質問で真意を聞こうと思ったら、大変がっかりしました。町長の今の答弁でいくと、この議員席にいる町村合併のときに加わっていなかった人、あるいは傍聴席で町村合併に興味のあった方、聞けば、またここでええっと疑いたくなるような今の答弁だと思いますけれども、町長、もう一度リップサービスだったということを言って終わりにしてもらわないと、今の答弁でいくと町長一貫性が全部ないのですよ、今まで。一貫性がない。合併も皆野、長瀬の急先鋒であったのだからそれがこう変わる、あるいは学校の統合にしても考えさせない、合併しないって言っていたのが、本当にマギー司郎の手品ですよ。早々できて、これも結果オーライならいいのでしょう。一貫性がない。そしてまた、ゆるキャラの問題も、私が平成17年、埼玉県庁で意見を預かってきてこの場で発言したときに、ゆるキャラはつくる。その後、どういうわけか、8番議員も質問して、ゆるキャラはつくらない。風光明媚な場所を見てもらわなくては駄目だって言いながら、今度はゆるキャラはつくる。しかも、今年の2月ですよ、2月。秩父市に定住自立圏構想の説明を聞きに行きました。その席上で、秩父市の職員が「植樹祭までには長瀬町さんもゆるキャラを間に合うそうですから」という挨拶です。これ議会軽視ではないですか。町長、一貫性がないと、これからもここで一生懸命発言しても、その場が過ぎればまた変わってしまう。そういうことのないように、町長、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

この合併問題につきましては、20年以上も前のお話でございますので……

〔「関係ないよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 当時はいろいろな考え方があったわけでございまして、それからまた柴崎会長とは私もその以前からお付き合いがあったものですから、そうした中で合併問題ですとかいろいろなことを思い出しまして、柴崎会長のような立派な方のいらっしゃる長瀬町としたかったですねという意味合いを込めて、要するにただいま関口さんがおっしゃいましたとおりのリップサービスをさせていただきました。関口議員も、ああ、町長がリップサービスをしているぐらいでお聞きしていただければよかったなという思いがいたしておりますけれども、ちょっと私も関口議員の前でいろいろとご一緒させていただくことが多いわけですが、いろいろ考えて口を利かないと大変なことだなと今思っておるところでございます。

それから、ゆるキャラ、統合といろいろなお話をただいまいただきました。一貫性がないという話ですが、やはりこれ時代が流れているのですよね。そうした中で、私も絶対駄目だという、もうこれを私は決めたのだから絶対これはやりませんということは、やはりその時代の流れの中でその意志を貫くというのですかね、それは町民にとっていいことではないと思っておりますので、そうした中でその時代に即応した行動をさせていただいておるわけでございますので、そこのところを関口議員も、多分皆さんそうだと思うのですが、そうしたところもご理解いただければと思います。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 聞き流せばよかったと町長はおっしゃいますけれども、あの商工会の賀詞交歓会の中でも、私の、当時合併で一生懸命勉強して、何とか寄居とくつつこうという同志がいたわけです。そういう同志の方にも、私が聞き流したのではちょっと、私はそういう裏切りはできません。それで、よく町長に私ここで、議場でいろいろ申し上げるのだけれども、町のために申し上げる。特に以前の話をするれば、町長はよく挨拶するときに、その会場に入りながら「昨日は私飲み過ぎちゃったんで、どうも」という軽いのはよしてくださいよという話もしました。火事も、自分の知り合いの火事の際には、たまたまそこへ現場に行き着いたのかもしれないけれども、そういうのはやめてくださいという私発言もしました。やはり町長という看板をしょったら長瀬町の本当に顔なのだから、そういうリップサービスだったらリップサービスのような挨拶をしてもらえばいいけれども、私は真剣にあの賀詞交歓会の席上であの町長の言葉を聞いて、新年、これから町民のために一生懸命働こうという気持ちで、長瀬町の経済界と言っていいと思うのです、商工会は。そういう方との交歓会に出ていました。だから、そんな聞き流す、そんなことはできません。だから、いまだ風布の水問題、よく私ここで言うけれども、合併のときに風布地区にもライフラインを引くという長瀬町の約束、果たされていない。これは、もう風布の人にとっては忘れろって忘れられないですよ、水問題で今困ってるのだから。そこで、私は寄居町の古い議員の方とよくというか、寄居で仕事の関係で行き合ったりする中でも「風布が股裂き合併していて、長瀬の風布頑張れよな」というお言葉今でももらいますよ。寄居の風布には水道が引いていて、長瀬の風布には水が行っていないのだから。だから、町長、聞き流せていっても聞き流すことはできないので、町長がこの議場で発言したことは一貫性を持ってもらわないと、今後も真剣にここで勉強しながら質問を考えてくる、できなくなりますよ、その場限りで終わりだったら。しっかり町長、まだ任期残って、次の町長選挙にも出るでしょうから、一生懸命町民のために真剣に一貫性があるようなまちづくりをして、将来にいい、ああ、大澤町長、女性初の町長でよかったな、そう言ってもらえるような町長の任務を果たしてもらいたい。最後にもう一度決意をお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいまの関口議員のご質問ですけれども、ちょっと訂正していただきたいなと私思っているのです。懇意の人の火事現場にしか行かないというお話をいただきましたが、私はほとんどの火事現場に行っております。これは担当課長にお聞きいただいても。本当にぼや程度で済んだという場所には、まあいいかなということで行きませんが、ほとんどのところにお伺いさせていただいております。

それから、飲み過ぎたというお話、最近もう私も高齢になってまいりましたので、飲み過ぎたというほどお酒は飲みませんので、これも訂正していただきたいなと思っておるところでございます。

〔「以前言ったという話だ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） それからあと、寄居との合併を当時関口議員が考え、行動しておったというお話を今日初めてお伺いいたしました。当時、大澤前町長からもそういうお話は聞いたことございませんし、仲間に入りませんかと関口議員に言われたこともございませんでしたので、今日この席で初めてお伺いして、ああ、もう20年近くたつけれども、そんなこともあったのだなという思いでお聞かせいただきました。

以上です。

○議長（岩田 務君） 関口議員に申し上げます。

ただいま町長よりもお話があったように、根拠のない単なる風評とか、発言の根拠が不明確なこと、事実と異なる発言などは無礼な言葉に当たることもございますが、発言の訂正はいたしますか。

- 7番（関口雅敬君） 何、何。もう一度。
- 議長（岩田 務君） 先ほどの発言で、事実と異なること、また根拠が不明確であること、単なる風評、うわさに基づく発言というのは、本人が無礼な言葉と捉えたときにその無礼な言葉と当たることになりませんが、それに対して訂正はいたしますか。
- 7番（関口雅敬君） 議長、今町長が寄居町との合併の話も私が初めてだって言ったけれども。
〔「それは、訂正してくださいと言っています」と言う人あり〕
- 7番（関口雅敬君） どれを訂正しろと言ったのですか。
〔「火事現場が」と言う人あり〕
- 7番（関口雅敬君） 火事現場は、ぼやの席で言っているときに……
〔「いや、火事現場に、懇意のところしか行かないというところ。……行っております」と言う人あり〕
- 7番（関口雅敬君） では、いいです。
〔「それからあと、飲み過ぎたというのは、昔は、若い頃はそういうことがあったかもしれませんが、もう私も年を経てまいりましたので、そういうことはもうここ……」と言う人あり〕
- 7番（関口雅敬君） では、その2点訂正してもらっていいですよ。
続いて、次の質問に行きます。
- 議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。
- 7番（関口雅敬君） では、次の質問に行きましょう。どうもこの1番目は心配をしていました。
2番目に行きます。災害時の行動について町長に伺います。一回深呼吸をして冷静に、ソフトトークでいきたいと思います。能登半島で被災した皆さんにはお見舞いを申し上げながら、この質問を始めたいと思います。能登半島で起きた地震の報道を見て、我が町の防災体制は十分なのか心配になりますが、防災訓練をしていない町で、職員はマニュアルに沿って行動できて、町民を守ることができるのか伺います。
また、地域住民のためにどのような避難行動計画がなされているのか伺います。
- 議長（岩田 務君） 町長。
- 町長（大澤タキ江君） それでは、災害時の行動についての関口議員のご質問にお答えをいたします。
能登半島地震の発生を受け、自治体における災害対策の重要性が再認識されているところでございます。まず、職員はマニュアルに沿って行動できて、町民を守ることができるのかについてお答えをいたします。防災訓練をしていないとのお話でしたが、町ではこれまで各種の訓練を実施してきたところでございます。令和2年度からは毎年、風布地区で土砂災害を想定した町民参加型の避難訓練を実施しております。令和3年度には、行政区と連携して、町民の安否確認、被災状況の把握を行う情報伝達訓練を実施しました。さらに、令和2年度、令和5年度には、役場職員による避難所開設運営訓練を実施しました。このほか、令和元年度、令和5年度には、埼玉県、長瀨町、福祉施設の共催による福祉避難所での受入れ訓練や通報訓練も実施しました。一方、役場職員の約6割に当たる46人が消防団員として日頃から消防、防災訓練等の地域活動にも当たっていただいております。職員は、こうした訓練の経験や活動を糧として、地域防災計画や職員初動マニュアルに沿って町民の生命、財産を守るためにしっかりと災害対応に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。
次に、地域住民のためにどのような避難行動計画がなされているのかについてお答えいたします。令和

3年7月には、避難情報の判断基準及び伝達マニュアルを改定しました。このマニュアルに基づき、災害の発生が予想される場合には速やかに町民に避難等の情報を伝達いたします。そして、自主避難所としては中央公民館を開設します。さらに、避難指示を発令した場合には、町内5か所の指定避難所を開設するほか、29の集会所等も地域で避難所として開設していただくこととしております。町民には、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール、消防団による巡回などにより避難等の周知を行い、避難行動を促してまいります。また、町民には避難行動計画を理解していただくことも重要です。今後、住民の避難訓練や広報を通じて防災意識の向上に努め、いざ災害のときにも安全に避難行動を取っていただけるよう取り組んでまいります。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 大体そういう答弁をしてくるでしょうと思っておりました。

では、再質問でいきたいと思います。まず、この能登半島の災害で、私が以前から言っている災害備蓄品の管理の仕方、集中管理をするのだと、町は12月議会でも私に答弁をしておりました。その後、この能登半島の震災が起こって考え方が変わったかどうかをまず聞きたいと思います。今言うように、避難所5か所も、私職員初動マニュアルを見させてもらって、これで大丈夫かと私なりに検証したところ、ちょっと本当に絵に描いた餅というように感じました。

そこで、まず私が整理したのは、順番が変わるかもしれませんが、備蓄品関係で見直す必要がある、集中管理でなく分散備蓄がいいというのは、この避難所5か所で、町長、住民側が思っている避難場所と役場がこの初動マニュアルに沿って避難所を開設する、全然方向が違っているのですよ、一般住民の方。私もいろんな人に避難するときどこへ行って聞くと、十人十色です。この5か所が大災害のときに避難所に指定される指定避難所、中央公民館、第一小学校、第二小学校、中学校、ふれ愛ベース、そのほかに長瀬地区公園、野上地区公園、井戸地区公園。これ書いてあるだけで、あと各地区の公民館、集会所で、この前避難命令というか、避難を安心・安全メールで長瀬町もやったときに、私の地域はげんきプラザに逃げていった人が多い。もし大災害になったときに、井戸、岩田を例に出してこの前言いましてけれども、多分孤立したらどこへ逃げてくるのだと言ったら、井戸の方はげんきプラザって言う人もいます。この井戸の地区公園って言った人は誰もいません。あそこに備蓄庫があるけれども、大したものがないですよね、これ読めば。あそこには、軍手や何か置いてあるって書いてあるのだけれども。そういう点からいって、まず避難所。町長、町が考えている避難所と住民が考えている避難所が全然食い違っているのです、その周知徹底ができていない。この避難行動マニュアルに沿ってもそうなのだけれども、地震のとき、大雨のとき、種類がみんな違うのです、場所が。だから、ハザードマップを持って見て、ああ、この大雨のときは向こうだな、この災害のときはこっちだなんて分けなければなのですよ。避難所については、そういうことで周知徹底が本当にされていない。本当に災害が起こったときに大変になるのは役場の職員ですよ、みんないろんなところへ逃げているのだから。だから、私は備蓄品も含めて分散備蓄にして、まず3日間、何とかその地域ごとで逃げやすい場を考える、そういうふうにしたほうがいいと思ってこの前言ってきました。

今、今度の災害ではトイレがすごく問題になっていますよね。トイレ。町の災害マニュアルに沿っては、トイレのあれを持っているのは1つだけでしょう、あの簡易マンホールにやるやつ。ほかは全然ない。町で保管してあるのならまだいいと思いますよ。それはないのだから。町でやってある中には書いていない。そういう点で、避難所を開設するまでに、備蓄品のこともそう、逃げているところもそうで、トイレの話

になったので、私は自分で町内回って、ああ、ここの家はきれいな池が造ってあるな、コイのでっかいのが一年中池泳いでいるな、その水源聞いて歩いていきます。どこにあるのだ、おたくはって。そうすると、今そういう話をすると、その池を持っている地主の方は「災害が起こったとき、この水源があればみんなが水できるんだいな」という話もしてくれます。貯水池、それ管理もいつどうに管理してあるか。あれを飲み水にしたり、トイレに流し……飲み水にはできないでしょうけれども、トイレに使うとか、そういう研究もなされているのかどうか。備蓄品にはないですからね。

職員の初動マニュアルを読んでいくと、職員が指定した避難所に来られない職員、職員だって災害が起こるから、起こったときには思いどおりの、自分がそこに行くべきところへ行けない。そういう職員は、後からでもいいから、どこの避難所へ行ってもいいから連絡をよこせ。では、その連絡方法はどうやってやるのだろうか。以前は携帯電話が、もうかなり前ですよ。携帯電話3台買って持っている。ただ、夜間はこの携帯電話は使えない。警察、消防に連絡をしてくれ。消防、警察から職員の家に。だから、警察と消防は職員の家、電話番号分かっている、携帯が。住民は分からない。そういうシステムになっているのでしょうかという今までの流れです。

ですから、町長、避難所の周知徹底、あるいは備蓄品、分散備蓄にしたほうが私はいいと今でも思っています。それで、この職員の初動マニュアルを職員がみんな理解しているのだと私は思っていますが、その職員がこの初動マニュアルを全部読んで、いつでも絶対町民を守れるようにやっているのだと思うけれども、心の中で、これ無理だよ、備蓄品は分散備蓄したほうがいいよって言う職員誰もいないのですか、お聞きします。職員から集中管理がいい、この役場の4階に水や何かが置いてあって、大災害が起こったらここから持っていく。その手間考えたら、もう今から分散したほうがいいのではないですか。

再質問で避難所やそういう初動マニュアルについて今やりました。この間NHKで、夜中、ある東日本大震災を経験した人から能登半島の今の被災者に向けてこういう言葉がありました。「行政の皆さんの力を信じて一日一日頑張ってください」、これ聞いて私もこの長瀬町住民のために、行政を信じている、住民は。だから、町長、今ですよ。変えるのは。いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

何か前段がいろいろ長かったものですから、最終的に私のほうでお答えするのは分散備蓄をなささいということかなという思いがいたしておりますが、それでよろしいのでしょうか。

〔「そういうこと」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 関口議員と私のこの分散備蓄と集中備蓄につきましては、なかなか意見の一致しないところだと思っております。私としては、やはりこれは集中管理が一番よろしいと思っております。これは、2019年の大型台風の際に500人の方に避難をしていただいたわけでございますけれども、そのときの経験も踏まえて私としては申し上げておるところでございます、職員の中から分散がよいというお話は、私のところにはそういう声は届いておりません。

それから、避難所のお話でございますが、町民にお示ししているのは、ここに避難所を開設しますよということで、ここに行きなさいとは言っていないと思います。台風19号のときも、私たちが考えますと一番近いところに行くのかなという思いがいたしておりましたが、そうではなくて、自分の行きやすいというのですかね、近くではなくて遠くのほうに行かれているという方たちもいろいろおりましたので、町民の皆さんもなるだけ近くにという考え方ではなくて、考え方はそれぞれあるようでございますので、町と

いたしましては、町で開設をした避難所どこへでも逃げてくださいますということでお示しをしているわけですので、そこのところご理解いただきたいと思っております。

それから、昨年大きな避難訓練やったのです。職員やったのですが、それは広報でたしか出したと思うのですが、関口議員のところには届いていなかったのかなと思っておりますが、しっかりと職員が訓練をしていただきました。そうしたこともやっておりますので、関口議員も町のことに関しては本気でやっていただいているのですから、そういう細かなところにも目を向けていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私も勉強不足だと町長に今教えられました。一生懸命、今度は一句一句しっかり広報も読んでいきたいと思っております。

それでは、最後の再々質問に入ります。この前の避難をしろというのは、もう予測ができた災害ですね、大雨が来る。これから大雨が来るから、住民の皆さんはという放送が事前からやれました。だから、早く逃げる人は車で遠くまで行ったという、町長の話が本当だとしたらそういうことだと思います。その後の議会で私が質問をしたときに、毛布持ってこい、何持ってこいというあの放送どおりに住民ができなくて、あの大雨の中を年寄りがある避難所に行ったときに、毛布を持ってこいという放送があったではないかというのをやったのを覚えていますよね。だから、事前に分かる災害だったら自分が該当、近くではなくて遠くでも、ああ、この避難所の中で考えたら誰が考えたってここへ逃げていこうかなというのは私もあります。だけれども、本当にどさっという、この能登半島もそう、お正月に私も本当にこたつにあたって、さあ、これからお正月の行事が終わったからゆっくりするかなと思っていたらあのニュースを聞いて。あの状態だったら、長瀬だって自分が好きな避難所へ逃げていこうなんて無理ですよ。無理。町長、小さな災害だったらこんな議論をしても全然平気なのです。大変な災害になる前に、「備えあれば憂いなし」という言葉がありますけれども、この議論が無駄になることを私は願っているのです。

町でこういう職員初動マニュアルに書いてある避難所を読めば、そのほか各地域の公会堂、公民館あるのでしょうかけれども、どこの公民館、公会堂を見ても結構傷んでいるから、あそこへ逃げていくのなら自分の家いたほうがいいよという人がかなり多いです。特に井戸、岩田、この前もやりましたね。井戸、岩田だったら、岩田はどこへ逃げていくといたら、では第二小学校が一番近いから第二小学校。橋が崩れたらどうするのですかというときにライン下りを出してもらいますか。町長は、ライン下りとラフティング業者が備蓄品を運ぶのだからって言っているのだから。では、備蓄品は第二小学校に集中管理して、職員が持っていくのだから、人運んだほうが早いでしょう。できますか、それ。矢那瀬の人、逃げる場所が第二小学校、あるいは矢那瀬に今度買った、あの消防小屋を建てた、そういうところでいいのだと。ちょっとかわいそうではないですか。あれでは何名も入れないのだから。それこそ寄居から応援頼みますか。そういうことでいけば、予測できる災害は心配なくて大丈夫ですよ。この間「TVタックル」で私見ていたら、3日間の食料、いっぱいみんなが心配するけれども、ほとんど心配要らないよ、3日間という。何かかなと思ったらパーベキューやるそうです。冷蔵庫はみんな肉が買って置いてあるから、今大型冷蔵庫になっているから、肉が入ってるから、近所からみんな集めてパーベキュー大会やって3日間待てばいいやって言っていました。こんな笑い事で済めばいいなと思って、私剣道仲間で県警にそういう剣道の知り合いがいるのでその話をしたら、埼玉県警が東日本大震災で救援活動に行ったそうです。そしたら、それ岩手だそうです。岩手に埼玉県警で応援行って、食料という話になったら周りの人たちが「うちの冷蔵庫

もう電気が来てねえから駄目だよ。冷蔵庫の中にあるものでよきゃみんな持っていこう」と言ってやってくれたそうです、住民が。そうしたら、食べたことがないようなカニやそういうのがどんどん出てきて、「それこそ、今は笑い話で言えるけど、バーベキュー大会だったですよ」って言っていました。だから、備蓄品どうのこうの、町長、集中管理がいいと言うけれども、いざとなれば、言葉悪いけれども、バーベキューやっってくださいで済んでしまうのだ。それよりも避難所に逃げるその周知徹底。はい、川向こうの人はライン下りに乗ってこっち側へ来てくださって言えるのですか。そういうのを反省しなくては駄目だと。職員から何も出ないといったら、それこそ町長、この前の12月議会で5番議員も私も意見を公開しろと言った交流広場や提案制度でも何でもいいですよ、そういう聞いてみてくださいよ。絶対意見が、職員だと言にくいのかもかもしれませんね。だから、言いやすいような職場環境にしないと、一丸となってこの町の住民を守ることはできないと思います。私は、完全に防災から守れというのではなくて、完全な防災というのは無理だと私も思っています。それよりも少しでも軽くできるように、できるものから変えていく。こういうのを住民の皆さんの代わりにここで訴えているので、真剣に町長、考えてください。

もしよかったら、最後に副町長もコメントやっってください。埼玉県で、この前も言ったけれども、40年も経験して、もう大分、超ベテランの職員なのだから、この防災のことについて町長の言うとおりでなくやっってください。副町長、山田洋次監督が言っていました。山田洋次監督が「男はつらいよ」を撮ったときに、第1作目、自分の助監督に「おお、あれどうだった」って聞いたら、「ああ、結構です」という返事くれたので、山田洋次監督が怒ったそうです。「自分と同じ考えでいい、いいって言っていたんじゃおめえ、あんたの役要らないんだよ。悪いことが、もしここをこうにしたほうがいいよって言ってくれたほうがありがたいよ」って言ったら、その後どんどん変えてくれるそうです。今あの「男はつらいよ」を見て、私もあの寅さんになりたいなと思っているので、副町長ぜひ、フォローでいいですよ。2人でどうぞ、どうぞなんてやっていないで。2人でどうぞ、どうぞってやっていると私が手挙げますから。

〔「どうぞ、どうぞはやっていません」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君）　お願いします。

○議長（岩田　務君）　関口議員に申し上げます。

ただいま通告にない質問の……

○7番（関口雅敬君）　通告だよ、これは。

○議長（岩田　務君）　通告にない質問……

○7番（関口雅敬君）　関連しているのだよ。

○議長（岩田　務君）　質問者に対しても、町長に質問しているわけですし、お答えできる範囲でよろしければ今回に限り許しますが。

○7番（関口雅敬君）　それはそうだよ。

○議長（岩田　務君）　それでよろしいですか。

○7番（関口雅敬君）　お答えできるでいいのだよ。

○議長（岩田　務君）　町長。

○町長（大澤タキ江君）　何か関口議員の講演会を聞きに来たような感じで聞かせていただいておりますけれども……

〔「真面目にやりましょう」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君）　最終的に備蓄品の話は備蓄品がなくても3日間は世話ないよというお話でござい

ましたので。

〔うん、そうだよ〕と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ええ。それと、3.11の地震をここで私たちも経験をしたわけでございまして。

〔「そう。知っているよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） たまたまね。あのとき震度4でございましたけれども、長瀨町は全く大丈夫でしたということでございましたね、あのとき。私は、長瀨町の災害というのは基本的に大型台風と土砂崩れかなという思いがいたしております。もう地震はともかく長瀨町、この秩父地域が駄目になるときは日本全部駄目になるという話をどなたもしていますよね。あの3.11を経験したわけですから、私たちも。その中で、橋が壊れるという状況になったというときにはもう完全に駄目だと思います。それから、寄居から頼むのかいというお話でしたけれども、もうそのときには波久礼が完全に駄目になってしまいますよね。ですので、ちょっとそれは関口議員のお力でも無理かなという思いがいたしております。2019年の大型台風のときは、避難所へたくさん避難していただきましたけれども、ご親戚や友人、知人のところに行かれた方も結構おられたわけです。今関口議員のお話を伺っていて、私の住んでおります井戸上郷区はコミュニティセンターが駄目だというお話でございしますが、関口議員はすごくご立派なお家をお持ちなので、そのときにはぜひ受け入れていただいて、バーベキューでもやっていただければ皆さん喜んでくださるのではないかなという思いで聞かせていただきました。この後、副町長からまた細かい、副町長なりのご意見もあると思いますので、よろしく願いをいたします。いずれにいたしましても、ご講演をお聞かせいただきまして、参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 関口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

防災対策につきましては、私は計画と訓練が非常に重要だというふうに考えております。長瀨町におきましては、これまでも計画、あるいはマニュアルを時代に応じて見直してまいりました。また、必要な新設の計画も策定してまいりました。また、訓練につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、これまで各種の訓練を実施してまいりました。町といたしましては、訓練マニュアル、適宜今後も必要に応じて見直してまいりますし、訓練につきましても必要に応じて必要な訓練を実施してまいりたいというふうに考えております。町民の生命、財産を守るために町としてしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、最後の3番目の質問をしたいと思います。

3番目のやつをやります。最近、町内で交通安全母の会や愛育班など役員の受け手がなく、選出に苦慮している相談がありますが、町では何か解決方法を考えていただけるのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の役員等の人選についてのご質問にお答えいたします。

役員の成り手不足につきましては、少子高齢化や共働きなどから深刻化しております。まず、交通安全母の会は現在28名で構成をしており、会長以外の支部長27名を町内の行政区から1名ずつ選出していただくという方法で組織をしております。人選につきましては、区長さんの親族が支部長になったり、行政区内の班で順番で行うなど、各支部で工夫して選任をしていただいております。一方、人選に苦慮している

という声も町には届いております。また、愛育班は地区別に、家の隣から隣へ当番が順番に回っていく方法を取っていますが、数年前から一部の地区では隣に回せない、受けてもらえないなどの意見が寄せられているという現状もあります。交通安全母の会、愛育班のどちらの団体も、人選に苦慮する原因は各ご家庭の状況、お勤めの状況に加えて、会の活動が見えないということも一因にあるかと思えます。町では、人選に苦慮している区の相談に対応するとともに、役員の候補となっている方へ団体の年間計画、活動内容、負担の度合い等を丁寧に説明してまいります。また、それぞれの団体の活動内容を時代に合わせて削減できないかについても、役員の負担軽減になるよう両団体と協議してまいりたいと考えております。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 答えは今町長が答弁したとおりで、人選がもう苦慮しているという理由は、年寄りが独り住まいが隣になっているから回せない、あるいは隣近所が本当にもう高齢化になってそういうことができない。愛育班の配り物にしても、お年寄りから言わせると自分たちが役員を受けて配り物をするだけといっても本当に負担に感じるという話をよく私も耳にするので、今町長が答弁してくれたようなことを私も答弁をさせていただきますので、町も何とかこの2つの団体、はっきりとそういうのを言ってください。区長会でも何でも、そういうのははっきり無理だったらというのを伝えてもらわないと、「向こうの区でこうやっているから、うちのほうの区長も変えられねえんだ」とかという話よく聞きますので、町の本当に必要なのはそういう会ではなくても配り物ぐらいはできるのだから、お願いをして、私の質問これで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、1番、鈴木日出男君の質問を許します。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、町の農業従事者の現状と農産物直売について産業観光課長にお聞きいたします。日本の農業は、今労働不足、大変深刻な状況となっており、農業従事者は60年前比べますと9割減、また60歳以下の農業従事者は10年前には110万人でしたが、現在は65万人と、4割ほど減少しております。当町においても、古くは農業を中心に栄えてきたわけでございます。現在は養蚕農家が1軒という本当に寂しい状況となっております。このような中、今は野菜や果実中心とした新鮮な農産物を直売所で販売している農家が多くありますが、当町は山林に囲まれ、農業を行える耕作面積も少ないことから、北海道、また東北地方とは違いまして専業農家として成り立つことは本当に難しいと思われませんが、当町の農業従事者と農産物直売のことについて次のとおりお伺いをいたします。

1つ目として、専業農家の戸数、また農業従事者数の推移、この20年間の間比較してどうなったかについて。

2つ目、最新の情報として、農家の主な生産物、またJA直売所等へ出荷している農家数は幾つぐらいあるのか。

3つ目、直近5年間の地域就農者の状況についてお伺いします。

4つ目が農産物直売会、昨年は11月に行いましたが、その状況と、今後実施回数は増やすことができる

のか。また、長瀬町駅で行った際、この間はちょうど奥まった場所でありました。場所等の検討についてはどうかお伺いします。

最後に、農産物直売としまして、全国で行われております軽トラ市の開催について町内で計画、実施したことが今まであるのかどうかについて。

以上、5点お伺いします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の町の農業従事者の現状と農産物直売についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の専業農家の戸数と農業従事者数の推移が20年前と比較してどうなったかについてお答えいたします。当町の農家戸数及び農家人口につきましては、埼玉県が5年ごとに公表している農林業センサスの数値を引用しておりますが、平成12年の調査から専業農家と兼業農家の項目が廃止され、新たな項目として自給的農家と販売農家が新設されております。また、農家人口につきましても、平成17年の調査を最後に公表されておらず、それ以降の正確な数値の判断が困難な状況となっております。以上のことを踏まえまして、20年前の平成17年と直近の令和2年の農林業センサスにおける農家戸数を比較いたしますと、自給的農家数は254戸から245戸に9戸減少し、販売農家数は66戸から40戸に26戸減少しております。また、農家人口につきましては、平成17年の1,002人を最後に公表がされておりませんので、比較することはできませんが、農家戸数に比例して減少しているものと推察いたします。

次に、2つ目の農家の主な生産物とJA等へ出荷している農家数についてお答えいたします。現在、当町からJAちちぶ皆野長瀬農産物直売部会に58名の生産者の方が登録されており、そのうちの45名がJAちちぶの直売所を中心に農産物等を出荷しております。主な生産物といたしましては、四季の露地野菜が中心となりますが、柿や栗、キウイなどの果樹も出荷されております。

次に、3つ目の直近5年間の新規就農者の状況についてお答えいたします。町が令和元年以降に認定した新規就農者は11名で、うち2名が法人でございます。年齢は、30代が1名、40代が1名、50代が6名、60代が3名となっております。営農類型別では、畑作経営が1名、露地野菜経営が4名、複合経営が1名、果樹単一経営が5名となっております。

次に、4つ目の農産物直売会の状況と、今後実施回数を増やすことができるのか、また実施場所の検討についてのご質問にお答えいたします。この農産物直売会は、地元住民や観光客に長瀬農産物をPRするため、長瀬駅前広場の一角をお借りし、年1回、秋の観光シーズンに合わせて実施しております。実施場所の選定に当たりましては、事前に秩父鉄道と協議した上で決定しておりますが、今年度は秩父鉄道主催の地酒フェアと開催日が重なってしまったため、議員ご指摘のとおり、少し奥まった観光情報館側での出展となりました。また、実施回数につきましては、収穫や出荷の作業がある生産者にとって一日中店頭販売を行う直売会に携わることは大きな負担となることから、これまでは1回の開催としておりましたが、今後、町内の生産者や生産団体から直売会の実施要望が出てくるようであれば、実施時期や場所、体制等について前向きに検討させていただきたいと考えております。

最後に、5つ目の農産物直売として全国で行われている軽トラ市の開催について町内で計画、実施したことがあるかについてお答えいたします。古い資料が残っておりませんので、正確なことは申し上げられませんが、少なくとも平成元年以降、町主催による軽トラ市を計画または実施した記録はございません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1 番、鈴木日出男君。

○1 番（鈴木日出男君） 課長、ありがとうございます。いろいろ農家軒数も、販売農家26軒減の40ということでございますが、やっぱり農業は厳しいのだなというふうに思っております。

それで、皆野での57名登録している中の45名という出荷人数ですが、本当に結構な数の方が皆野のほうには出しているのだなという考えがしております。

あと、新規就農についても11名ということで、これについては本当今後県、町のほうからも補助金等がいろいろあると思いますが、そちらのほうについてもいろいろ出していただき、やりがいのある新規就農者を増やしていただければなと思っております。

4つ目の直売会については、私も初めて昨年行きました。本当にいい野菜を売っておりまして、そこへ出ている方々の話聞いても、あと数回ちょっと多くやりたいなという話も聞いておりますので、ぜひ検討していただきたい、そのように思っております。

あと、最後、軽トラ市の関係なのですけれども、これは2005年に岩手県の雫石町というところで始めたそうです。人気の秘訣がやっぱりよいものを安く買いたい消費者、また自分の作ったものを直販したい生産者、そして周りのにぎわいを創出したい商店街ということで、本当に誰もが損することなく、みんながハッピーになれる仕組みということで、元気を失った地方がまた最小限の経費で地域の活性化ができるものであると私も思っております。この間、長瀬町内の農産物生産者の方々にお聞きをしました。「様々な問題をクリアしなければならないと思うが、ぜひ軽トラ市をやってみたい」という声もございました。ぜひ町でもいろいろと全国の自治体等が実施しているものの内容を調査していただきまして、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

軽トラ市利用するメリットというのは、本当に荷台が陳列するのにちょうどいい高さだそうです。また、車で乗りつけて撤収も早い、手間もかからない、また産地直送のイメージがあるということでございます。埼玉県では行田と小川町でやっているそうですが、やっぱり先ほど課長も言ったように取りたての野菜、キノコ、また果実、あと花、苗等、それがほとんどだそうです。私は、9月議会の一般質問で、長瀬町駅周辺の商店街のにぎわいの創出ということで質問をいたしました。それは、岩畳商店街の本当に立地のよい、あそこの商店街の通りですね、あそこで立地のよい空き地等が本当に今目立つようになりました。下りて行って左側には本当に大きな空き地があるわけなのですが、あそこの空き地等を利用して何かできないかということで当局にお聞きをしたところでありました。それで、ちょうど私が今年1月にその空き地の地主に、立ち話程度でございましたが、お話をしました。そうしたら、町が本当ににぎやかになるのならぜひどんどんそこを使っていただきたいというお話を聞き、私も話してきたわけでございます。町民の方々や観光客の方々、さらには生産者の方々に本当に喜んでいただけるものであれば、先ほども申し上げたとおり、ぜひ生産者と今後話合いを持ち、地権者の方ともいろいろお話を進めながら、町としましてもぜひこの軽トラ市、前向きに考えていただくように私から本当にお願ひしたいと思っております。

産業観光課長、ぜひ一言お願ひしたいと思っております。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

ご質問の軽トラ市につきましては、他の地域の開催事例を見ますと、主に商工会や観光協会、それから農協などが主体となって実施しているケースが多いようでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、今後、町内の生産者や生産団体から軽トラ市の開催要望が出てくるようであれば、町といたしまして

も商工会や観光協会、農協と連携を図りながら、実施に向けてできる限りの協力をさせていただきたいと考えております。その節は鈴木議員にもぜひとも生産者と会場となる地権者との橋渡しをお願いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 課長、ありがとうございます。ぜひ新年度になったら早々にいろいろ私もお聞きをしまして、役場のほうに報告もしたいとそうように思っております。よろしく願いします。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。まず、2つ目、町道主要幹線5号線及び金石水管橋について建設課長、お伺いしたいと思います。初めに、町道主要幹線5号線についてですが、この路線は桜新道、また北桜通りと呼ばれ、春は県下でも有名な桜の通りとして多くの観光客の方々、車道、また歩道を利用して桜を楽しんでいただいております。また、小中学生が通学に、さらに朝、昼、晩と町内の方がウォーキングやジョギングを楽しんでおります。この路線については私も随分と利用させていただいておりますが、幾つかの補修、修繕をしていただきたいというご意見も伺っておりますので、そのことを踏まえ、当局に次のことについて考えをお聞きいたします。

1つ目、桜新道のセンターラインが本当に消えかかっているということで、あと桜新道から第一小学校に渡るところ、またたけのこ保育園に上がるところ、あそこに横断歩道がありますという標示、あれはひし形の標示だと思います。あれが本当に薄くなっております。大変見づらい状況ですので、白線の引き直しについてお願いしたいと思います。

2つ目は、桜の根元にあります歩道部分のインターロッキングブロックについてでございますが、浮き沈みが本当に激しく、破損もしております。高齢者の方々、歩行には本当に危険な状態でありますので、今後の整備方針、計画についてどのように考えているかお聞きいたします。

3つ目としましては、桜の木の枝、あれが歩行者にとって本当に危険なところが多くあります。支障のない程度にぜひ伐採をすることについて町はどう考えているか。

町道については、3点お聞きしたいと思います。

次に、金石水管橋についてですが、この水管橋は昭和56年の3月に完成ということで、既に43年が経過しております。あの橋からの眺めは本当に最高で、紅葉時には本当に多くの方々訪れております。そして、下にありますオートキャンプ場も近年大変にぎわっている状況の中で、橋の耐震化等は本当に大丈夫なのかなと、素人なりとも本当に私も心配しているところでございます。新年度予算にもあるようですが、この水管橋の今後の調査、また補修について予定をお伺いします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、鈴木議員の町道主要幹線5号線及び金石水管橋についてのご質問にお答えいたします。

初めに、1点目のご質問の、桜新道のセンターラインと桜新道から第一小学校へ渡るところにある横断歩道がありますというひし形の標示が薄くなり見えづらい状態なので今後の白線の引き直しについてお答えをいたします。幹線5号線、通称北桜通りや町で管理しております町道につきましては、日頃から職員が巡回を行うとともに、道路愛護保全業務を委託しておりますシルバー人材センターでも定期的に巡回して舗装面の損傷、センターラインや交通標示のかすれ等の点検を行っております。その中でも緊急に舗

装面の損傷の補修が必要な箇所につきましては、随時補修作業等を実施しているところでございます。ご質問の箇所のセンターライン、またひし形標示の白線引き直しについてでございますが、まずセンターラインの白線の引き直しにつきましては、多くは補助金の活用が可能となる舗装の打ち替え工事に合わせて引き直しを実施しているところでございます。この補助金を活用することは、長瀬町舗装個別施設計画に位置づけられていることが必須となっております、該当路線の舗装の打ち替えにつきましては計画に盛り込まれております。今後、舗装の打ち替えの全体計画の中で検討していきたいと考えております。

次に、交通標示の白線の引き直しにつきましては、管轄が公安委員会になりますが、センターラインと同様、多くは舗装打ち替え工事に合わせて町で引き直しを実施しているところでございます。横断歩道や前方に横断歩道があることを知らせるためのひし形標示は、交通標示でございますので、公安委員会で引き直しが可能か否かを含め、今後、警察や関係機関と相談してまいります。

次に、2点目のご質問の、桜の根元にあります歩道部分のインターロッキングについて浮き沈みや破損しており、高齢者等の歩行には危険な状態なので、今後の整備方針、計画についてにお答えいたします。幹線5号線の歩道につきましては、歩道面に植えられております桜の根の隆起が原因により、平板ブロックが持ち上げられている箇所がございます。今後につきましては、大規模な改修ではございませんが、部分的な維持補修等で随時対応させていただきたいと考えております。

次に、3点目のご質問の、桜の木の枝が歩行者にとって危険なところがあるので支障のない程度に枝の伐採をすることについてにお答えをいたします。まず、歩道上の草の繁茂等につきましては、長瀬町シルバー人材センターの町道除草作業等業務を委託し、北桜通りやその他町道の除草作業等を実施していただいております。また、桜の枝の垂れ下がりなどは、職員が危険箇所の確認を行い、町と観光協会が連携して危険木等の枝下ろし、また片づけ等の作業を行っております。私有地からの樹木のせり出しにつきましては、職員が現地確認をした上で、土地所有者に対し伐採依頼通知を出させていただいております。今後につきましても、危険箇所等を把握した場合は速やかに対処させていただきたいと考えております。

次に、4点目のご質問の金石水管橋についてのご質問にお答えいたします。金石水管橋は、大字井戸側から大字本野上側へ安定した給水を行う目的のために、皆野・長瀬水道企業団により、昭和56年3月に架橋、完成した橋でございます。完成後、昭和56年5月に皆野・長瀬水道企業団と長瀬町で維持管理に関する協定を締結し、以降は町道認定をし、長瀬町で橋の管理を行っております。今後の調査や補修等の予定についてでございますが、令和2年度の橋梁の点検、調査を実施し、橋台の下部構造に補修が必要な箇所が発見され、令和4年度に橋梁修繕設計を実施いたしました。補修工事につきましては、この後の議案でご審議いただきます令和6年度当初予算の議案でお認めをいただければ、令和6年度に補修工事を実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 課長、ありがとうございます。北桜通り、町内にある国県道を除けば本当に主要な町道であります。ふだんは子供たちの貴重な通学路、また健康志向の方々のウォーキングの場として使用されております。ぜひ早急に補修のほうに対応していただければと思っております。

金石水管橋につきましても、新年度予算に計上してあるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

道に対していろいろありましたが、ちょっと町民からの要望がありましたので、ぜひこれは建設課長の

ほうから県のほうにもちょっとと言って要望していただきたいと思うのですが、県道長瀬玉淀線がございます。あそこから、まず井戸中郷区、千葉亭がございます。あその付近の風布へ上っていく横断歩道が本当に線が薄くなって見づらくなっている状況でございます。

あと、長玉線の2つ目が、サルスベリの枝が時期には伸び放題で、本当に自転車に乗っている子供たち避けながら通るといった状況が見えておりますので、ぜひこれも定期的な点検をしていただくように。

それで、3つ目が岩田、井戸地区内。大変な交通量でございますが、道路照明灯が少なく、大変危険であります。ぜひ道路照明灯の増設、これを町から県土整備のほうへ何とか要望をお願いしたいと思っております。

井戸上郷区では、数年前に7番議員のご尽力によりまして横断歩道が新設されました。ドライバーに少しでも警戒して運転していただけるだろうと。本当によかったなと思っております。風布の入り口にあります横断歩道、あれは時期には本当に塞神峠のほうへ渡る多くのハイカーがおります。町長もご存じのことと思いますが、あそこはかなりのスピードで県道を車で通っておりますので、ぜひ先ほど言った要望を何とか県のほうに建設課長、よろしくお願ひしたい、そのように思います。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目のご質問の井戸中郷区、千葉亭さん付近の風布への横断歩道の線が薄くなって見えづらい点についてお答えいたします。井戸中郷区、千葉亭さん付近の風布への横断歩道の標示につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、公安委員会が管轄になりますので、この後、警察署や県土整備事務所へは相談させていただきたいと思っております。交通標示に関しましては、横断歩道ですとかひし形標示、それから停止線、それから黄色いセンターライン、それから速度標示、数字につきましてはこちらは公安委員会、警察の管轄ということになっておりますので、こういったものに関しましても今後は相談させていただくような形になると思っております。

次に、サルスベリの枝が時期には伸び放題で、自転車の子供たちが避けながら通るので危ない、それから定期的に伐採をしてもらいたい点についてお答えいたします。こちらにつきましては私どものほうでも把握をしております、植栽されているサルスベリの枝の伐採につきましては、こちらも県道であるため、県土整備事務所に年に数回苦情等、要望等がございましたときにはお願ひをしているところでございます。その都度伐採をして行っているということなのですが、今後も定期的な巡回を行いまして、町のほうでもサルスベリの枝が通行の支障になる前に県土整備事務所のほうには伐採を依頼していきたいというふうを考えております。

最後に、岩田、井戸地区の道路照明灯の増設要望についてお答えさせていただきます。こちらは、県道に設置されております道路照明灯の故障等を把握した場合には、町から県土整備事務所へ連絡をして、早急に対処をお願いしております。一方、県道の道路照明灯の設置要望につきましては、該当する区長さん名で町を通じて県土整備事務所に要望することが通例となっておりますので、まずは該当区長さんにご相談いただければ幸いです。なお、県道に設置されております道路照明灯の設置箇所は、主に交差点や横断歩道、曲線部、カーブなどの危険箇所を優先的に設置される等の国が定めた設置基準がございますので、参考にいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。では、午前中に続いて3つ目の質問をさせていただきます。

まず、大リーグからの野球グローブの寄附について教育長のほうに質問をしたいと思います。昨年の11月の18日にアメリカ大リーグの大谷翔平選手が、日本の子供たちに野球を通じて元気に楽しく日々を過ごしてもらいたいとのことで、日本国内にある約2万校の全小学校にジュニア用のグローブを、右利きを2つ、左利きを1つ、計3個ずつ、約6万個を昨年12月から順次寄附をします。スーパースターの桁違いのプレゼントに大変驚くとともに、うれしいニュースでもございました。まずは岩手県の大谷選手の母校に手渡され、その後、たしか12月の25日頃だと思いますが、長瀬第二小学校にいち早く届いたことから、日本テレビのニュースでも子供たちが大喜びをしている様子が放映されました。その後、長瀬第一小学校にも同日に届いたということで、4月からは第一小学校は2校の合併により、県内でも本当に珍しいと思いますが、計6個のグローブとなります。大谷選手も全国の子供たちがみんなでぼろぼろになるまで使ってほしいということで、決して飾り物になってはいけないと思っております。そこで、このグローブの活用方法について教育委員会ではどのように考えているのかお伺いをします。

1つ目としまして、グローブの活用時間は休み時間なのか、授業時間に使用させるのかについて。

2つ目、多くの子供たちが平等に触れ合うように、高学年や強い子、また野球をやっている子が独占しないように考えているのかについて。

3つ目は、管理方法と保管場所どこになるのか。

以上、3つについてお聞きします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

大谷翔平選手から寄贈されたグローブについては、12月25日に教育委員会に届き、同日、両小学校に届けております。長瀬第二小学校に届けた様子は、テレビ局3社の取材があり、ニュースで流れましたので、御覧になった方も多かったのではないかと存じます。学校は冬休みに入っておりますが、大谷選手からのグローブが届くということで、多くの子供たちが集まってくれました。

初めに、グローブの活用時間についてでございますが、休み時間も授業時間も使用可能となっております。授業では、主に体育の時間や学級活動の時間を中心に活用しております。

次に、グローブの使用法についてでございますが、グローブの提供個数は各校とも3個ずつになりますので、多くの子供たちが平等に触れ合え、全児童がグローブを手にすることができるよう各校とも工夫をしております。

次に、管理方法と保管場所についてでございますが、両校とも管理方法は職員が管理しており、保管場所は職員室です。児童が使いたい場合には、職員の許可をもらって使っております。子供たちは、大谷選手から寄贈されたグローブをみんなで仲よくルールを守って使用しております。このような状況は、子供

たちの自立性、協調性を育むよい機会となったのではないかと感じております。

最後に、グローブとともに届けられた大谷選手からのメッセージの一部をご紹介します。「私は、このグローブが私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなることを望んでいます。それは、野球こそが私が充実した人生を送る機会を与えてくれたスポーツだからです。このグローブを学校でお互いに共有し、野球を楽しんでもらうために、私からのこの個人的なメッセージを学校の生徒たちに伝えていただければ幸いです。この機会にグローブの寄贈をさせていただけることに感謝いたします。貴校のますますのご発展をお祈り申し上げます。野球しようぜ。」と締めくくられております。大谷選手の思い、全国の子供たちにグローブを提供してくれた意味を子供たちがしっかりと受け止められるよう、一人一人が手に取る機会を引き続きつくってまいります。また、子供たちが大谷選手からのメッセージを受け、未来に向け大きな夢を持ってくれることを期待しております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 答弁いただきました。活用方法などについてはよく分かりました。すばらしいメッセージですね。すごいと思いました。でも、1月の中旬に九州のある市では子供たちに行き届く前に大谷グローブを市役所内に展示をして、「子供のために寄附されたものを勝手に展示するな」、「市長の私物のように感じる」などとネットでいろいろ批判が相次ぎ、物議となっておりました。この市長の世界的なプレイヤーの贈物、多くの市民の方々に見ていただき、勇気と元気を与えたい、そのような気持ち、私も分からないわけではありません。県内では、吉川市が小学校が休みの土日に限り、やっぱり多くの市民の方々に見ていただきたいということで展示することになったと聞いております。長瀬町は、小学校の合併により、冒頭言ったように第一小学校に6個のクラブとなります。今や世界的なベースボールプレイヤーからの贈物を多分今の長瀬中学校の生徒または高校生、さらには町内の多くの方々に拝見したいと思っていますと私は思っております。

そこで、教育長、どうでしょうか。小学校の春休みの期間、2週間程度だと思いますが、町内にぜひ每户回覧を回して、この期間に役場1階ロビーに展示でもして、町民の皆さんに見ていただき、勇気と元気と、そして感動を与えてやりたいなと思いますが、教育長のお考えをお願いします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

鈴木議員おっしゃるとおり、小学校に配付する前に展示し、批判を浴びた自治体があったと報道もございましたが、議員ご提案の春休み期間であれば、子供たちが使用しない期間ですので、展示することは可能と思われます。展示する期間やその方法、周知方法など、前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。ちょうど1週間前に大谷選手もご結婚されたといううれしい報告もあり、本当にさらに時の人となったわけでございます。大谷選手は、「野球を通じて元気に楽しく日々を過ごしてもらえたらうれしいです」と、子供たちの学校生活を気にもしていただいておりますので、ぜひぼろぼろになるまで使用してもらうように、仮に展示していただけるなら、展示が終わったら即第一小学校に返して、小学校で有効に利用していただくよう教育委員会のほうでもぜひお願いをしていただきたいと思います。私の質問を終わりにします。

以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、5番、村田徹也君の質問をいたします。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、防災・減災対策について町長にお伺いします。

東日本大震災を教訓に、多くの自治体が防災マニュアルの見直しを行いました。元日に発生した能登半島地震では計画どおりの対応が機能しなかったことが指摘されています。今後、首都直下地震や温暖化による集中豪雨等も予測され、どこでも災害に見舞われることが想定されます。現在のように交流人口が拡大した世の中では、在住地域だけでなく出先での被災も考えられますので、減災に関してふだんの心得や備えが重要になるところです。そこで、防災、減災の観点から次の点について伺います。

- 1、防災計画の見直しをどのように考えているのかについて。
- 2、防災訓練の全町的・居住地域別実施について。
- 3、交流人口に対応した防災対策について。
- 4、役場職員の災害被災地派遣について。
- 5、勃発する犯罪への対応策について。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災計画の見直しをどのように考えているのかについてお答えいたします。令和5年3月に地域防災計画の改定を行いました。令和元年東日本台風での災害対応の課題や新型コロナウイルス感染症対策などを踏まえた計画の見直しを行ったところでございます。今後も被災地の災害対策なども参考にして、適宜見直しを行ってまいります。

次に、2点目の防災訓練の全町的・居住地域別実施についてお答えいたします。令和3年度には、行政区と連携して町民の安否確認、被害状況の把握を行う情報伝達訓練を実施したところでございます。町民参加型の防災訓練につきましても、開催方法や参加者規模などを検討し、効果的な防災訓練が実施できるよう調整を進めてまいります。

次に、3点目の交流人口に対応した防災対策についてお答えいたします。令和元年台風19号の発生時には、町外からの宿泊客75人を中央公民館に避難者として受け入れたという実績がございます。県内有数の観光地である当町には、観光客などの帰宅困難者の発生を想定した防災対策が必要になるものと存じます。そうした中、令和2年度から3年度にかけて、埼玉県秩父地域振興センターの呼びかけで、秩父市、長瀬町、鉄道関係者、旅館業協同組合が参加して帰宅困難者の対策を協議したこともございました。今後、改めて関係機関と協議し、観光客などの帰宅困難者対策を含め、交流人口に対応した防災対策の検討を進めてまいります。

次に、4点目の役場職員の災害被災地派遣についてお答えいたします。県からは順次、職員派遣のお話が進められているものと存じます。当町としても、今後、具体的に職員を指名して、積極的に職員派遣を行えるよう、県に回答していきたいと考えております。被災地に寄り添って、一日も早い復旧のため、当町としても積極的に支援に取り組んでまいります。

次に、5点目の勃発する犯罪への対応策についてお答えいたします。町では、防犯のまちづくり条例を制定し、町民等が安心して暮らすことができる住みよい地域社会づくりに取り組んでおります。防災行政無線では、毎日子供の見守り放送を行うとともに、町内で犯罪が発生したときには速やかに警戒を促す放送も流すこととしております。また、安心・安全メールでは、秩父地域で発生した犯罪について周知するとともに、詐欺などの犯罪についても注意喚起を促しています。さらに、毎年度、秩父警察署と共催して、長瀬駅前や大型店舗前において防犯の啓発活動にも取り組んでいます。そのほか職員による青色灯の公用車での巡回パトロールも随時行っております。今後も犯罪を起こさせにくい環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問ですが、細かい点については総務課長答弁でいいかなと思いますが、よろしくお願いします。

まず、防災計画の見直しですが、今まで大きな災害が何度か近年ありました。そのたびに見直しを行っているのかどうかと。特に今回の地震では津波被害でなくて、どちらかというと地震の揺れによって倒壊したというふうなことが多いのですが、気象庁の地震計や津波観測のデータ、これ機能不全になったと。原子力のほうでも、大分その原子力の測定の機械が機能しなかったと。それで、今2重でやっているのだけれども、今度3重でやっっていかなければというふうなことになっているそうですが、特に今回復旧、復興がなかなか進まないというふうなことで、私の知り合いも能登のほうにボランティアに行きましたが、ほとんどボランティアの要するに受入れができない状況であるというふうなことで、各自治体における災害派遣というのが重要だと考えられます。

そこで、当町の過疎計画の27ページに「町民との協働による防災訓練の実施を図る」と書かれています。その中で、この計画策定に、本当に実施するのですかということがまず私非常に疑問に思います。また、能登半島地震で、これニュースで流れていますが、多くの死傷者を出したのだけれども、100人を超えるような地域であったのだけれども、一人も死傷者がいなかったと。出さなかったと。それなぜかと。年2回避難訓練を行っている。それから、全世帯の名簿ができていて、区長さんとか、またはその地域の人が安否確認ができるようなものが作成されていたと。それから、共助による迅速な救出ということで、この地域でも二、三人の人が要するに避難できないでいたと。名簿上すぐいないというふうなことで、その地域の人が手分けをして救助に当たって救出をされた。多分二、三人って言ったように聞きますが、そんなふうなことからしてもこの避難訓練というのですか、これ非常に重要だと思うのです。以前総務課長が「全町的防災訓練、避難訓練を前向きに検討する」と答えられましたが、これ私が見ると安心、安全と言っているけれども、いまだに未実施ということは言葉の独り歩きと捉えております。ですから、これは全町的に、幾つか長瀬公園でやったとか、ああいうのはあります。ただ、それに全町的に参加したかというそれは限らないし、地域の避難訓練というはできていないところが多いように聞きます。特に台風19号で避難をした地域に該当する地域で、その後一回も避難訓練はされていないということを知っております。これそういう地域であっても避難訓練をあれ以降やられていないと。これやっぱり不測の事態を想定した場合、今千葉のほうでもスローダウン何とかというので地震が頻発していると。震度1ぐらいだと。首都直下型の地震が起こった場合に、ここは地盤が固くて安全ですよと、先ほども町長そんなようなこと言われましたが、これはどういうデータ、岩盤が固いというのは確かだと思いますが、それでも被害は起こり得るということで考えてやはりやらなければと。特に避難訓練の重要さというのは、今交流人口

が増えているということで、当然当町の人間が外で被災するという事も考えられるわけです。その場合に、やはり町内でも避難訓練とかをやっておけば、自分の命を守るとともに、出先でも訓練の成果を生かしてその地域の減災にも寄与するという事も考えられるわけです。ですから、ぜひこの町としてももう避難訓練、全町的に住民が関わる避難訓練をやったほうがいいのではないかと思いますので、そのことについて質問します。

あと、交流人口に対する防災なのですが、私考えるに、今長瀬でも先ほど290万人がというお話しされましたけれども、大体輪島市の場合は年間に160万人ぐらいの観光客が来ていたのです。コロナで大分減って、80万人前後かなというふうなことが出ています。長瀬も考えるとその倍ぐらい来ているわけです。もし災害が起こった場合に、そういうインバウンド関係の避難というのを、では避難所はどこですかと、英語による、中国語による案内看板はありますか、どこに避難するのですかと。誘導経路どこかに示されていますか。やはり観光の町としてこれからやっていくにはそういうものが必要なのではないのですか。私も見た範囲ではなかったということで、長瀬公園のところにはちょっとそれなかったような気がします。

あと、防犯ということなのですが、放送で、頻発する犯罪について防犯カメラ設置したほうがいいのではないかというふうな放送が流れました。あれ多分秩父警察からそういう依頼があって流されたのだと思いますけれども、長瀬町に一体防犯カメラって、多分町費で立てている防犯カメラってないのではないのかなと思うのです。けれども、将来的に考えると、これだけいろいろ戸別訪問とか電話とかでそういう大分怪しいのがありますよね。床下のアリを駆除するからどうのとか、給湯器大分古くなったようですからとか来たりするのです。貴金属何かありませんかとか。そんなふうなのはある意味様子見だとかいうふうなものもあります。やっぱり防犯カメラを各地区に1つぐらいでも町費でもできればと。あの放送を聞いて何人かの人に言われたのです。「あれ、防犯カメラ、町で補助してくれるんかさ」とか、そんなふうな話もありました。防犯カメラは災害を防ぐという面でもぜひ必要ではないのかなということで、犯罪を少なくする減災ということで、以上の点について再質問します。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） いいです。総務課長で。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災計画の見直しなのですが、やはりそういった大きな災害があったときに見直しを行っております。前回は、28年には東日本大地震の災害を踏まえて改定しております。昨年度の改正につきましては、長瀬町でも被害を受けました台風19号、東日本台風により、そのときの各職員等からも、あと区長さんから等もこういったいろいろなそのときの対応についてのアンケートを取りまして、そういった中で改正をさせていただきます。それとあと、コロナもありましたので、一緒に改正させていただきました。ですから、そういった大きな災害等があった場合にまたその改正点を踏まえて見直しを行っております。

続きまして、全町的な避難訓練なのですが、こちらにつきましては、令和3年に全町的、先ほども答弁等もありましたけれども、全行政区を対象に、まずは安否確認が必要だということで、安否確認、それと区内の被害状況とかのを区長さんと情報伝達訓練を行っております。その後、今後は各個別で指定避難所ごと、例えば第一小体育館、第二小体育館、中学校体育館とかそういった避難所ごとに避難訓練を計画したいと考えているところでございます。

それと、帰宅困難者なのですけれども、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、令和2年度に秩父地域振興センターが中心となりまして、やっぱり観光客の多い秩父市、長瀬町、それとあと、ちょっと抜けてしまったのですけれども、警察、消防等も含めて協議会を開いております。やはり当町においては観光客が多いのですけれども、村田議員が言われるような英語表示とか中国語表示のそういった案内板はございません。今後検討が必要かなとは思っております。帰宅困難者もなのですけれども、まずやはり町民の方もいますので、全てを受け入れるということは、そういった場所は難しいのではないかなというのは思っております。そもそもこちらに観光等に来られる方は要配慮的な方ではなくて、やはりどちらかというと健康な方が来ますので、そういう方も含めまして、場所等、また旅館組合等とも、先ほど言いました会議の中にも入っておりますので、今後そういった中で相談をしていきたいと思っております。

続きまして、防犯カメラなのですけれども、当町において、以前にもお答えさせていただきましたけれども、その性質上、不特定多数の人物を撮影し続けることから、肖像権やプライバシー保護などの関係により近隣住民などにちょっと不快感を生じるおそれがあるなどデメリットもあることから、慎重に検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今総務課長に答弁いただきましたけれども、まず地域防災計画等はどちらかというところと決まった年限で見直しをしていると。そのときに大災害を踏まえてやっているということですよ。できればそれ以外にこういう今回のような災害あった場合にある程度、では広域支援とかいう部分も載っているんですよ、防災計画の中に。だから、そういうところを見直してやっぱりやっていく必要があるのではないかなと思います。

まず、庁舎内での訓練等、公民館で役場職員さんがやられたというのも私見させてもらいました。あれでちょうどパーティションなんか見たのは2回なのです。1回その前にやりましたよね。だけれども、実際問題としては、そういうのがだんだん、だんだん遠くなってしまおうと見直しができなくなっていくようなので、一番は要するに地域住民を巻き込んだ避難訓練、これはできないことないと思うのです。区長さんは大変だと思いますが、その区ごとで、やはり要支援者名簿とかいうふうなものもあると思うのですが、個人情報と言われると大変もうそれ以上踏み込めないところあるのだけれども、区として少なくとも一人で避難できないとか、ある程度高齢者が何人いてとかいう最低限のラインは区としてそういう情報を持っていないと本当に何か起きたというときに混乱するのではないのですかと、救える命を救えなくなるのではないのですかということ。

それから、もう一点は、先ほども言いましたが、よそに出て被災した場合に、自分の命を守るのと同時に、その地域で少しでも力になるということも含めれば、この国際化の社会ですから、ぜひ必要なのではないのかなと。極力、来年度あたりからそういうのを全町的にやっていけるようにしていただきたいと思いますが、そのことについて。

あと、さっきも言いましたけれども、やはり台風19号で避難しなければいけなかったというふうなところでもそれ以後ちょっと訓練ができていないというのは、区長さんの責任ということではなくて、やはり町のほうでもある程度その地域とか、ほかにも土砂災害とかそういうことが起こり得ますが、そんなふうなところ。

インバウンドの観光客等についてはやはり必要なのではないのかなと。観光振興でインバウンド観光、

インバウンド観光とか言っていますので、そういうものはある程度優しい観光地づくりということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

あと、やはり被災地への派遣ということについて。これは、東日本大震災でも熊本地震でも、あと台風19号にしても今回の能登半島地震においても当町職員の派遣はなかったと思いますが、私が知らないところかもしれませんが、広域で派遣したというふうなことは聞いております。また、秩父市とか小鹿野とか派遣した地域もあるというふうなことなのですが、現場に行ってくると職員さんの、職員研修上も非常に大切なのではないかなと。やっぱりそういう人が何かの災害とかいうことに関しての実体験を持つということが一番の研修だと思いますので、それとともに日本人として助け合いというふうなことが、1人ぐらい派遣したからどうかということもあるかと思いますが、今の能登の状況を見ていると私東日本のときよりも復興が遅れているような気がするのです。あのときは津波でみんな流されてしまったから。今は津波で流されていないで、本当に人手を、猫の手も借りたいぐらいだと。宿泊施設がないとかいろいろな問題があって、個人ボランティアがなかなか行けないのです。ですから、ぜひ長瀬町も県と手を携えてやっていければと。

あと、品川区なのですけれども、女性の区長さんなのですが、何か言葉でいうとウエルビーイングというのだそうです。ウエルビーイングということで、一人一人が幸せを実感できる社会を構築するというふうなことのようですが、そのために品川区ではとにかく令和6年度委託料を削減するというふうなことで、教育教材費の無償化、それから各家庭への防犯カメラ設置を助成するそうです。区として予算も大分ありますから。先ほど言いましたけれども、防犯カメラ、個人情報などが云々とかそういう話になるともう話にならない。はっきり言って話にならないと思います。最小限この国道を通る町として車を確認できるとか、向こう側の対岸の県道を通る車を確認できるとか、そんなふうなものがあるだけでも、特にあとは各家庭でというとなんか20万ぐらいは結構するらしいのですよね、個人でつくと。私の要望としては、各行政区に1つぐらいそんなふうなのがおおい町として予算化していければ結構防犯上効果的なのではないのかなと思いますので、その点について。

あと、もう一点だけ。これ先ほども出ていたのですけれども、ライン下りとかラフティング協会が、そんな災害はないと思うのですけれども、もしもそういうのが必要だというところで起こった場合に、以前そういうのをちょっと町長が答弁されたのを私も聞いたので、そのラフティング協会のほうへ聞いてみたのです。そしたら、そういうときにいつでも協力できますよと。ただし、そういう協定は結結していないことなのです。やはり大切なのは、もしもそういうのを想定するのなら協定締結というのがあってしるべきではないのかと思いますので、もしもということを考えた場合にぜひそういうことも必要ではないかと。

以上の点について再々質問します。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、課長でというお話でしたけれども、私のほうからも答弁させていただきます。

避難訓練、各区でというお話をいただきましたけれども、区によっては区長さんのお考えでやっているというようなお話も伺っているところでございますし、伺っているのではなくて、実際やっているところもあるようでございます。

それから、防犯カメラにつきましては、秩父市が補助を始めましたよね。長瀬町におきましても、個人

で設置をされておられる方も大分あるようでございますので、これから検討をしながら進めていければなと思っておるところでございます。

それから、インバウンドにつきましては、やはり長瀬町は観光地でございますので、当然これは考えていかななくてはならないということを常々思っているのですが、なかなか実行に移せないでおりましてけれども、これからまた観光協会とも相談しながら進めさせていただければと思っております。

それから、被災地への派遣でございますけれども、県のほうから意向調査がございまして、出せますよという話はしてございますけれども、先ほどもちょっと議員さんのほうからございましたが、復興が遅れているという状況、現在、これは罹災証明書の発行が大分遅れておるようです。これはボランティアさんの受入れ態勢が整わないということで、やはり大勢の人に来てもらってもなかなか対応できないというようなことが原因だというようなことをメディアで話しておりました。職員のストレスは大変なものがあるのだろうなという思いがしておるところでございます。長瀬町を考えましても、もしものときに当然町民をしっかり守らなければならないという立場の中で、使命感に燃えてしまってお本人が駄目になるようなこともあるわけでございますので、そんなことも考えながらしっかりとやらなければならないなと、今能登震災を見ながら日々思っておるところでございます。その中で、今回、県のほうの要請いただければ派遣をする予定でございます。過去に東日本大震災のときには、罹災証明ですとかそういうあれだったか、ちょっとそれは定かではないのですが、社会福祉協議会から派遣をしていただきました。1人1週間ぐらい程度だったかな、行っていただいたのですが、それからあと台風19号のときに東松山市のほうに町からも後片づけですかね、それにも職員を派遣させていただいておりますので、そうした経験も積んでいただいていたほうがもしものときの備えにもなると思っておりますので、そのようなこともこれから考えていきたいと思っております。

あと、東京都の品川区長さんのお話、ウエルビーイング、このウエルビーイングというのは荒川区の区長さんが始めたことでして、やはり東京都はもう災害に大変敏感でございますので、そうした中で各区長さんたちが連携し合いながら、ウエルビーイングのまちづくりをということで進めておるようでございます。荒川区長さんのところにお邪魔したことが1度ございまして、そのときにもそのウエルビーイングのあれに長瀬町も入らせていただいたのですが、あんまりそういうあれがありまして、区長が入れ、入れと言うので入ったのですが、長瀬町とはちょっと違うかなという思いで、今は中止になっておりますけれども、しかしながら東京はやはり水害に関しましても地震に対しましても大変敏感なものですから、各区長さんたちが連携を深めながら今いろいろなことをやっておるというお話も伺っておるところでございます。そのようなことも参考にさせていただきながら防災に関しては進めさせていただきたいと思っております。

特に先ほどから出ております防犯カメラにつきましては、過去にもそういった質問をいただいた経緯もございまして、もし設置するとしたらどこに設置するかということが、これが非常に難しいなという思いがいたしておりますけれども、そんなことも考えながら進めさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

〔「短くお願いします」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） ラフティング、あと舟下り協会との協定なのですがけれども、こちらにつきましては、官民合同水難救助訓練ですとか、荒川の水難事故防止対策協議会のときに会長さんたちが見える関係で、そのときに本当に、協定は結んでいないのですがけれども、口約束というか、そういうふうによらせ

てもらいましたので、今後は村田議員の言われるとおりの協定をちゃんと結んで進めたいと思っております。

あと、町長が言いましたけれども、防犯カメラについても、秩父市は個人なのですけれども、やはり県のほうでも補助金がありますので、今後はそういった補助金を活用して、主要な場所、国道とか、あと公園とか町の公共施設、そういったところにも今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次に移りますが、避難訓練やりますよという言葉が聞けなかったので、期待しておりますので、ぜひ全町的にやっていただきたいと思っております。

では、過疎を見越した町政運営について。人口の首都圏集中は歯止めがかからず、地方の過疎化はますます深刻化しています。当町も例外ではなく、人口減少、少子化、高齢化が進み、停滞感が漂うような状況も見受けられますので、過疎に対応した長期的、計画的対応が必要となります。そこで、過疎を見越した政策について次の点について伺います。

- 1、人口減少に伴う地域コミュニティの見直しについて。
- 2、住民の安心安全を守るための医療の確保について。
- 3、生活手段確保のための移動手段的確保について。
- 4、空き家の現況把握と活用計画について。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の人口減少に伴う地域コミュニティの見直しについてですが、以前にもご質問がございまして、高齢化や空き家などにより役員の成り手がなく、その選出に苦慮している区があるということは承知しております。ご存じのとおり、長瀬町には27の行政区があります。行政区を構成する世帯数の状況ですが、3月1日現在で少ない区で16世帯、多い区で260世帯となっております。このように行政区によって世帯数に差が生じていることにつきまして、その解消は行政の課題として認識をいたしているところでございます。村田議員ご指摘の見直しにつきましては、これまでの行政区の歴史的背景から、行政区の伝統や祭礼などの風習、共有財産などの解決しなければならない課題がそれぞれあります。新しい組織を編成するに当たりどんな課題があるのか、地域の皆様が一緒になって考え、解決のために力を合わせていただくことが第一ではないかと存じます。町といたしましては、行政区の統合、再編などの新しい形を模索されている行政区に対し、区長会と連携しながら区に寄り添って相談に対応するなど、必要な支援を行ってまいります。

2つ目の住民の安心安全を守るための医療の確保についてでございますが、町の医療状況を国民健康保険データベースシステムの情報から見てみますと、病院数、診療所数、病床数、医師数を国、県、同規模町村で比較してみますと、いずれも少ない状況になっています。町民の安心、安全を守るためには安定した医療の確保が必要と考えます。現在、秩父地域では、ちちぶ医療協議会や秩父保健所が主催している秩父地域医療構想調整会議で秩父圏域での医療の課題について話し合いを重ねているところです。話し合いの中では、救急医療体制や、医師や看護師などの医療スタッフの不足等の課題が出されています。医療の確保については、町のみで解決していることは少なく、引き続きこのような会議での話し合いを重ね、また秩父郡市医師会と協力をしながら、安定した医療の確保に努めてまいります。

3つ目の生活手段確保のための移動手段的確保についてでございますが、これまで公共交通を検討して

きた中で、高齢者を中心としたいわゆる交通弱者、特に介護認定や障害者手帳までは至っていないが、免許返納や加齢に伴い、自分自身では車を運転できない高齢者の移動手段の確保が課題であると考えております。この課題を解消するため、町としましては商工会の元気と安心お助け隊で行っている移動サービスについて、運転ボランティアの要請や補助金の拡充などにより充実化することで対応しています。また、買物支援や高齢者のひきこもり予防、住民同士の交流機会を創出するため、移動販売を通じた通いの場づくり事業に取り組んでおります。公共交通は実証実験時の利用者数が少なかったこと、多額の経費が必要であることから導入を見送りましたが、引き続き生活手段確保のための施策を検討していきます。

4つ目の空き家の現状把握と活用計画についてでございますが、空き家の現状把握につきましては、令和2年度に地元のことを熟知する区長会へ依頼し、町内全域の空き家調査を実施しました。現在、町が把握する空き家の状況は、そのときの調査結果をベースに、区長さんや近隣住民による情報提供や職員が巡回して状況把握に努めています。令和6年1月末現在の町内の空き家件数は、151件でございます。空き家の活用につきましては、ちちぶ定住自立圏事業の一つであるちちぶ空き家バンクを通じて空き家の有効活用を図っているところです。毎年、固定資産税の納税通知に空き家バンクのチラシを同封し、空き家バンクへの登録を促進しています。人口減少が進むにつれて、空き家の件数も今後ますます増加していくものと思います。空き家は、所有者が管理を怠っているもの、解体に費用がかかるためにちゅうちょして放置されているもの、思い出が詰まった家を売却することに抵抗があるために所有し続けているものなど、理由は多岐にわたります。今後につきましても、空き家の現状把握、適正管理に努めるとともに、空き家の解消に向けた施策を引き続き検討していきます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、再質問します。

現在、日本中で1,718自治体があると言われております。その中で、885が過疎地域に指定されると。要するに過半数以上。51.何%ですよ。これで生き残るためには、行政のファシリティー・マネジメントが必要だと。要するに保有する施設だとかそんなふうなものをちゃんと企画して管理するということだと思うのですが、そういうことで過疎を見越して、なかなか難しいのですが、公共施設等の計画はできているのだけれども、実際問題として、では第二小学校もこれでなくなるというようなことに関して、これは今答えてもらわなくてもいいですが、早め早めに計画をつくっていかねばいけないのではないのかなと。特に、私7年間の行政区人口の推移というのをを出してみたのです。これ長瀬町の過疎地域持続的発展計画がありますよね。この中にもそんなようなのが出ています。何%どこで減ったとかこんなふうな、あるのですけれども、これ地域別に見てみるとどこが一番人口が減っているかということ、これ野上下郷なのです。野上下郷がここ7年で19.5%減っています。2番が井戸風布です。13.2%です。岩田が12.1%です。これは地域別です。地区別で見ると、杉郷が24.6%減っているのです。24.6%です。滝の上が22%、下山が20%というふうなことであるのですが、要するに過疎計画の40ページに「矢那瀬地区の拠点整備事業を継続的に検討を進める」というふうなこと書いてあるのです。だけれども、実際問題としては矢那瀬地域より杉郷とか野上下郷のほうがはるかに人口が少なくなっているのですということ。町ではやはりこういうデータを活用して、どこに重点を当てていくかということが必要なのではないのかなということがまず1点。

それから、以前も言ったのですが、町内の便利さとか不便さと、これ医療も当然含めて簡単にできると思うのです、マップをつくると。そうすると、この地域はやっぱり買物がちょっと大変だとか、この地域

はもう、医療なんて言うに限られてしまいますけれども、ああ、医療機関まで来るのにどうかというふうなことも簡単なマップで見られるようにして、視点的な感覚でも見る必要があるのではないのかなと思いますので、そのことについて。

特に医療機関ということについては、現在、長瀬町は7の医療機関があります。歯科医院とかそんなふうなものも含めてで。普通医療診療所というのですか、一般的に歯科医とか眼科医とかそういうところではないところは、今現在、3医療機関ですよ。診療所ですよ。こんなふうなものもいつまでも継続していくか分からないと。そうなった場合には、そうでなくても、先ほど町長も言いましたが、私も調べてみたのですが、医療関係については長瀬町はもうほぼ最下位に当然近い状況ですよ。だから、これがさらにもしかしてそういうことが進展したら困るのではないかなと思いますので、これも早めに手を打っていく必要はあると思いますので、そんなふうな先を見越して取り組む必要があるのではないかなということについて。

それから、これも主に過疎計画との整合性ということで私今回見たのですが、長瀬町地域公共交通機関計画を示し、その計画を今後の課題で、町内に福祉有償運送サービスやスクールバスを活用、拡充することで、地域に根差した持続可能性の高い運送サービスの低コストでの提供が可能であるとうたわれているのです。ということは、スクールバス活用というふうなこともうたわれています。今回、統合してスクールバスが運行されるようになると。ただ、そのスクールバスも大きいままかどうかということもちゃんとここに書いてあるのですから、これ活用していく。住民の移動手段の確保ということで、これ早急に検討しなければならないことではないのかと。

あと、空き家については、これ空き家の規定を当町でどうに捉えるかということで随分違うと思うのです。はっきり言って空き家の規定はどうなのだ。概略はちょっと辞書で調べれば出てきますけれども、では実際問題ってその空き家はどうかというのがあるのですけれども。空き家バンクにしては、今、昨日かな、私が調べて、長瀬町の登録は1件です、空き家バンクは。私が見たのではね。前2件だったのだけれども。そんな状況がずっと続いているので、やはり空き家バンクだけに頼ってもなかなかこれは進まないのではないかなと。これどうしたらというのはなかなか難しいところがあると思うのですが、ちょっと長くなるとあれなので、簡単に答えていただければと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域によって人口の少ないところ、多いところがあるわけでございますけれども、便利さと不便さということではなくて、私が思うのには、井戸のほうはお家が結構建っていますし、長瀬地区になりますかね、お家が建っているところもあるのです。村田議員のお住まいになっているところは意外と新しいお家は建たないですかね、そういうことを考えますと、その土地を提供していただける方がいるところはお家がどんどん建って、人口も増えてきているのではないかなと思うのです。土地をなかなか手放さない方が多い場所はやはりなかなか、古い方ばかりになってしまいますので、新しい方が入ってこれないという、そういうこともあるのではないかなと思っております。今モータリゼーションの時代ですので、あまり昔のような便利さとか不便さというのは昔ほどではないかなという思いがしております。ただ、矢那瀬地区、矢那瀬地区に関しましては大分減少しているわけですが、昨年ですか、新しいアパートもできましたし、そうしたものが新しく入ってきていただくとまた幾らか増えてくるのではないかなという期待もしております。

それから、医療体制でございますが、これは本当に私としても危惧をしておるところでございます。総合診療、今3医療機関がございますが、もしかしたら1つ閉鎖になってしまうかもしれないという状況の中で、何とか医師会にもお願いして存続していただけないかなという思いがしておりますので、これから、あしたの晩も医療のほうの協議会があるのですが、今週、来週、再来週とその関連した協議会もございまして、先生方にもお会いいたしますから、そんなときにでももしお話ができれば。ただ、今のところやっていたらいいので、あまり大々的にはできないかなと思いますが、そんなこともお願いしていきたいと思っております。

それから、スクールバスの活用につきましてですが、スクールバスをもう導入するという時点でこれは問題になっているのですが、私としても空いた時間に回って町民の人たちの利便性を確保できないかなという思いで来たのですが、子供さんが小学校1年生から6年生という幅広い年代なものですから、授業時間も違いますし、そうやってきますと時間帯が、空いている時間が少な過ぎるということで、ちょっと今現在では無理かなというところのようでございます。ただ、小中一貫校という先を見据えたときに、今回は二小校区ですけども、一小のほうにもスクールバスをとというような状況になったときにはまたこの見直しができるかなと思いますが、今の状況ですとちょっと無理というのが見解のようです。

それから、空き家バンクへの登録ですが、多分村田議員もこれはご存じだと思うのですが、今現在3件出ていると思うのですが、昨日も私見ましたので。以前は5件だか6件あったのですが、その以前あったときの建物、これ本当に不便。それこそ1つは風布でしたけれども、あとの2件もちょっと無理かなと思っていれば、その3件売れました。空き家バンクの会長さんにお会いして、無理かと思ったのですよと言ったら、いやいや、すぐ売れてしまったのですよというお話の中で、長瀬は空き家を登録していただくこと意外と意外な場所が売れたりするので、本当はもっと登録してもらいたいのですよという話を空き家バンクの会長さんにはいつも言われるのですが、やはりこれは持っていらっしゃる方のお気持ち次第で、先ほども申し上げましたけれども、やはりずっとご自分が生まれ育ったお家だから手放したくないという方もおりますし、相続の問題もございまして、もろもろがかみ合っていますので、町からぜひ出してください、ぜひ売ってくださいって強制はできないと思います。その中で、柔らかく、こういう制度もありますよというものを税務課のほうで入れさせていただいてということになっております。片づけが大変だからというふうなお話も伺うのですが、今はそれは業者さんがやってくれますのでそれほど難しくはないですよというちょっとお話をさせていただくようなときには、そういう話をやんわりとさせていただいておるところでございます。強制はできませんが、何とか手放すか、対処していただきたいというような方向で、柔らかくこれからも進めさせていただければなと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、答えていただくと大変時間がかかるので、これは言うだけ言うおきます。

マップをどうしてくれるのかというふうなお話もしたのですが、回答なかったようですが、行政を進める上でぜひそういうのをやってみたらどうかということ。

それから、統計の問題が出ましたけれども、増えているところはないのです。ここの7年で見ると、根岸と石原と一緒にするとこれプラス・マイナス・ゼロなのです。7年間でゼロ。あとは全部マイナスです。行政区で。増えているところありません。ということで、私先ほど数字を、全部は言わないのですけれど

も、一覧表で持っていますので、どれだけ減っているかというのを。やはり矢那瀬地区よりも、これ学校もなくなるし、野上下郷地区、このところは非常に大変な人口減少です。それは頭に入れて行政を進めていただければと思います。これ行政区それぞれで課題を持っていると思いますので、またそのところは。専門家ですから。

では、次に行きます。それでは、町道の整備と安全確保について。建設課長、当町の町道舗装率は低い状況であるとともに、舗装道路の路面損傷の激しい箇所も見られ、危険が生じる場合もあるようです。道路は、生活利便性を確保するための基本となる施設なので、町ではこの維持管理を計画的に進めることが責務と言えます。そこで、町民の安心、安全を守るための道路維持という観点から次の点について伺います。

1、広報8月号や防災行政無線で呼びかけた「道路上に張り出している樹木等の伐採のお願いについて」、この検証結果について、効果的であればぜひ続けていただきたいというふうなことでお伺いします。

それから、町道の破損状況の確認方法と計画的な補修について。

南桜通りの改修・改良工事計画いつ完成するのか。

最後に、通称哲学の道、これは建設課かどうか分からないのですけれども、これを各課で連携して遊歩道をして周遊の観光地としていくような道路にしたかどうかというふうな点についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 村田議員の町道の整備と安全確保についてのご質問にお答えいたします。

初めに、1点目のご質問の広報8月号や防災無線で呼びかけた「道路上に張り出している樹木等の伐採のお願いについて」の検証結果についてお答えいたします。町では、道路を安全に通行していただくために、張り出した樹木等の適正管理についての内容を広報に掲載させていただきました。広報掲載後、町には3件の情報が寄せられました。町では、該当されると思われる地権者の方に文書等の連絡を行い、道路上に張り出している樹木等の伐採を実施していただくようお願いをしたところでございます。このうち1件につきましては、早速地権者の方に伐採をしていただいたところでございます。残りの2件につきましては、地権者の方が遠方の方であり、現在のところ返信がございませんが、引き続き連絡を取れるよう対応をしてみたいと考えております。

次に、2点目のご質問の、町道破損状況の確認方法と計画的な補修についてをお答えいたします。町では、定期的に職員による道路等の巡回を実施し、危険箇所等の把握に努め、緊急性のある箇所につきましては速やかに補修を実施しているところでございます。また、町では、シルバー人材センターと道路愛護保全管理業務委託契約を締結しております。年間を通じておおむね週2回、町内の道路状況の確認、交通安全施設の点検、パトロールを行っていただき、道路等の破損を確認した場合の報告、舗装の穴埋め等の修繕を行っていただいております。さらに、住民からの電話等により通報があった場合には、速やかに現地を確認し、すぐに対処できるものにつきましては町職員やシルバー人材センターで補修を行うようにしております。

次に、3点目のご質問の、南桜通り改修改良工事計画についてお答えいたします。ご質問の幹線1号線、通称南桜通りの改修工事後の点検につきましては、日頃から職員が定期的に点検し、段差等が生じている危険な箇所につきましては随時補修作業を実施しております。また、長瀬町シルバー人材センターに委託しております道路愛護保全管理業務においても定期的に巡回し、歩道の沈下、隆起箇所等があった場合には速やかに対処しているところでございます。今後につきましては、歩道が沈下している箇所が数箇所見

受けられ、歩行者のけが等のおそれがあり危険なため、令和6年度当初予算の議案でお認めいただきまして補修工事を実施する予定となっております。

次に、南桜通りの道路改良工事の今後の計画でございますが、今後の予算の見通しが確定しておりませんので、現時点で全体計画を見通すことは困難な状況でございます。なお、これまで平成27年度から整備を始め、令和5年度末までには総延長1,370メートルのうち約9割の1,220メートルの区間について所要の改良工事が完了する見込みでございます。残りの改良区間は約150メートルですが、完了区間のうちの一部の舗装の打ち替え工事も含めると、少なくともあと数年はかかるものと考えております。

最後に、4番目の通称哲学の道から岩畳への遊歩道整備についてお答えいたします。通称哲学の道のうち県が指定した首都圏自然歩道部分につきましては、県から町が管理委託を受けています。町では、シルバー人材センターに管理業務を再委託し、遊歩道の危険箇所があった場合には町に報告していただき、地権者や県に連絡して対処していただくようにしております。なお、哲学の道は埼玉県自然公園条例第一種特別地域等に該当し、また名勝及び天然記念物「長瀬」として国による指定を受けている区域となっております。樹木の伐採等を行うためには各手続を経て許可を得なければならないなど、非常に厳しい制限がかけられています。町としては、委託されている管理範囲内において、自然公園法や文化財保護法に抵触しない範囲で、引き続き適切に管理してまいりたいと存じます。一方、哲学の道のうち町が管理委託を受けている部分以外については、河川区域になっているところに以前から通称哲学の道として紹介されているという経緯がございます。こちらも埼玉県自然公園条例第一種特別地域、国指定名勝及び天然記念物「長瀬」の区域内であります。したがって、その管理につきましては大きな課題がございます。町としては、県土整備事務所、県環境管理事務所、観光協会など、関係機関と課題について相談していきたく考えております。

以上でございます。

〔「1点だけ。落ちていたんで」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、南桜通りのほうの完成区間が分からないと言ったのですが、これ検討してもらえればいいですが、改良した場合に非常に狭くて交通不便を来していることが見通せるので、ぜひそれをも含めてすれ違いができるような用地を造っていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（岩田 務君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問させていただきます。

質問に入る前に、先ほど3月2日に第二小学校の閉校式に大変内容のある状態で大勢の方に参加していただきできましたこと、誠に教育委員会としてご苦労さまでございました。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。小学校の統合準備状況等について教育長にお尋ねいたします。今年4月に小学校が統合され、新たな長瀬第一小学校がスタートします。第二小学校の閉校業務等については着々と準備が進められているようですが、以下のことについてお伺いいたします。

(1)、統合後の各学年の人数や教室対応をどうするのかについて。

(2)、職員の人数がどうなるのか、また職員駐車場についてはどのように考えているのか。

(3)、生徒間の融和を図る方策をどのように考えているのかについて。

(4)、統合記念式典を行う考えがあるのか、また行う場合の内容についてはどのようなことを予定されているのかお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の質問にお答えします。

初めに、統合後の各学年の人数や教室対応についてでございますが、来年度の長瀬第一小学校の児童数は本日現在、246名を予定しております。内訳といたしまして、1年生28名、2年生37名、3年生35名、4年生45名、5年生45名、6年生44名、特別支援教育学級12名でございます。学級数は、1年生と3年生が1学級となり、それ以外の学年は2学級、特別支援学級が2学級となり、今年度の10学級から2学級が増えることから、現在、特別活動教室や多目的室として使用している教室を普通教室として対応していくことと考えております。

次に、職員の人数や職員駐車場についてでございますが、会計年度任用職員などを除く教員、教職員数は4名増加になる見込みでございます。

また、職員駐車場についてでございますが、現在のままで対応可能と考えております。ただし、放課後児童クラブへの迎え時間については多少混雑すると考えられますので、放課後児童クラブの指導員の駐車場を学校北側の町有地、旧野上歯科診療所に変更し、対応してまいります。

続いて、生徒間の融和を図る方策をどのように考えているのかについてでございますが、これまでも全体での交流授業を3回実施したほか、学年ごとに交流授業、校外学習などを行い、両校の児童、保護者が不安なく統合を迎えられるよう取り組んでおります。また、日課表やノーチャイムなどの学校内でのルール、教育課程上そろえておく必要のあるものなどにつきましては、昨年度から調整し、今年度は可能な限り統一するなど準備を進めてきたところでございます。

次に、統合記念式典、またその内容についてでございますが、入学式、始業式とは別に、児童会が中心となった初めましての会や統合記念式典を開催する予定でございます。内容の詳細はまだ決まっておりませんが、これから共に学び合っていくための機運を醸成していく取組とする予定でございます。統合まで残すところに25日と、1か月を切っております。引き続き小学校両校と連携を図りながら、統合が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 回答ありがとうございます。この間、先ほども申し上げましたけれども、本当によくよく検討された結果だと思うのですけれども、素晴らしい冊子ができたり何かして、いい閉校式ができた、150年を記念した状態で中身の濃いものであったと思えました。小規模校を閉校するに当たって寂しい思いもいたしますけれども、とても素晴らしい、いい記念誌もできたなというところも感じたところでございます。

それで、新しく始まる第一小学校につきましての今、回答をいただきました。それぞれにそんなに規模大きくなるわけでありませんが、検討していただいているようなところもあります。前のときにも私が質問したことはあるのです。また、提言させていただいたこともありますが、第一小学校と

いうよりも第二小学校に非常に地域と密着した行事が行われているということがありました。それにつきまして、二小の管内の親たちはああいうふうな二小のいい伝統を一小でしっかり引き継いでくれるのだろうかという心配の声も聞きます。例えば布わらじ作りであるとか、田んぼをやっているとか、あと畑なんかに関しても非常に、あまり空けないで次から次へといろんな作物を作る。小規模校ならではの指導といえますか、内容が行われているというふうに思います。そのほか、梅干し作りをやると。いわゆる学年行事的にいろんなことを二小でやってきてくれているというふうなことがあります。そういうふうものを家庭で教えられない分、また教えなかった分に関しても、子供たちが同級生同士で学んだと、地域で学んだといえますか、地域の方に来てもらって教えてもらい身につけたというふうなことで、非常に財産になると思うのです。そういうようなことで、二小区域等でやっていたよき伝統というか、そういうふうなものをぜひ引き継いでいただきたいというふうなことが言われております。そんなことで、あえて前にも言わせてもらいましたが、今度も言わせていただきたいと思うところであります。記念式典の内容につきましてはまだまだこれからかと思えますけれども、とにかく児童たちが初めましてということで、入学式、また始業式等の頃かと思えますけれども、始めようとしている機運は感じられました。

あと、外的に記念植樹をしようかとか、何かちょっとした備品を備えようかというふうなことはないのでしょうか。例えば私ほぼ毎日小学校まで子供について登校させてもらっているのですが、学校近くになると子供たちが間に合ったか間に合わなかったかというか、あれで今何時、今何時ってよく聞かれるのです。何でかなと思ったら、見えるところに時計がないのです。たまたまこの間校長先生に行き会ったので聞いたら、ちょうど植木の陰になるところにあったりと。あとは、国道側に向けた壁にあるというふうなことで、確かにあるにはあるけれどもちょっと見えにくいなという、普通の時計でした。今は遠くからも見えやすいデジタルの時計や何か玄関の上なり校長室の職員室の辺りでもあったりすれば、ちょうどほぼ校舎の真ん中辺の2階辺りにあれば非常に、デジタル時計ははっきりしっかり見やすいので、子供たちが、ああ、何時に今日も着けたという感じですぐに安心できるのではないかと考えて、提案がてら質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

今いろいろお話をいただく中で、やはり第二小学校では地域と密着した業種がたくさんございました。二小のよき伝統というものをどのようにしたら第一小学校と一緒に子供たちとつないでいけるかということについては、今回も教育部会の中で話し合いを持っていただいております。そんな中で、本年度から伝統の布わらじ作りにつきましては、教育業務支援員さんたちが一緒にやっております。夏休み等で活動しているクラスがございますので、そちらの教室のほうで布わらじ教室は本年度も実施しております。今後どのように持っていくかということについては今検討しているところでございますので、ぜひ今までやってきたことがどこかにつないでいけるように教育委員会としても検討してまいりたいと存じます。

畑等につきましては、確かに稲作のほうはやっておりませんが、第一小学校でも畑は農園を借りておりますので、こちらのほうでも、第二小学校のようにはいかないところもありますが、子供たちと一緒に農園の活動のほうもさせていただけるように考えていきたいと思っております。

それから、記念植樹につきましては、第二小学校のお友達につきましては本年3月、来週になりますと臘梅園のほうに子供たちと先生で第二小学校の閉校に関しまして記念植樹を行う予定になっております。

ただ、第一小学校の中にやはり一緒にここから生活していくのだよねというようなご提言今いただいたので、またそんなことも考えていけると、この年にこの木が植えられたよねというようなことが思い出に残ることができるならば、そんなことも考えていければいいかなと思いました。

さて、時計の設置でございますが、長瀬ではノーチャイムで授業をしておりますので、確かにこの時計の設置という問題は子供たちにとっても非常に大きな問題なのかなと思います。子供たちの体の中にある体内時計の感覚だけでなく、やはり実際に見て今何時何分だからお教室に入る、そういうふうなことが実感できるような取組、そんな教育のほうもやっていきたいと思いますので、本年度ちょっと予算のほうは取っておりますが、ご提言いただきましたことの完成に向けて、また学校とも相談してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ありがとうございます。

今、2点ばかりあれなのですが、ノーチャイムではなくて、農園につきまして一応やっていることでお話しいただいたのですけれども、見ていますと昨年度と違いますか、5年度はサツマイモを作るだけでありまして、何もあとしていなかった。だから、空いている期間が多くて、作ってある期間がないというのがあれです。期間などを有効活用といたしますか、活用状況ですね。いろんな形で世話取りする人がいれば、また学校からなり声をかければそれなりの協力者が出てくるのではないかと思うのです、二小と同じように。ですから、そういうふうな点で、声をもっともう少し何か学校側からかけて、高齢者の方でもいいし、孫が通っているおじいちゃん、おばあちゃんでもいいし、そういうふうな方々にいろいろ手伝ってもらいながら、もう少し活用したことができるのではないかなと。それで、できたものにつきましては給食に使おうとか、何かいろんなことでの使い方ができるかと思います。全校、やっぱり1年から6年までが同じことをしようと思うとなかなかできませんので、結局2つか3つぐらいに分けて、ここは大根の野菜を作ろうとか、またあそこに芋を作ろうとか、何かそういうふうな形で畑を3交代ぐらいに使える、いわゆる隔年、人数が増えますので、そういうふうな活用もできるかと思います。そういうふうなことでいろいろとやっていけたらより子供たちもそういうような面でなかなか体験できないことができるようになる。一回やっておけば後で何かで役立つこともあるかと思いますので、そんな体験を踏ませてあげたいなという思いがいたします。

それから、デジタル時計があるといいなというのを先ほど伝えたのですけれども、何の気なしに超大型デジタル時計という形で引いてみましたら、一番安いところで3万円欠けるぐらいであるので、大予算を組むほどでもないかなと思うので、すみませんけれども、何かうまく工夫が付きましたら設置して、早めていただけたらありがたいなというところでございます。すみません、よろしくどうぞお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○9番（新井利朗君） 回答を。お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 新井議員の再々質問にお答えいたします。

私のほうも、農園のほうを見ている限りにおいてはサツマイモを作っているという、その事実のとおりでございます。協力者を募ってみるという方向がやはり一番大きいのかな。先生方の業務負担が増えていくということはまた学校にも負担がかかってまいりますので、協力者を募ってみるということを提言して

まいりたいと存じます。

それから、超大型デジタル時計につきましては、ご提供ありがとうございます。今後、教育委員会の中で検討してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時45分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（岩田 務君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 質問します。

不登校児童生徒について教育長にお伺いします。ここ数年、小中学校における不登校児童生徒は増え続けています。当町でも不登校児童生徒がいると聞いています。不登校については、それぞれ何らかの理由があると思われませんが、現在、どんな支援体制でどのような支援対策を取っているのか、また不登校は何日以上という定義はあるのかについて伺います。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

文部科学省が公表した調査結果では、令和4年度の不登校児童生徒数が全国の小中学校で約30万人と過去最多となっており、文部科学省からは不登校対策の一層の充実に努めるよう求められているところでございます。

初めに、不登校への支援体制についてでございますが、教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、担任任せ、担当任せではなく、管理職をはじめ、教務や養護教諭など、学校全体としてチームとしての指導、支援を行う体制を取っております。また、専門的な知識や経験を兼ね備えたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、役場の健康こども課等との連携を図りながら、教育相談など、組織的に対応しております。

次に、不登校への支援対策についてでございますが、教員においては日々の授業改善をすることはもちろんのこと、不登校の児童生徒や保護者の思いや考えに寄り添いながら相談し、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を確保するとともに、学校に来られなくてもタブレット端末を活用し、オンラインなどで学習を提供するなど、学べる環境を整えております。また、不登校児童生徒と学校をつなぐ役目を果たす目的で、中学校にはさわやか相談員を配置しているほか、令和6年度には不登校児童等の学びの場の確保、一人一人の実態に応じた支援を行う学習総合支援員を第一小学校に新たに配置し、安心して学ぶことができる、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を進めてまいります。

次に、不登校は何日以上という定義でございますが、文部科学省が公表した調査結果の定義では、何ら

かの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものとされており、調査の定義は年間30日以上となっておりますが、何らかの原因で一時的に欠席が数日続く場合など、その児童生徒やそのときに応じて状況は様々でございます。心のSOSを見逃さず、不登校になる前にチーム学校による支援を進めてまいります。また、今後も各機関と連携を図りながら、不登校児童生徒を支援し、安心して学べる学校づくりを推進していくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 不登校の数が30日以上ということですよ。大体うちのほうの近所でもそんなような子がいましたので、それで親がすごく、学校へ今日は行きたくないのだから、何らかのことがあったので行きたくないのだから、「じゃ、気がなぐるまでいればいいや」と言って、ああ、そうなのと言っていたら、「10日ぐらいたったらまた行き始めたからよかったんよ」という話になったので、ああ、そうなのだということなのですけども、要するに不登校というのは家族の問題もあるのですよね。学校でどんなに頑張っても駄目だということがありますのでね。いろんな、それからあと不登校になるというのには学校に逃避するということがありますよね。家庭でやったドメスティック・バイオレンスのカウンセリングだとかなんとかというのがありますのでね。こういうことにつきましては、殴られていたり何かというそういうのが、旦那が奥さんをひっぱたいてると子供はそれが当然そういうふうになってしまうということもありますのでね。そのところというのは、学校同士、ここで今質問するのに、本当はこれ学校に質問すること、先生に質問することじゃなくて、地域の人たちだとか、あとは家庭裁判所なり、そっちのほうのこともいろいろ考えなくてはならないことなのですけども、なるべく、まさか長瀬第一中学校、第二中学校、中学でそんなに不登校というのがあるとは思わないのですけれども、今の話になると年間30万人以上不登校がいますということなのですけども、長瀬町内では何人ぐらいいるか、それを教えてほしいのですけれども。

○議長（岩田 務君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 今現在、文部科学省からも、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に考えて社会的に自立することを目指す必要があるということがよく言われております。そんなふうな考えから、学校での様子等からご家庭によっては見守っていただくというような方向も、当然そういうこともあるかなと思います。長瀬町の現在の不登校の数でございますが、学校ごとに説明いたしますと個人を特定されるおそれがございますので、全体でも10人にはいないのですけれども、10人未満、全町の中で七、八人はおりますということだけは伝えることができるかと思います。学校でも十分未然防止を、防ぎながら努めているところではございますが、今年度は今こんなような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） これからそうしますと学校の先生プラス、先ほども言いましたようにスクールカウンセラーだとかソーシャルワーカーなどが、もっと増やすとかなんとかということで、ソフト面で、ソフトのほうでやっていかないと子供が自殺したりとかなんとかって、そうなるともう教育長はどうしたのでしょうかとか教育委員がというように言われることになるので、そのところ、町長もいるから

なのですけれども、そちらのほうの人員を増やすとかなんとかという対策を取ったほうがいいと思いますので、それは希望として言うておきますので、よろしく願いいたします。

次に行ってしまう。マイナンバーカードについてお願いします。町民課長です。今年の12月に現在使われています健康保険証を廃止し、代わりにマイナンバーカードを使うよう国の政策が進んでいます。今現在のマイナンバーカード取得者数、保持者数は何人なのかについて伺います。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

令和6年1月末現在におきまして、長瀬町が発行したマイナンバーカードの累計交付枚数につきましては4,840枚、交付率は72.7%でございます。今後は健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証への移行がございますので、町といたしましてはマイナンバーカードの交付率向上に向けて引き続き丁寧な説明に心がけ、国の方針に基づき適切な事務手続を行ってまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） マイナンバーカードについて、長瀬町は交付率が72.7%って。真面目な方が多いのですね。本当にたまげてしまいます。

それで、ちょっとお聞きするのですけれども、国の国家公務員だとか県の職員だとかという人たちのマイナンバーカードの申請数がすごく悪いということを新聞に書いてあったのですけれども、国や県の職員がこのままではちょっとそんなに見通しが、どうなんだろうねって。まず、それで12月からするって言うていますが、これがきつと延びるのではないのかなと私もちょっと思っているわけで、実を言うと私も持っていません。わざと持っていません。そういうことですので、分かっている範囲でいいのですけれども、このマイナンバーカード交付率とか何か分かって分かって範囲で、国保運営協議会長もやっていますので、そっちのほうも分かったら教えてほしいなと思います。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

マイナ保険証の関係でございますが、私どものほうでは長瀬町の国保の被保険者、それから後期高齢者についてはマイナ保険証に登録済みの方について把握をしております。

国保の被保険者につきましては、マイナ保険証の利用登録済みの方は876人です。また、後期高齢者につきましては、1月15日現在におきまして、マイナ保険証利用登録済みにつきましては683人となっております。国保につきましては、1月16日時点の人数となっております。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次に、3に行きます。

過疎地域指定後の対策について町長に伺います。長瀬町は現在、過疎地域に指定されていますが、過疎地域は空気が澄み、景色はすばらしく、申し分ないと感じているところです。しかし、現状は過疎地域に指定された後も人口減は進んでおり、何とかこの状況を打破し、過疎地域の指定を解除できるようにして長瀬町を存続させなければなりません。そのため、難しい課題ではありますが、町としてはどのような施策を考えているのか伺います。無理だと思えますけれども、回答をお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

私も、渋沢栄一が「長瀬は天下の勝地」とたたえたとおり、長瀬町は風光明媚な土地であり、すばらし

いと思っております。そのような中ではありますが、東京一極集中により若者が離れていったことが大きく影響し、人口減少が進んでおります。平成26年1月時点で7,704人でありましたが、令和6年1月時点では6,516人と、10年間で1,188人減少しております。令和4年度から長瀬町は過疎地域に指定されましたが、人口減少の勢いは止まっておりません。この原因といたしましては、20代から30代の若者の割合が極端に低いこと、65歳以上の高齢者の割合が大きいことから出生数が少なく死亡数が多い状況となっており、自然増減が大きくマイナスとなっていることが原因であると考えております。人口減少を食い止めるためには、移住などの社会増を大きく増やす必要がありますが、特効薬はありません。そのため、まずは現在住んでいる町民がいつまでも暮らし続けたいと思えるまちづくりを推進するための施策を実施することが重要であると考えております。そのような中で、令和5年度から子育て支援を充実し、長瀬町で子育てをしようと思える環境づくりに力を入れております。今後につきましても、町民視点に立ち、いつまでも暮らし続けたいと思えるまちづくりを実現するための施策を引き続き考えていきます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） もうどうしようもない。歯止めがかからない。若い男の人も、子育てって、それに支援するっていったって、結婚しなければ子供も産まないというのが今現状で、潮流というのですか、何かなっていますよね。それで、ベトナムだとか何かから来ているご夫婦なんか聞くと「私たちは子供を産まない。2人だけで楽しめばいいのよ」って。「子供には未来がない」って言うのだよね。「そうだよね」って言う。過去は過去、今は今で、過去はよかったけれども、過去のことを言っていたって駄目だから、今が今、よくないのだから駄目だよって言わざるを得ませんよね。そんなことなんていったって、では誰が今の現状のときに金を出してくれるのって言われるとどうもないから、どうしようかって言うのですけれども、皆さんも、私たちもですけれども、もっとその下の人たちも子供が成人してしまうとみんなというふうに、長瀬町に住んでいなくて、職業がなく、職場がないって、いいお金が取れないということもあるので、熊谷に家造ったほうがいいよ、大宮に家を造りな、おばあちゃんとおじいちゃんが持っている金1,000万ぐらいくれるから、土地だけでも買って、それで家を造りないねって言ってしまっているからなおのこと駄目なのですからね。だけれども、何かというときに、でも、ここに書いてありますように、ここの過疎地域というのは指定されると空気が澄んでいききれいだよね、それから景色も本当にいいのだからねって、そこどころお金があれば本当にいいよねって。私なんか今お金があれば、山っ子だから、お金があったら横浜、みなとみらい辺りに住みたいねって、そういうのと同じで、だから向こうの人がこちらに来たときに、何かというと職業とお金がよく取れないということがあるのでけれども、そのことについて町長、どうお考えですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

長瀬は仕事がないからというようなお話をただいまお伺いいたしました。私は、町内に工場がなくても、職場がなくても、長瀬にお住まいいただいて、本庄、深谷、熊谷、東松山、そういうところに通えると思うのです。実際、今現在うちの副町長をやっている飯塚副町長は、ずっと県まで小鹿野から通ったわけですから。昔は、私も県南のほうの高校へ行きましたけれども、電車いっぱいでしたよね。県庁の方もいっぱい通っていました。そういう時代もあったわけですし、ですので長瀬に住んでいただいて、長瀬からよそに通勤していただく、これが一番よいのではないかなと思っておるところでございます。大

島議員は熊谷に、大宮に家を造りなさいという話をされているそうですが、私はそうではなくて、長瀬にお家を造る、また今まで生まれ育ったお家があるのだんならば、あちらにアパートを借りるなりして2拠点で生活するとか、そういう形を取っていただいて、長瀬を守っていただきたいなという思いはしております。自分のことを言うのもちょっとおかしいですけども、うちはまだ息子たちもいずれは帰ってくるということで、なるべく早く帰ってきますって宣言していますので、多分帰ってきてくれるのではないかなと期待をしておりますけれども。水源の涵養ですとか自然保護ですとか、そういうことを考えたときに、人がいないということは困るわけですから、これはもう一番考えていただきたいのは国なんですけれども、でも国も言っていることとやっていることが全く違いまして、オリンピックで選手村、1万幾人ですか、アパートに入ったわけで、あんなことなら長瀬町の人たち全員東京に住みたい人は住まわせてもらいたいですよという話をしますけれども、東京に引き寄せておきながら、また外に、外について口では言っていますから、ちょっと言っていることとやっていることが違うのではないかなという思いがしております。もう少し地方のことを考えていただきたいなという思いがしております。そんなことでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 町長にエールを送りたいと思います。早くに息子さんたちが中に入って、そして町民の他の模範となるような家庭をつくって、そして生活してほしいなと思います。

以上です。終わります。

○議長（岩田 務君） 次に、2番、板谷定美君の質問を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 最後の締め、トリを務めさせていただきます。業務継続計画、常に言うBCPについて町長にお伺いいたします。

業務継続計画見直しについて。大規模災害が発生した際、役場は災害対応の主体として重要な役割を担います。長瀬町の業務継続計画は、平成25年に、これは平成25年に作成したのは地震編ですね。25年に策定して以来、見直しや訓練は十分とは言えません。近年、大規模な災害が頻発していることを踏まえると、業務継続計画の見直しや訓練は急務と言えます。

そこで、なぜ業務継続計画に基づいた訓練や計画内容の見直しができなかったのかについて考えをお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。町では、平成25年に地震編、27年に災害編、平成28年に新型インフルエンザ等編の3計画を策定しております。ご質問は、このうち平成25年に策定した地震編のことと存じます。ご質問のとおり、この計画は平成25年に策定して以降、訓練や計画見直しは行われて

おりません。これは、平成28年及び令和5年に長瀬町地域防災計画を優先的に改定してきたこと、まずは職員の災害対応のための訓練等に注力してきたことがその要因の一つであると思います。災害発生時には業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなりますが、業務継続計画を検証、改善することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となります。貴重なご指摘をいただきましたので、業務継続計画を精査するとともに、職員の研修、訓練を実施するよう検討してまいります。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） これから推進していただきたいと思います。まずは災害に遭った場合においては、まずこの役場、職員の皆さんが先頭を切って対応していただかなければ町民の暮らしがなっていないと。それは、能登半島地震を見れば歴然として分かっております。今後、こういう計画があれば十分に策定し、毎年毎年職員の皆様も人事異動とかいろいろな問題で替わるはずです。皆さんに周知徹底していただいて、これが本当にいざ災害になった場合に活用ができるような状態に常にしていただきたいと思いますというふうに考えて、私の質問を終わります。

○議長（岩田 務君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会において町長から提出された議案は、議案第1号から議案第22号までの22件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って、議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を緊急に行う必要が生じたため、令和6年2月1日付で長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第1号 専決処分承認を求めることについて（長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。専決処分いたしました長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要でございますが、戸籍法の一部を改正する法律の施行により、戸籍謄本等の広域交付や戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行等が追加されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正において戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料が追加、新設されたため、改正を行うものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第1号新旧対照表によりご説明いたします。左側が現行で、右側が今回の改正案、下線の部分が改正箇所でございます。第2条は、手数料の種類と金額に関する規定でございますが、戸籍証明書の広域請求に関する規定としまして、第1項第1号に戸籍証明書の文言と第2号に除籍証明書の文言を追加するものでございます。

次に、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務手数料の新設に伴いまして、第2条第1項第1号の次に第2号を追加し、繰下げとなった第3号の次に第4号を追加し、第2号としまして戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円と、第4号として除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円の規定を追加するものでございます。

次に、現行の第2条第1項第5号と第6号は第7号と第8号に繰り下げ、届け書の受理地、送付地において、届け書等情報の内容の証明書及び閲覧をすることを可能とするため、文言を改めるものでございます。また、現行の第2条第1項7号から、次のページでございますが、第17号まで、改正案では2号ずつ繰り下げるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただきまして、ホチキス留めでされております専決処分書の2枚目の下段を御覧ください。附則でございますが、施行期日を定めたもので、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で議案第1号 専決処分承認を求めることについて（長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは、コンビニ等でそういう証明書が発行できるようになるということも勘案してのことなのですか。それは関係なしに、全く政令が変わったからということなのですか。なぜかという、以前出ましたコンビニ収納になった場合には、実際問題として手数料がどこかへ行ってしまうので町への収入が減ってきてしまうというか、そういう現実があるために、ちょっとそこのところについて質問します。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正に伴いまして、コンビニ収納に追加されるのかということでございますが、コンビニ収納につきましては、現在、住民票の写し、それから印鑑証明書、あとは税のほうで所得課税証明書の発行を行っておりますが、そちらについては追加する予定は今のところはございません。今回の改正につきまして

は、長瀬町に本籍地がない方でも長瀬で取れるですとか、逆に長瀬町に本籍地がある方の戸籍を本籍地でないと取れるとか、そういった広域交付ができるということの規定の改正が主なものでございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 分かりました。ただし、コンビニでこのような書類がそのうちに取りれるようになってくるといふようなこともちょっと出ているから今は答えられないと思うのだけれども、そうなっていく可能性はあるかもしれない。回答はなくてもいいのですが、そう捉えておきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第2号 長瀬町中学校教育振興基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 長瀬町中学校教育振興基金条例の提案理由を申し上げます。

長瀬中学校の教育振興を目的とした篤志者からの寄附金を原資とし、新たに長瀬町中学校教育振興基金を設置するに当たり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 議案第2号 長瀬町中学校教育振興基金条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、長瀬中学校の教育振興にと7,000万円のご寄附をいただきました。寄附金につきましては、この後ご審議いただきます一般会計補正予算に計上しております。この寄附金を有効活用するために長瀬町中学校教育振興基金を設置するため、この案を提出するものでございます。

議案を御覧ください。第1条から順にご説明いたします。

第1条、設置でございますが、基金の設置目的を定めるものでございます。

第2条、積立てでございますが、基金として積み立てる額は一般会計予算で定めた額とするものでございます。

第3条、管理でございますが、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法で保管することを定めるものでございます。

第4条、運用益金の処理でございますが、基金の運用から生じる収益につきましては予算に計上して基金に繰り入れるよう定めるものでございます。

第5条、繰替運用でございますが、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるよう定めるものでございます。

第6条、処分でございますが、第1条に規定する基金設置目的を達成するために要する経費に充てる場合に限り処分することができるよう定めるものでございます。

第7条、委任でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は別に定めるとするものでございます。

最後に附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第2号 長瀬町中学校教育振興基金条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これ町にとっては大変ありがたい、有効に使うべきあれだと思っておりますが、ちょっと関連しているのですが、多分、ちょっと私書いてこなかったの分らないのですけれども、財務省だったか何かのほうの税何とかと、ちょっと記憶なくて申し訳ありません。長瀬中学校として毎年後援会の会費を集めているのです。これは寄附、それとも徴収。どういう形か。ここで問うことか分からないけれども、教育委員会としてはこのことに関しては知っているのではないかなと思っておりますが、例えばうちの区ではもう区費から1戸当たり1,000円とかいうのでいや応なしに出していると、拠出していると、ところが区によっては何か区長さんから班長さんへ行つて、班長さんが回ってお金を集めていくところもあるというふうなことなので、その財務省だったかのをみると学校教育に関わるそういうもの、寄附を強要してはならないというふうな規則があるというふうなことで、町民の方の一部ではありますが、これ金出したにもかかわらず個々に会計報告が来ないと。何か回覧で回ったような記憶もあるのだけれども。このことについては、これとはちょっとかけ離れるけれども、考え方によると共通点があるのですが、そのところは。これ質問でできるのならということです。

○議長（岩田 務君） 今回は……

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 大変貴重な、素晴らしいご寄附をいただき、誠にありがたいことだというふうに思わせていただきます。本人の希望によることかと思っておりますが、匿名であるというふうな状況のことだけ聞いておりますが、先ほど私広域のほうで消防、救急関係の寄附について報告させていただきましたけれども、順次寄附を募っていくという形の窓口で基金できたのですけれども、これだけ読むとその窓口がどう

いうふうになっていくのか。今ふるさと納税を見ますと6種類分けて積み立てておきますというふうなことと同時に、4年度の決算書を見ると6つの長瀬町は基金がありまして、大体17億何ぼという金額の積立があります。そのほかに7つ目の基金としてこれを設けようとしているのかと思いますが、さらにこれに賛同する人たちが順次応募されたときにはそれを受け付けてくれるのか、また窓口はどこになるのかというふうなこと、そういうようなことで聞いていきたいと思うのですが。

あと、公表につきましては、匿名、不匿名いろいろあるかと思うのですが、いろいろな意味でこれを順次多数から寄附を募っていくのであればその辺のところもしっかり決めて、扱いで決めるのかどうか分かりませんが、分かる話で。ただ、この7,000万円だけ原資にして、これだけであとずっと置いておいてやってしまうのか、そうではなくて追加で順次やっていくのか。最近ではよくクラウドファンディングという方式でいろいろと資金を徴収といいますか、集める方法もあるようであります。ですから、そういうふうなことも含めて回答をお願いいたします。これ町長でいいのかな、それとも企財かな。よろしくをお願いします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

中学校教育振興基金、本条例に関しましてはこちらのほうで答えさせていただきますが、それ以外の基金の関係につきましてはちょっと答えることができませんので、取りあえず本条例の関係だけにはお答えしたいと思います。

本条例につきましては、寄附者のご意向により、中学校の教育振興のために使ってほしいという指定寄附でございます。通常の寄附、指定のない寄附は企画財政課のほうで窓口となりますが、指定寄附ということで、これは教育という形で教育委員会のほうで所管するものでございます。現在のところは寄附を募るといようなことは考えておりませんが、同様な形でほかの寄附者から中学校の教育振興に使ってほしいという寄附があれば、この基金に積み立てることも可能であると考えております。

なお、寄附者のほうからの名前の公表等はできない寄附でございますが、こういう寄附があったということはお知らせはしたいなと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、基金というものは、本当であれば寄附金というのはその寄附を受けた年に何か事業に充てられれば基金に積むことはしないのですけれども、ふるさと納税ですとか、特定の目的の事業に使うと、この寄附金についてはどうしてもその事業年度で完結できないことから、基金に積ませていただいているものでございます。現状ある基金につきましては、その寄附金を活用するという目的の寄附金についてはふるさと納税の関係の寄附金のみとなっております。また、クラウドファンディングにつきましては、ちょっと今後実施するかどうかにつきましては検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今教育次長から募ることは考えていないことを聞いたのですけれども、実際この7,000万円だけで中学校の教育充実、これから先ずっと考えていくことは難しいかと思うのです。ですから、これを広く募って、オープンにしていくことによっていろんな形で、長瀬町からもいろんな方を輩出

しておりますので、地元民の人、また結局長瀬町から巣立った人、いろんな形の人が故郷を思って、本当の意味でのふるさと納税といえますか、ふるさと寄附といえますか、そういうふうなこともあるかと思えますので、その受入れ態勢もしっかりしておいて、教育内容を高めていくにしましても学校建設するにしましても幾らでもお金は必要だと思えますので、その辺のことも含めてよく検討して、受入れを可能にしていっていただけたらというふうにあえて言わせていただくのですが、どうでしょうか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

今回、本当に貴重なお金を頂戴したわけでございます。これにつきましては、ご本人のご意向で教育というお話でございますけれども、これはご本人がそういうお気持ちでいただいたわけございまして、これからも強要するものではないと思えます。その中で、ただいま次長のほうからも公表はしますというお話ですので、その公表を受けて私もでは長瀬町の教育関係に寄附をしたいというような方が出てきていただけたらありがたいなという思いがいたしております。また、これから小中一貫校ですとか、それを建て替えるカリフォルムするか、いろいろお金はかかるわけございまして、どちらになるかは分かりませんが、そのときにはまたクラウドファンディングというような形も方法としてはあるのではないかなという思いがいたしております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 3回目だね。こういう基金の開設を待っている人もいるというふうなことも思い信じて、ぜひオープンにして窓口を広げていただきたい。また、そういうふうな手続に関しても検討していただきたい。また、法的に無理があるのだったら、何かそれをクリアする方法を考えていただきたいというふうなことで、やっぱり資金が豊富に集まっていればそれなりの内容のものができてくると思うのです。資金がないとどうしてもいろんなことで内容が乏しくなってしまう。せつかくするのであれば内容のよい、みんなに喜んでもらえるような、寄附者にまず喜んでもらう、また利用者に喜んでもらう、町民全体に喜んでもらう、そのようなものをぜひ開設していただきたいというふうなことを提言して終わります。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今寄附、寄附って言っていましたのですけれども、昔は寄附採納願というので暴力団か何かから寄附をしたいよというときにはどうしましょうか、もらわないで、よみましょうかというので寄附採納願という、そういう欄がありまして、そういうこともやったこともあるのですけれども、今は誰でも何でも、どんな方が来ても寄附してくれるとえば押しいただくというので、それでやるというふうで、そういうセーブするとかなんとかということは別はないのですか、聞きます。何でもいいのですか。暴力団でもやくざでも何でも。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

今回の寄附は、寄附者からの意向によりまして、町の寄附の採納要綱に定めてありますので、それに基づいて寄附採納願を提出していただいて、町長の決裁を取って寄附の受入れを決めたという形の手続をしっかり取っております。それぞれの寄附の判断という形にはなるとは思いますが、今回の7,000万円の寄附

金につきましてはそのような手続を取って今回受け入れたという経緯でございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） では、これは今7,000万円で、何だか難しいようなことを言っているのですけれども、7,000万円なら7,000万円で次それをいただいて、これはこれでというので、昔ではないけれども、ここ数年、朝比奈孝先生が体育館のために、それから卓球のためにというので寄附していただいて、それはいっぱい卓球台を買ったりとか何かということになってしまったのですけれども、これもだからそういうふうな、難しいことを考えないで、7,000万円もらったのだからそれは有効に使って、そしてまた基金がなくなったらなくなったでいいというふうなほうがすごくいいと思うのですけれども、私はそういうふうで希望します。返事はいいです。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 今本当に高額な寄附金をいただいたということでございます。この寄附金については、今後、基金として金融機関等へ積み立てる、そのように思いますが、町としては中学校の教育振興を目的とした事業に使用していただきたいということでございます。中学校の建て替え等にと私は少し考えたところなのでございますが、今時点ではひょいと浮かんだことではどのように使いたいと思っているか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 皆様に申し上げます。

ただいま質疑の時間で、この議案に出された条例案に対しての疑義があれば、不明点があれば質疑をしていただきたいと思っております。提案や個々の意見というのを述べる時間ではございませんので、ご理解をいただければと思います。再度あれば。

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 大丈夫ですか。失礼しました。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町中学校教育振興基金条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第3号 長瀬町小中一貫教育検討委員会設置条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 長瀬町小中一貫教育検討委員会設置条例の提案理由を申し上げます。

魅力ある小中一貫教育の実現に向けた検討を行うため、教育委員会の附属機関として長瀬町小中一貫教育検討委員会を設置するに当たり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例を制定する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 議案第3号 長瀬町小中一貫教育検討委員会設置条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画の後期計画に基づきまして、小中一貫教育に向けた検討を行う委員会を立ち上げて、小中一貫教育に向けた学校施設整備等についてご審議いただくため、この案を提出するものでございます。

議案を御覧ください。第1条から順に説明いたします。

第1条、設置でございますが、小中一貫教育の実現に向け、幅広い見地から検討を行うため設置するものでございます。

第2条、所掌事務でございますが、教育委員会の諮問に応じ、小中一貫教育校の施設及び整備等に関する事、その他小中一貫教育の推進に関する事を協議し、教育委員会に答申するものでございます。

第3条、組織でございますが、委員会は委員16人以内をもって組織するもので、第2項各号に掲げるものの中から教育委員会が委嘱するものでございます。

第4条、任期でございますが、委員の任期は委嘱された日から第2条に規定する事務が終了する日までとするものでございます。

第5条、委員長及び副委員長でございますが、委員長及び副委員長を委員の互選により定めるものでございます。また、第3項第4号では、その役割について定めるものでございます。

第6条、会議でございます。会議は委員長が招集し、委員長が議長となるなど、会議の運営について定めるものでございます。

第7条、部会でございますが、委員会に必要があると認めるときは部会を置くことができるとし、第2項以降についてはその運営について定めるものでございます。

第8条、関係者の出席等でございますが、委員会は必要があると認めるときは関係者に対し会議に出席を求めて意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができるものとするものでございます。

第9条、報酬でございますが、委員への報酬は特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の規定により支給するものと定めるものでございます。

第10条、庶務でございますが、委員会の庶務は教育委員会教育総務担当と定めるものでございます。

第11条、その他でございますが、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が定めるものとするものでございます。

次に、附則でございます。第1項は、施行期日を定めるもので、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、会議招集の特例について定めるもので、この条例施行後の最初に行われる会議につきましては、第6条第1項の規定にかかわらず教育委員会が行うと定めるものでございます。

第3項は、条例の失効について定めるもので、第2条に規定する所掌事務が終了した日限りその効力を失うものでございます。

以上で議案第3号 長瀬町小中一貫教育検討委員会設置条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず、提案理由のところで地方自治法第138条の4第3項というふうなことがあるのですが、これもう一個、同じ地方自治法の第180の5でも関係しているのではないのかなと思うのですが、もしそういう場合には1つだけ載せればいいのか、さもなくば180の5が関係していれば2つここへ載せなければいけないのかどうかということ。ここに1つしか載っていないのですが、私が調べたらちょっとそちらも関係しているので、その点について。

あと、この条例が4月1日で始まるというようなことになると、すぐ進んでいくのだと思うのです。ただし、この中で見ると、学識経験のある者とか行政区を代表する者とか、保護者、あと教職員を代表する者とかうたっているのですが、そうすると今まで学校の統合委員会なんかと何か非常に似たような形で進んでいくのかなという気がするのです。前から私言っているのですが、これ非常に難しいのです。小中一貫教育というものの自体が難しいのです。例えば行政区長さんがここへぱっと呼ばれても、小中一貫教育ってただ小学校と中学校一緒になればいいのかというふうな感じではないのですよね。義務教育学校であるとか、主に3つに分かれていると思うのですが、そんなふうな知識がないとなかなかこれ発言というのが難しくなっていくと思うのです。特に学識経験のある者というところで、これやはりある程度こういうものに関しては、大学の先生だから学識があるとは言えないのですけれども、こんなふうなことに携わったりしているとか、そんなふうなところを承知してここに学識経験のある者というので考えているのかどうか。さもなくば保護者を代表する、当然保護者は必要だと思うのですが、行政区で、とにかくこういうのをやったとしたらその内容を周知しないと進んでいかないと思うので、ここで決まったらすぐそこでもう4月で始まって、また同じような人が、何だよ、同じ人がやっているなということになるとちょっとというところがあるので、その学識経験というところをどの範囲まで考えているかという、主に2点についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

最初の地方自治法の関係については、この議案提案の条文で大丈夫だと思いますが、確認のためちょっと調べて、後ほどご回答でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育次長（中畝康雄君） それから、次の委員のメンバーというようなご質問だと思います。議員からよくいつも同じようなメンバーというご指摘もいただいているところなのですが、やはり保護者の方、それ

から学校運営に携わったような方、なかなか人選も難しいというのが実情でございます。また、これまでの経緯、学校のあり方検討委員会を知っている方であるとか、学校統合の関係でお話に入っていた方だとか、そういう方もやはりこのメンバーの中にも入っていただくほうがいいのかなと思っているところでございます。

また、小中一貫の関係、議員おっしゃったとおり、義務教育学校があり、それから小中一体の連携の学校があり、それから施設が一体になるのか、別々でも義務教育学校になったり、いろいろパターンというのは想定されるものですから、そういうところの内容も含めましてよくお話しして、理解した上で委員のほうを引き受けていただくような形を考えております。また、確かに大学教授ってなかなか難しく、この学校統合を経験したという方は、特に小中一貫校を経験したという方は多くないと思います。ですから、この辺の人選含めましても、ちょっと専門的な知識のある方をお願いすることができるかも含めて教育委員会のほうで検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 次長の答弁分かりました。ただし、もう一度言いますが、学識経験のある者というのは大学の教授ばかりではないと思うのです。例えば県の学校教育課でこういう小中一貫とかそんな、要するに文科省のほうでこれを、なるべく学校規模の適正化とかいうふうなことで進めているので、そういう担当の方とか、例えば第1回会議にはそういう方を呼んで、全部出られなくても学識経験ということでこういうものであるという説明がしっかりなされてやっていかないとまた、今の答弁からいくと学校統合とか検討委員会とか、そういうところから人が出てもらいたいという、何だ、民生委員長が出てくるのかとか、そういうふうになりますよね。だから、仮に例えば自分がここへこういうふうに入ったとすると、非常に難しい、発言がしにくい内容であるなという感じは持ちます。だから、その学識経験のって、特にだからその人に誘導されなくてもいいからこういうものでというふうなこと、それから財政措置的に見て、こういうふうにやっていくにはこういうふうにかかるのだとか、そんなふうなものがなくていきなりというのは非常に何か会を進めるには難しいのではないかなと。

あと、最後に1点なのですが、学校のあり方委員会とかいうのは、こういうのでいくと例えばこれは期限が終了したから、もうこの条例は失効しているわけですよ。学校の統合については、この3月で統合するから、その条例はもう失効して、なくなるって考えていいわけですね。また再度その点について。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

確かにメンバーとは限らないですけども、仮に第1回の委員会をやるようなときに、そういう小中学校に携わった、例えば先行して小中一貫校を立ち上げたようなところの方をゲストとか呼んで、こんなふうにやりましたとかというふうな説明はやれば委員さんも理解しやすいかなというふうに今村田議員のご提言いただきまして改めて思いましたので、そういうことができないかどうかも含めて考えていきたいと思っております。

また、財政的なところというのは、その建て替えの費用的なという形ですかね。これは、一般会計当初のほうに小中一貫教育基本構想策定業務委託ということで、専門家の方にそういうところまで含めた形での試算とか、特に町には建築という技術職がおりませんので、そういうところのアドバイスも含めた支援をしていただくという予算案を提示をしていますので、そちらを含めた形で委員会のほうに説明をしてい

くというふうを考えているところでございます。

以上です。

〔「あと、条例が失効するんかどうか」と言う人あり〕

○教育次長（中畝康雄君） すみません、失礼しました。条例の失効につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。委員会から答申があった日にその効力を失うという条例にしてあります。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町小中一貫教育検討委員会設置条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第4号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

月例出納検査について、毎月定期的を実施しているが、条例で定められた日との整合性を図りたいことから、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第4号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。今回の条例改正は、例月出納検査の検査日につきまして、条例で定められている日とは異なる日に実施しているため、今のままで

は条例と整合性が取れないことから改正を行うものです。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の議案第4号新旧対照表により説明させていただきますので、御覧ください。左が現行、右側が改正案となっています。

第6条中、改正箇所は下線部分になります。「例日は15日とする。ただし、その日が長瀬町の休日定める条例第1条第1項に規定する町の休日である場合その他やむを得ない理由のあるときは変更することができる。」を「検査は、監査委員が定める期日にこれを行う。」に改正するものでございます。

最後に、議案を御覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 長瀬町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号、議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第10、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び日程第11、議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議会議員及び町長等の期末手当について改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきまして、改正の内容が同じでございますので、一括でご説明させていただきます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。人事院勧告に基づき、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議会議員及び町長等の期末手当の支給率について改定を行うものでございます。

なお、議案第5号から議案第8号までの人事院勧告等に関する条例改正につきまして、改正内容をまとめた令和5年度人事院勧告等に関する条例改正についてA4判の用紙1枚をお配りしておりますので、こちらを後ほど御覧ください。

それでは、議案第5号、第6号の説明につきましては、改正内容が同じですので、お手元に配付してございます参考資料の議案第5号の新旧対照表を御覧ください。

第1条関係でございます。左側が現行、右側が改正案となっております。第1条関係でございますが、改正箇所は下線部分になります。第5条、期末手当なのですけれども、第5条第2項中「100分の165」を12月に支給する場合においては「100分の175」に改めるもので、この改正規定は令和5年度の期末手当について年間0.10月分引き上げ、12月の期末手当として遡及適用により支給するものでございます。

次に、裏面の2ページを御覧ください。第2条関係でございます。第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の170に改める」もので、令和6年度以降につきましては、第1条で引き上げた0.10月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。これにより、年3.30月分から年間3.40月とする内容となります。

最後に、議案書を御覧ください。附則でございますが、第1項は施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、第1条の規定は令和5年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、改正前の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で議案第5号、6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） これより議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第12、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額の見直し、期末手当及び勤勉手当の引上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。今回の改正ですが、人事院勧告により、給与月額の見直し及び期末手当、勤勉手当の支給率の引上げ等を実施したため改正を行うものでございます。なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第7号新旧対照表により主な改正点について説明させていただきますので、新旧対照表（第1条関係）の1ページを御覧ください。左側現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部分になります。

初めに、第6条、第10条及び次のページ、2ページの第11条は、引用される条例名の略称の統一を図るものです。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が本則で複数回引用されているため、2回目以降の引用箇所は略称を使用するというものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページを御覧ください。第14条の4の期末手当でございますが、第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、12月に支給する場合には「100分の120」から「100分の125」に改めるもので、年間0.05月分引き上げるものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員について、12月に支給する場合には「100分の67.5」から「100分の70」に改めるもので、こちらは年間0.025月分引き上げるものでございます。

続きまして、第14条の7の勤勉手当でございます。第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、次の4ページを御覧ください。12月に支給する場合には「100分の100」から「100分の105」に改めるもので、年間0.05月分引き上げるものでございます。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員について、12月に支給する場合には「100分の47.5」から「100分の50」に改めるもので、こちらは年間0.025月分引き上げるものでございます。この改正規定は、令和5年度の期末勤勉手当、併せて一般職員については年間0.10月分、定年前再任用短時間勤務職員においては年間0.05月分引き上げて、12月の期末勤勉手当として遡及適用により支給するものでございます。

次に、新旧対照表の4ページから10ページ、最後のページにかけての別表第1の行政職給料表ですが、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、高い級に向けて改定率を逡減させる形で、全ての級において引上げ改定をするものでございます。全体の平均改定率は1.1%となりまして、1級が5.2%、2級が2.8%、3級が1%、4級が0.4%、5級、6級が0.3%と引上げになります。また、改定に伴い、高卒者初任給を1万2,000円引き上げて16万6,600円に、大卒者初任給を1万1,000円引き上げて19万6,200円とするものでございます。こちらの表でいきますと右側の表なのですが、1級5号の16万6,600円が高卒者初任給、1級の次のページの5ページの25号が大卒者初任給となります。ちなみに、短大卒は1級の15号となります。

次に、最後の10ページを御覧ください。一番最後の新旧対照表の10ページを御覧ください。表の下段になります。定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について、去年は改正がありませんでしたが、今年は全ての級において改正が行われております。

続きまして、もう一枚配付してございます議案第7号の新旧対照表の第2条関係を御覧ください。1ページでございます。A4判1枚の両面になります。第2条関係は、令和5年12月で引き上げた期末手当、勤勉手当の支給率を令和6年度以降に適用される支給率について6月期、12月期を同率にする改正でございます。

第14条の4の期末手当でございますが、第2項は定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改めるもので、第1条で引き上げた0.05月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員において「100分の120」を「100分の122.5」、「100分の67.5」、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の68.75」に改めるもので、同じく第1条で引き上げた0.025月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

次に、第14条の7の勤勉手当でございますが、第2項第1号は定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について、次の2ページにかかりますが、「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改めるもので、第1条で引き上げた0.05月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

次に、裏面の2ページを御覧ください。2ページの同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員におい

て「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合は100分の50」を「100分の48.75」に改めるもので、同じく第1条で引き上げた0.025月分を6月と12月に均等に配分するものでございます。

最後に議案書の5ページを御覧ください。附則でございますが、附則第1条は条例の施行期日を定めたものでございますが、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項については、第1条の改正後の給与条例は令和5年4月1日から適用するものでございます。

次に、附則第2条については、改正後の条例を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与の内払いとみなすものでございます。

次に、附則第3条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める委任規定でございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第13、議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町職員に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定を行い、令和5年4月1日まで遡及適用させるとともに、令和6年4月1日より可能となる勤勉手当の支給を行うに当たり所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第8号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。人事院勧告により、先ほど議案第7号で改正、可決いただきました町職員の給料表を準用しているため改正し、令和6年4月1日より勤勉手当の支給を行うための所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第8号新旧対照表により主な改正点について説明させていただきますので、新旧対照表（第1条関係）の1ページを御覧ください。給料表の改定及び給与改定の実施時期等の取扱いになります。左側が現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部分となります。

初めに、第7条、第9条及び次の裏面の2ページの第10条と3ページになります第17条は、引用される条例名の略称の統一を図るもので、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」が本則で複数回引用されているため、2回目以降の引用箇所は略称を使用するというものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。第30条について、会計年度任用職員の給与改定については、これまで給料表の遡及や年度途中での改定はせず、改定後の給料表は翌年度から適用する方針を取っていましたが、令和5年5月に総務省から常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定することを基本とするよう要請が出たことを受け、今年度から常勤職員と同じく遡及して改定するため、給与改定の実施時期等についての条項を新たに定めるものでございます。

続きまして、裏面の4ページを御覧ください。別表第1、行政職給料表でございます。給料表については、一般職員の給料表を準用しているため、令和5年の人事院勧告を受けて議案第7号で一般職員の給料表の改定が行われたことにより、改正を行うものでございます。会計年度任用職員の給料表の1級は、一般職、行政職給料表の1級の5号級から25号級までを準用しております。2級は、一般職、行政職給料表の2級のそのまま1号級から21号級までの給料月額を準用しています。ただし、1級1号級と2号級の給料月額は同額となっており、一般職員の給料表と異なる点がございます。これは、会計年度任用職員の1級1号となるべき一般職の1級5号級16万6,600円を時間額にした場合1,024円となり、埼玉県最低賃金1,028円を4円下回るることとなるため、時間額にして1,030円となり、地域別最低賃金額を上回るることとなる2号級の16万7,700円を1号級の給料月額とすることで、会計年度任用職員の報酬の時間額が地域別最低賃金額を超えるようにするものでございます。

続きまして、もう1枚の新旧対照表を御覧ください。第2条関係でございます。1ページを御覧ください。勤勉手当に関する規定の創設及び最低賃金で引き上げた引上げの対応の改正となります。第3条、会計年度任用職員の給与について。地方自治法の改正により、今までは期末手当は支給されていましたが、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことで、総務省通達によりフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当も支給可能とされたことから、当町会計年度任用職員について令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行うものでございます。

なお、支給対象となる勤務条件は、週15時間30分以上、週でいうとフルタイムで2日以上で、雇用期間が6か月以上の方が期末と勤勉手当の支給対象の職員となります。

続きまして、第4条を御覧ください。令和6年4月以降、埼玉県地域別最低賃金が引き上げられた場合、フルタイム会計年度任用職員の給料月額が地域別最低賃金以上となるよう規定するものです。

同時に、裏面2ページを御覧ください。中段になります。第17条は、パートタイム会計年度任用職員についての同じく規定となっております。

続きまして、2ページの、戻ってもらって上段の第14条の2はフルタイム会計年度任用職員、次の3ページ、第22条の2はパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給方法について新たに規定するものがございます。期末手当及び勤勉手当の支給率については、一般職の規定を準用し、同率で支給することとなっているため、本条例の改正は不要となります。

最後に、議案書を御覧いただきたいと思います。議案書の最後のページの4ページを御覧ください。附則でございますが、附則第1条は条例の施行期日を定めたものでございますが、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項については、第1条の改正後の給与条例は令和5年4月1日から適用するものでございます。

次に、附則第2条については、改正後の給与条例を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与の内払いとみなすものがございます。

次に、附則第3条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める規定でございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 長瀬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第14、議案第9号 学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町立長瀬第二小学校閉校に伴い、学校体育施設開放に関する条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 議案第9号 学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例が令和4年6月議会で議決となっており、令和6年3月31日で長瀬町立長瀬第二小学校が廃止され、学校体育施設ではなくなることから、今回所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。別表の第二小学校の項を削るというものでございます。

それでは、議案に戻っていきまして、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第9号 学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、第二小学校に旧として運動場と体育館がありましたけれども、それは学校施設ではなくなるというふうなことでこの条例改正というようなことになろうかと思いますが、ではこの施設自体は残るわけだけでも、その開放等についてはどこが所管するのか、その点についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

新たな活用が開始されるまでの間は今後も貸出しを行うのですが、閉校によりまして教育財産ではなくなります。教育財産の用途を廃止して普通財産というものになりますので、所管が財産主管課、企画財政課となります。しかしながら、利用していただくのに利用申請がばらばらになると町民の利便性などで問題がありますので、そういう点を考慮しまして、貸出しはこれまでどおり教育委員会が行う予定でございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時40分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を再開します。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第15、議案第10号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

支給対象等の規定について所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第10号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。今回の条例の一部改正の概要でございますが、他の市町村等の福祉、医療制度を受給している者を対象外とする規定の追加と受給資格について国内住所要件の追加、現物給付について規定に定めるところにより行う文言を追加する内容となっております。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料、議案第10号新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案で、下線部分が今回の改正箇所でございます。

まず、第2条は定義でございますが、第1号の次に第2号として受給資格者の要件について、日本国内に住所を有する者を追加するものでございます。

第3条は支給対象でございますが、第2項に第6号として他の市町村等の福祉、医療制度を受給している者を対象外とする規定を追加するものでございます。

次に、裏面を御覧ください。第5条は支給方法等の規定でございますが、第2項に現物給付について、規定の定めるところにより行う文言を追加するものでございます。また、併せて文言の表記の統一を図っております。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、表面の下段を御覧ください。附則は施行期日を定めたものでございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第10号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第16、議案第11号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

放課後児童クラブ室について、延長保育を実施するに当たり、延長利用にかかる保育料を徴収するため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、健康子ども課長の説明を求めます。

健康こども課長。

- 健康こども課長（福島陽子君） 議案第11号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は提案理由のとおりでございますが、延長保育を実施するに当たり、延長利用にかかる保育料を徴収するため、条例を改正するものものでございます。

新旧対照表を御覧ください。放課後児童クラブ室設置条例の第4条に第5項を加えて、保育時間を延長して利用する場合の保育料を月額保育料に日額200円を加えた額といたします。

なお、保育時間の延長については規則にて改正しており、午後6時30分から7時までを延長することとしています。

議案に戻りまして、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行となります。

以上で議案第11号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

- 議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（岩田 務君） 日程第17、議案第12号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第12号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、健康こども課長の説明を求めます。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 議案第12号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正内容は提案理由のとおりでございますが、国の基準が改正されたため、所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

新旧対照表を御覧ください。主な改正箇所は、特別利用教育の基準を定めた第36条の3項となります。特別利用教育とは、3歳以上の保育が必要な子供に対して幼稚園等において教育を提供することです。通常は保育が必要な子供に対しては保育園または認定子ども園にて保育を提供することになります。この3項では、特別利用教育を利用する場合の適用となる子供について定めており、特別教育・保育施設の運営基準の第6条の2項にて定めている適用内容を特別利用教育にも適用させることとするため、「認定子ども園又は幼稚園に限る」という文言から「特別利用教育を提供している施設」に読み替えることを追加しています。

議案に戻りまして、附則でございますが、この条例の施行は公布の日からとします。

以上で議案第12号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第18、議案第13号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正す

る条例の提案理由を申し上げます。

対象者等の規定について所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。



◎会議時間の延長

○議長（岩田 務君） ここで議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第13号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。今回の条例の一部改正の概要でございますが、受給者と現物給付について定義を追加し、児童扶養手当と対象者を同一にするため、日本国内に住所を有しない者を対象から除外し、併せて文言の整理を行うものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料、議案第13号新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案で、下線の部分が改正箇所でございます。

初めに、第2条でございますが、用語の定義でございますが、第6項の次に第7項と第8項を追加し、改正前の第6条支給の範囲に規定されていた受給者定義について、改正案では第2条、用語の定義の第7項として規定を追加し、第8項に現物給付の定義を加えるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。上段でございますが、第3条第3項はひとり親家庭等医療費の支給対象とならない者の規定でございますが、第6項としまして日本国内に住所を有しない者を追加するものでございます。

第7条は支給方法でございますが、現物給付に係る支給方法について規則に委任する規定を追加するものでございます。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、表面の下段を御覧ください。附則は施行期日を定めたものでございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第13号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第13号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第19、議案第14号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

第9期長瀬町介護保険事業計画により算出した事業費に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第14号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、町長提案理由のとおりでございます。介護保険制度では、介護保険法の規定により、3年を1期とする介護保険事業計画を策定することが義務づけられております。本年度は介護保険事業計画の改定時期であることから、令和6年度から令和8年度までの3年間に第9期介護保険事業計画として計画期間内の介護サービス料や方策などを定めたもので、65歳以上の第1号被保険者の保険料算定の基礎となるものでございます。計画期間3年間に見込まれる介護給付費は25億1,752万8,000円で、このうち23%が65歳以上の第1号被保険者の負担すべき額となり、今回の保険料を算出しております。計画期間3年間の介護給付費は、令和3年度から5年度までの第8期計画期間3年間の計画値に比べて増加する見込みでございます。介護給付費の増加要因としまして、高齢化の進展や独り暮らし高齢者の増加、団塊の世代が後期高齢者になるなど介護サービスの利用増加が見込まれること、介護報酬の増額改定や介護職員処遇改善の賃金アップによる給付費の増加が見込まれるものでございます。介護保険制度では、計画期間内に必要な保険料はその計画期間における保険料で賄うことを原則としております。このため、計画期間終了時の基金は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇抑制を図り、保険料負担を軽減しております。計画策定においては、毎回基金を次期計画に歳入として繰り入れ、保険料を計算しております。この結果、第9期の介護保険料は、基準額である第5段階の現在月額5,000円を5,700円、年額では6万円を6万

8,400円とするものでございます。また、介護保険料は所得に応じた段階設定により負担をお願いするものですが、今回の改正では現状の9段階から国が示す標準的な所得段階の13段階に変更します。第1段階から第3段階までの低所得者に対して第8期期間よりも保険料の軽減率を上げるとともに、所得の多い従来の第9段階の被保険者を13段階まで細分化し、所得に応じた保険料とするものでございます。

なお、第9期介護保険事業計画の策定に当たりましては、ニーズ調査、過去の実績や今後の人口、要介護認定者数の予測値等の見込み、パブリックコメントの実施や保健医療、福祉、介護等の関係者で組織しております健康福祉推進委員会での協議を得ているところでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。第2条第1項でございますが、第8期期間が本年度終わりますので、第1項及び第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を第9期計画期間の「令和6年度から令和8年度まで」に改め、保険料を第1項中、第1号から第13号の額のとおりとするものでございます。

次に、第2項から裏面の第4項は低所得者に対する軽減措置を定めたものであり、第1項第1号から第3号までの額をそれぞれの額とするものでございます。

第4条第3項でございますが、保険料の段階が増えることにより、介護保険法施行令第38条の引用条文が増えるため改正するものでございます。

議案に戻っていただきまして、一番下のほうを御覧ください。附則の第1条ですが、この条例については令和6年4月1日から施行するものでございます。

裏面に行きまして、第2条でございますが、改正後の条例第2条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度の保険料につきましては従前の例とするものでございます。

以上で議案第14号 長瀨町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この段階を9段階から13段階に分けたというのは、国のほうの方針でこういうふうになって長瀨町でもということですよ。多分この金額見ると大分介護保険というのは、もうどこの自治体でもそうだけれども、本当に財政に対してというか、また個人に対しても非常に厳しいものがあると。先ほど口頭で言われたので分からなかった、分からないというか、ちょっとあれだけだとメモし切れないであれなのですけども、実際問題としてこれは試算をしたわけですよ。介護保険料をどれだけ入って、今までの試算でいくと介護人数もまだ上昇のあれがあるのでという計算して、そうすると要するに65歳以上の保険料がこれでは足りなくなるといことですよ。その内容はよく分かったのですけれども、やはり高齢化が、これ長瀨町でということですよ。高齢化が進めば、さらにこれがもう少し次の改定ではという可能性も出てくるということですよ。だから、それをなくすためにというか、要するに予防介護とかそういう事業を進めていくということだと思のですが、これが住民に対しては分からない、はっきり言って。何でこんな介護保険料が高いのだと、多分、いうことにつながっていくと思うのです。だから、町の施策でもそれをなるべくなくすような事業をやっているのだということは、これだと当然読み取れないし、どこか資料でもいいから、こういう改定があった場合に試算がこういうふうに出ていると、おお、なるほどなって納得できるのだけれども、納得できてもできなくてもこの条例でやっていくしかないという計算だと思のですが、そういうことについてどうですか。もう少し親切なというか、分かりやすいというか、口頭でぱっと説明されてもメモもできないような状況だからということで、もう少し丁寧な

ということ。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

先日の議運でも説明したつもりだったのですが、住民に対しましては介護保険事業計画をつくりましたので、そういったものを公表していくことで、その中でも給付費の試算なんかも出ておりますので、そういったところをご案内したり、あとはご高齢の方が多いので、保険料賦課の際には丁寧に説明をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第14号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（岩田 務君） 次会の日程をご報告いたします。

明日7日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。



◎散会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後5時08分

令和6年第1回長瀬町議会定例会 第2日

令和6年3月7日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	鈴木日出男君	2番	板谷定美君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	飯塚寛君
教育長	井深道子君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	若林健太郎君	会管理者兼計 会務税務会 課長	朽原秀樹君
町民課長	福島俊晴君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康子ども課長	福島陽子君	産業観光課長	相馬孝好君
建設課長	若林智君	教育次長	中畝康雄君

事務局職員出席者

事務局長	玉川真	書記	若林実
------	-----	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(岩田 務君) 皆さん、おはようございます。

今日は、前日に引き続きご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。上着の着脱はご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(岩田 務君) 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(岩田 務君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承を願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長(岩田 務君) 日程第1、議案第15号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算(第6号)を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第15号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算(第6号)の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,699万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を38億3,780万3,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(岩田 務君) 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(若林健太郎君) 議案第15号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,699万3,000円を追加いたしまして、総額を38億3,780万3,000円にするものでございます。

第2条、第3条は、それぞれ第2表、第3表でご説明させていただきます。第2条、繰越明許費補正につきましては、6ページを御覧ください。第2表、繰越明許費でございますが、令和5年度中に完了できない事業につきまして、令和6年度に繰越しをさせていただくものでございます。

第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民システム改修事業につきましては、令和5年度から令和6年度にかけて事業を実施することから、繰越明許費を設定するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費のうち、物価高騰対応給付金事業（均等割のみ課税世帯分）及び物価高騰対応給付金事業（こども加算分）、第10款教育費、第1項教育総務費のうち、はつらつ！こども応援金支給事業及びはつらつ！就学・通学応援金支給事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度当初に迅速に実施するため、繰越明許費を設定するものでございます。

そのほかの項目につきましては、入札不調などの不測の事態が発生したことなどにより、年度内に完了することが困難となったため、繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、第3条の地方債の補正につきましては、7、8ページを御覧ください。第3表、地方債補正でございますが、橋梁長寿命化事業債、通学路安全対策整備事業債、道路新設改良事業債は、各事業において事業費が当初の見込額を下回ったことから減額するものでございます。臨時財政対策事業債は、起債額の抑制を図るため、減額するものでございます。その結果、補正対象の地方債の限度額を合計1億8,930万9,000円から1,860万9,000円を減額し、合計1億7,070万円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の13、14ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額1,302万4,000円、第2目法人、補正額600万円、第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額362万9,000円は、それぞれ現年課税分が当初見込額を上回ったことなどにより増額するものでございます。

第7款地方消費税交付金、第1目消費税交付金、第1項地方消費税交付金、補正額2,220万円は、地方消費税交付金の金額が確定したことに伴い、増額するものでございます。

第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額3,538万9,000円は、国の令和5年度補正予算において地方交付税が増額され、普通交付税の追加交付が行われたことから増額するものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額1,771万1,000円の減額のうち、第3節児童保育費国庫負担金、補正額1,295万5,000円の減額は、保育園への途中入所数などが当初の見込みを下回ったことなどにより、保育園などへ支払う委託料が減額となったため、減額するものでございます。

15、16ページを御覧ください。一番上になりますが、第2目衛生費国庫負担金、補正額740万9,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用のうち、個別接種を実施していただく医療機関への委託費などが見込みを下回ったため、減額するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額4,014万8,000円のうち、第2節企画総務費国庫補助金、補正額3,365万1,000円のうち3,569万2,000円は、物価高騰対応給付金事業などについて物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するため、増額するものでございます。

また、第2節企画総務費国庫補助金のうち287万9,000円は、証明書・コンビニ交付事業及び長瀬観光Q

Rガイドマップ作成事業に係る費用がデジタル田園都市国家構想推進交付金の対象になることが確定したことから増額するものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、補正額839万1,000円の減額のうち819万1,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用のうち、ワクチン接種を実施した医療機関支援の費用などが当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

第4目土木費国庫補助金、補正額129万2,000円のうち、第1節住宅費国庫補助金、補正額258万2,000円は、社会資本整備総合交付金が当初予算額を上回ったため、増額するものでございます。

第7目商工費国庫補助金、補正額517万6,000円は、観光施設除却事業に係る費用が市域一体となった観光地・高付加価値化事業国庫補助金の対象になることが確定したことから増額するものでございます。

続きまして、第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額678万7,000円の減額のうち、第3節児童保育費県負担金530万1,000円の減額は、保育園などへの途中入所数などが当初の見込みを下回ったことにより、保育園などへ支払う委託料が減額となったため、減額するものでございます。

17、18ページを御覧ください。第2項県補助金、第1目総務費県補助金、補正額285万円の減額は、移住就業等支援事業について当初の見込みを下回ったことから減額するものでございます。

第3項県委託金、第1目総務費県委託金、補正額562万8,000円の減額は、県議会議員選挙や県知事選挙などに係る費用が当初の見込みを下回ったことによる委託金の減により減額するものでございます。

次に、第18款寄附金についてでございます。19、20ページを御覧ください。第1項寄附金、第5目教育費寄附金、補正額7,000万円は、中学校教育の振興を目的としたご寄附を受けたことから増額するものでございます。

第21款町債、第1項町債、補正額1,860万9,000円の減額は、起債対象事業において事業費は減額となったことや借入れを見直したことなどにより減額するものでございます。

21、22ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額787万円は、退職手当負担金等が当初の見込みを下回ったものの、人事院勧告を踏まえた給与改定による増額等が生じたことなどにより増額するものでございます。

第6目財産管理費、補正額450万円の減額は、庁舎の電気料について国の電気料金負担軽減策や契約方法の見直し等により、当初の見込みを下回る見込みとなったことから減額するものでございます。

第11目減債基金積立金、補正額1億3,031万1,000円は、町税や交付税の上振れ分などを基金に積み立てるため、増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額917万2,000円の減額は、定住促進住宅取得奨励補助金や移住就業等支援金などが当初の見込みを下回ったことなどにより減額するものでございます。

23、24ページを御覧ください。第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額189万8,000円のうち第12節委託費262万1,000円は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に対応するために住民基本台帳システム等を改修する必要が生じたことから増額するものでございます。

第5項選挙費、補正額1,292万円の減額は、県議会議員選挙、県知事選挙、次の25、26ページになりますが、町議会議員選挙に係る費用が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額2,676万5,000円についてでございます。27、28ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金、補正額2,880万円のうち3,150万

円は、物価高騰対応給付金として住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯10万円を給付、またこども加算分として住民税均等割のみ課税世帯等と既に給付が済んでいる非課税世帯に属する子供に対して1人5万円を給付するため、増額するものでございます。

また、第18節負担金、補助及び交付金のうち200万円は、物価高騰の中、福祉事業を実施している町内の公共的団体である社会福祉協議会などに対して、福祉事業を継続して実施できるように補助金を支給するため、増額するものでございます。

第4目老人保険費、補正額191万6,000円の減額及び第5目介護保険費、補正額651万2,000円の減額は、各特別会計への繰出金が確定したことなどにより減額するものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額3,217万5,000円の減額は、各事業において事業執行見込額が予算額を下回ったことなどにより減額するものでございます。

29、30ページを御覧ください。第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額1,741万7,000円の減額は、各事業において事業執行見込額が予算額を下回ったことなどにより減額するものでございます。

第6款農林水産業費、第1目農業費、第1項農業委員会費、補正額21万2,000円は、農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬の上乗せに対する農地利用最適化交付金の追加交付があったことにより増額するものでございます。

第7款商工費、第1目商工費、第1項商工総務費、補正額149万円の減額は、物価高騰対策事業者支援金の交付実績が見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

31、32ページを御覧ください。第8款土木費、補正額955万4,000円の減額は、各事業で入札差金等が生じたことなどにより減額するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額118万円は、給料や職員手当等が人事異動等により当初予算額の見込みを下回ったことなどにより減額があるものの、次の33、34ページになりますが、はつらつ！こども応援金及びはつらつ！就学・通学応援金に係る費用を計上するため、増額するものでございます。

第4目中学校教育振興基金費、補正額7,000万円は、中学校教育の振興目的とした給付金について新設する中学校教育振興基金に積み立てるため、増額するものでございます。

第2項第一小学校費、第1目学校管理費、補正額219万5,000円の減額、第3項第二小学校費、第1目学校管理費、補正額80万5,000円の減額、第4項中学校費、第1目学校管理費、補正額316万3,000円の減額及び第6項社会教育費、第2目公民館費、補正額499万円の減額のうち、第10節需用費、補正額520万円の減額は、国の電気料金負担軽減策や契約方法の見直し等により、当初の見込みを電気料が下回る見込みとなったことから減額するものでございます。

35、36ページを御覧ください。第7項保健体育費、第3目学校給食費、補正額64万9,000円は、人事院勧告を踏まえた給与改定による増額等が生じたことにより増額するものでございます。

以上で議案第15号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。では、3月補正について6点ほど質問をしたいと思います。

まず初めに、補正予算書の25、26ページ、中段にあります町議会議員選挙の18、負担金、補助及び交付金の選挙運動公営費負担金697万1,000円の減額になりますが、当初予算が908万円に対しまして210万円ほ

ど執行額がございました。今回の減額、これは立候補した候補者が公営費負担金を利用しなかったのだからかということをお聞きしたいと思います。少なかったということをお聞きします。また、当初予算、これ計上し過ぎたのかなということについても1点お聞きいたします。

次に、31ページ、32ページですが、8款1項2目14節の工事請負費の中の通学路安全対策推進整備工事の140万円の減額になります。これは当初予算が340万円を取ったわけですが、今回どのような整備をしてきたかということと、減額するのなら本当に私もつたいないなと思ひまして、もっと通学路に対して安全対策の工事があるのではないかと思つたわけですが、ほかに整備するところがなかつたのかについてお聞きします。

また、この工事というのは要望で行うものなのか、また町当局のほうで目視等でいろいろ安全対策をしなければならぬという箇所についての対応なのかお伺ひしたいと思います。

続いて、そのページの4行下にあります河川費、18節の負担金、補助及び交付金の急傾斜地崩壊対策負担金の279万円の減額補助になります。これ見ますと61万円ほどの執行をしたというような感じでございますが、どこの工事だったかを教えていただきたい。

また、このように緊急を要する対策工事ほかにはなかつたのかということと、この工事についても町民からの要望、申請に対応するものなのかお伺ひしたいと思います。

最後に、33、34ページの上段にあります10款1項2目の18節負担金、補助及び交付金のまず中学生の電車通学者通学費補助金。これは30万円の減額でございますが、当初予算が64万1,000円と。これは中学生の利用者が少なくなつたからかなと思ひますが、どうでしょうか。

また、これは対象は樋口野上駅間、あるいは長瀬、上長瀬と野上駅間の生徒が対象でいいのかどうかということです。また、今年度の生徒の利用者、何人ぐらいがこの補助金を使ったのかを教えてくださいたいと思ひます。

あと、その下のはつらつ！こども応援金、その下のはつらつ！就学・通学応援金。両方とも今年度当初予算には、私も初めてなのですが、計上していません。まず、このこども応援金は、対象は小学1年生から中学3年生まで。これは今年度の生徒なのか、あるいは来年度か、6年度からの生徒なのかについてお聞きしたいと思います。また、対象は全員で、申請方法などはどういう申請方法を行うのか。そして、教材費の購入支援とありますが、これは臨機応変にこのお金をご家庭で使えるのかどうかということです。

最後に、その下の就学・通学応援金。対象が高校生ということでございます。今年度の生徒でこれもよろしいのかどうかということと、対象はどうにして、申請方法等も教えてくださいたいと思ひます。これについても臨機応変に使えるのかなと思ひますが、その点について。

以上6点について順次お答えをお願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

25、26ページの町議会議員選挙費のうち18、負担金、補助及び交付金の選挙運動公営費負担金の執行残が697万1,000円ということですが、こちらの公営費につきましては、選挙運動費の一部を公費で負担する制度でありまして、長瀬町では令和3年7月4日執行の長瀬町長選及び町議会議員補欠選挙で初めて導入されまして、長瀬町議会議員一般選挙においては昨年5月4日執行の選挙で初めて導入しました。予算要求時に立候補予定者を15名で見込みましたが、実際立候補された方が10名でございました。公営費につ

きましては、選挙運動用自動車、運転手、燃料費含みます。それとビラ、ポスター作成費がありますが、そちらを限度額いっぱい積算しました。また、選挙運動用自動車につきましては、個別契約方式とハイヤー方式がありまして、単価の高いハイヤー方式で予算計上をしましたが、実際に利用しました立候補者が、選挙運動用自動車につきましては個別契約で4名の方が利用され、ビラ作成費用も4名、それとポスター作成を利用された方が7名でしたので、そちらの利用された方が少なかったということで執行残が生じたものでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、通学路安全対策整備工事140万円の減額、当初予算で340万円計上されたが、どのような整備を計画したのか、また通学路の対策だとほかに整備する箇所があったのではないかのご質問にお答えいたします。

まず、どのような整備についてかにお答えいたします。児童生徒が通学中に犠牲になる事故が全国的に多発しておりまして、その現状を踏まえ、通学路安全点検におきまして小中学校から対策を要望された箇所につきまして交通安全施設の整備を推進し、通学児童生徒の安全を確保することを目的として整備を実施しております。令和5年度までに実施した整備内容でございますが、通学路の歩道整備や区画線、それからグリーンベルトの整備、通学路沿いの急斜面に立入り防止柵の設置、それから道路反射鏡、いわゆるカーブミラーの設置などを計画し、整備を実施しております。

次に、通学路の対策のもっと整備する箇所があったのではないかについてお答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、通学路安全点検におきまして小中学校から対策を要望された箇所につきましてをまず中心に整備を予定しておりまして、要望された箇所以外で通学児童生徒の安全を確保することを目的としておりますので、要望された箇所以外にも整備を実施するか、今後調査、検討をしていきたいと考えております。

次に、急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額につきまして、どのような整備なのか、また61万円の執行はどこの工事なのか、それからほかの事業を行う箇所はなかったのか、申請対応なのかのご質問にお答えいたします。こちらの本事業の実施箇所につきましては、大字野上下郷地内の滝の上区、宿本地区、アメリヤ興業さんの事務所前から樋口駅方面へ向かいまして、滝野神社というのがあるのですが、その先までの国道に面した急傾斜地に鉛直式、鉛式の落石防護、それから崩壊土砂防護兼用柵設置、それから落石防護ネットの設置を延長約300メートルに設置する工事を実施する計画であります。こちらは、地元住民からの要望を受けまして埼玉県が実施しているもので、当該年度に実施しました事業内容に基づき、町は法定負担分を支払うこととなっております。こちらは、事業費の5%を町が負担することになっております。令和5年度予算における負担金の減額補正につきましては、地質調査等に不測の日数を要し、当初の予定から後ろ倒しになってしまったことに伴いまして、工事の実施が今年度内に困難となったことから、主に工事費分の279万円の負担金を減額したものでございます。

なお、この負担金の額につきましては、県で事業の実施内容に基づき算出し決定されますことから、今後は補正予算等でまた増額になることも考えられます。

それから、ほかの事業箇所はなかったのかのご質問ですが、今回は宿本地区以外にはございませんでした。

なお、県に工事等を実施していただく箇所につきましては、原則要望書を提出していただくことになっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、補正予算書33、34ページの中学生電車通学費補助金の30万円の減の理由でございますが、議員ご指摘のとおり、利用者が見込みより少ないためということでございます。この事業につきましては、購入した定期の2分の1を助成するというものであります。対象者につきましては電車を利用する方なのですが、非常に今利用者が少ない状況でございます。現在の利用者は、1年生が6名、2年生が1名、3年生が5名の計12名。内訳としては、樋口駅を利用する者が11名、波久礼駅から利用する者が1名でございます。長瀬方面の生徒さんについては、自転車が多いと、朝、結構保護者の方が送ってくるというのも多い状況でございますが、この補助金は使っておりません。

次に、はつらつ！こども応援金につきましてはでございますが、これは昨年度の3月の補正予算で、今年度に繰り越して既に実施しているものと同じものでございます。今回の補正予算のほうにも繰越明許費補正のほうに繰越しが出ていたかと思うのですが、来年度に繰り越して実施をいたします。対象者につきましては、来年度の小学校1年生から中学3年生となります。この事業につきましては、補正予算書の歳入の16ページにあったかと思うのですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というものを充当して実施します。それですので、目的としては物価高騰に対応するというので、教材費等に使ってほしいなというのはありますが、特に用途は設定してございません。

それから、申請方法でございますが、対象者に申請の案内を郵送し、申請をしていただく形で実施いたします。

次に、はつらつ！就学・通学応援金、こちらについても昨年度の3月補正で5年度に繰り越して実施しているものと同内容でございます。これにつきましても、今説明した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、来年度に繰り越して実施するものでございます。ですので、対象者につきましては6年度の高校1年生から高校3年生でございます。申請方法につきましては、はつらつ！こども応援金と同様、対象者にご案内を郵送して申請していただく方法で実施してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 令和5年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（岩田 務君） 日程第2、議案第16号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第16号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,538万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を8億627万6,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（福嶋俊晴君） 議案第16号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございしますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,538万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億627万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございしますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は、870万円を減額し、補正後の額を1億630万1,000円とするもので、この時期になり収入見込額が固まってきたことにより、それぞれの節において減額をするものでございます。

次に、第5款国庫支出金、第1項国庫補助金、第2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の補正額は2,000円の増額で、国からの交付額の見込みが固まったことに伴い、増額するものでございます。

次に、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金の補正額は、8万8,000円を減額し、補正後の額を5億8,012万8,000円とするもので、県からの特別交付金額の見込みが固まったことにより減額するものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の補正額は72万2,000円の減額で、補正後の額を5,072万6,000円とするもので、繰入額の決定に伴い、それぞれの節において増額、減額をするものでございます。

次の8ページでございしますが、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険財政調整基金繰入金の補正額は2,447万5,000円の減額で、補正後の額を2,570万5,000円とするもので、基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、第10款諸収入、第1項延滞金及び過料、第1目一般被保険者延滞金の補正額は140万円の減額で、

補正後の額を60万円とするもので、延滞金の収入見込額が固まってきたことにより減額をするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額は、204万4,000円の減額で、人事異動に伴う給料等の増額及び減額をするものでございます。

次に、第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分でございますが、補正後の額は変わりありませんが、繰入金の見込みが固まったため、財源内訳のとおり財源の組替えを行うものでございます。

次に、第5款保健事業費、第2項第1目特定健康診査等事業費の補正額は、37万8,000円の減額でございますが、報償費と骨粗鬆症予防事業委託料は国保特会分として一般会計から国保特会への振替に伴い増額し、特定健康診査と生活習慣病重症化予防における保健指導業務の委託料は当初見込んでいた件数を下回るため、減額をするものでございます。

次に、第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金の補正額、3,297万6,000円の減額でございますが、基金積立額の確定に伴いまして減額をするものでございます。

以上で議案第16号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○町民課長（福嶋俊晴君） 申し訳ございませんが、ちょっと数値の言い間違いがございましたので、訂正させていただきたいと存じます。

10ページ、11ページでございますが、最後の第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金の補正額につきましては、3,296万1,000円の減額でございます。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 令和5年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第3、議案第17号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,770万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を8億696万7,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第17号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,770万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億696万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。6ページ、7ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料は126万3,000円の増額で、第1目第1号被保険者保険料の現年賦課分が予算額と比較し多くなる見込みとなったため増額するもので、補正後の額を1億5,037万円とするものでございます。

次に、第2款国庫支出金は301万2,000円の減額で、補正後の額を1億8,492万8,000円に、次に第3款支払基金交付金は2,434万4,000円の減額で、補正後の額を1億8,751万円に、次に第4款県支出金は432万1,000円の増額で、補正後の額を1億2,531万円とするもので、それぞれ国社会保険診療報酬支払基金、県からの交付金の交付決定に伴い、それぞれ減額するものでございます。

次に、第6款繰入金は、8ページ、9ページにまたがっておりますが、1,593万5,000円の減額で、補正後の額を1億1,639万7,000円とするもので、第1項一般会計繰入金は介護給付費等に係る一般会計からの繰入金を減額するもの、第2項基金繰入金は介護保険給付費支払基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出につきまして、10、11ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費44万円の増額は、3年ごとに見直しされる介護保険の基準省令やその他の法令の改正に伴い、町の関連例規整備に必要な主要作成業務を委託するものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費4,150万円の減額でございますが、各目の費用実績見込みに合わせて増額、減額するものでございます。

次に、12、13ページを御覧ください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費200万円の減額、14、15ページを御覧ください。第2項一般介護予防事業費60万円の減額でございますが、各目の費用実績見込みに合わせて補正するものでございます。

第3款包括的支援事業・任意事業費12万8,000円の増額でございますが、人事院勧告に基づく給与等改正による包括支援センター職員の給料等を補正するものでございます。

次に、第5款基金積立金、第1項基金積立金582万5,000円の増額でございますが、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため、介護保険給付費支払基金への積立てを増額するものでございます。

なお、10から15ページまでの補正額がゼロの科目の補正額の財源内訳につきましては、歳入の繰入金等の補正に伴い、財源内訳の組替えを行うものでございます。

以上で議案第17号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 令和5年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第4、議案第18号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を1億2,650万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第18号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,650万1,000円とするもの

でございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の交付額が確定したことにより137万5,000円を減額し、補正後の額を2,628万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は、137万5,000円の減額で、埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金見込額が固まりましたので、減額を行うものでございます。

以上で議案第18号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 令和5年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第19号 令和6年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 令和6年度長瀬町一般会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

令和6年度長瀬町一般会計予算、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金を調整し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。総額は、歳入歳出予算それぞれ33億1,026万5,000円となり、前年度予算と比較し4,200万6,000円、1.3%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、各所属長の説明を求めます。

初めに、企画財政課長、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 議案第19号 令和6年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

令和6年度長瀬町一般会計・特別会計予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算ですが、歳入歳出それぞれ33億1,026万5,000円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただきます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、6、7ページを御覧ください。6ページの第2表、債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補助の令和6年度融資分は、令和7年度以降に借り入れた資金の1%以内を限度額として設定するものでございます。その下、中小企業経営対策資金利子補助の令和5年度融資分は、令和7年度から令和16年度まで限度額284万7,000円を設定するものでございます。さらに、その下の戸籍情報システム改修事業は、令和7年度まで限度額899万8,000円を設定するものでございます。

次に、7ページ、第3表、地方債でございますが、起債の目的ごとにそれぞれ限度額の欄の金額を借り入れるものでございます。上水道生活基盤施設耐震化事業出資債8,080万円、橋梁超長寿命化事業債2,660万円、通学路安全対策整備事業債130万円、道路新設改良事業債3,110万円、過疎地域持続的発展特別事業債3,500万円、以上により合計限度額1億7,480万円を予定しております。

次に、127ページを御覧ください。地方債に関する調書でございますが、表の一番下の合計欄を御覧ください。左から、令和4年度末は現在高26億7,915万3,000円で、令和5年度末現在高見込額は24億8,801万6,000円となっております。令和6年度中の起債見込額は1億7,480万円、元金償還見込額は3億1,389万9,000円ですので、その結果、令和6年度末現在高見込額は23億4,891万7,000円となり、令和4年度末に比べ3億3,023万6,000円の減額となる見込みでございます。

なお、3、減税補てん債、5、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。

それでは次に、お配りしておりますA4縦の資料になりますが、令和6年度当初予算の概要の1ページを御覧ください。まず、1、予算規模でございますが、一般会計は33億1,026万5,000円で、前年度と比べて4,200万6,000円の増額、1.3%の増となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました4会計の合計は50億7,372万4,000円で、前年度と比べて9,746万5,000円の増額、2.0%の増となっております。

次に、2ページを御覧ください。一般会計の歳入につきましてご説明を申し上げます。まず、町税、予算額7億7,654万4,000円は、定額減税等の影響により、前年度と比べて2,400万9,000円の減額、3%の減となっております。

2、地方譲与税から12、交通安全対策特別交付金は、主に令和5年度までの決算見込額、令和6年度の地方財政計画などから推計し、予算額を計上しているものでございます。そのうち10、地方特例交付金の予算額2,221万8,000円は、定額減税の補填分となる地方特例交付金が交付される見込みであることから、前年度に比べて1,929万2,000円の増額、659.3%の増となっております。また、地方交付税の予算額12億3,000万円は、地方財政計画における地方交付税の増額等を勘案し、前年度と比べて2,000万円の増額、1.7%の増となっております。

13、分担金及び負担金、予算額1,319万円は、保育園保護者負担金や学校給食費の教職員負担分などを

計上しているものであり、前年度と比べて120万5,000円の減額、8.4%の減となっております。

14、使用料及び手数料、予算額2,263万9,000円は、町営住宅使用料や各グラウンドの使用料、戸籍住民基本台帳発行手数料などを計上しているものであり、前年度と比べて137万円の減額、5.7%の減となっております。

15、国庫支出金、予算額3億6,845万5,000円は、国庫補助対象工事費が増えることなどから、前年度と比べて4,597万1,000円の増額、14.3%の増となっております。

16、県支出金、予算額2億482万1,000円は、県議会議員選挙や県知事選挙などの選挙費県委託金が皆減となることなどから、前年度と比べて339万3,000円の減額、1.6%の減となっております。

少し飛びまして、20、諸収入、予算額5,275万4,000円は、後期高齢者医療広域連合派遣職員分の給与等負担金が皆増となることなどから、前年度と比べて586万8,000円の増額、12.5%の増となっております。

21、町債、予算額1億7,480万円は、秩父広域市町村圏組合が実施する起債対象工事費が減少したこと、交付税財源の増加により臨時財政対策債が減少したことから、前年度と比べて3,680万円の減額、17.4%の減となっております。

22、繰入金、予算額1億7,723万4,000円は、歳入と歳出との不足額に充当するため、財政調整基金、減債基金を繰り入れるものであり、前年度と比べて1,176万4,000円の増額、7.1%の増となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出の概要につきましてご説明申し上げます。4ページをお開きください。まず、目的別の歳出でございます。1、議会費、予算額3,711万1,000円は、前年度と比べて39万9,000円の減額、1.1%の減となっております。

2、総務費、予算額7億5,464万8,000円は、県知事選挙や県議会議員選挙、町議会議員選挙の選挙費の皆減などにより、前年度と比べて735万8,000円の減額、1.0%の減となっております。

3、民生費、予算額9億8,319万4,000円は、障害者関係の給付費の増加や児童手当の拡充などにより、前年度と比べて4,653万6,000円の増額、5%の増となっております。

4、衛生費、予算額5億1,946万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆減などにより、前年度と比べて879万6,000円の減額、1.7%の減となっております。

6、農林水産業費、予算額1,540万7,000円は、市民農園開設改良工事や林道葉原線のり面補修工事が完了したことなどにより、前年度と比べて846万4,000円の減額、35.5%の減となっております。

7、商工費、予算額3,815万6,000円は、長瀬駅モニメント除去工事が完了したことなどにより、前年度と比べて863万円の減額、18.4%の減となっております。

8、土木費、予算額1億8,031万2,000円は、金石橋の修繕に加え、一定の工事量を確保したことなどにより、前年度比1,130万8,000円の増額、6.7%の増となっております。

9、消防費、予算額1億8,571万6,000円は、秩父広域市町村圏組合負担金の増などにより、前年度と比べて437万8,000円の増額、2.4%の増となっております。

10、教育費、予算額2億6,967万8,000円は、令和6年度からスクールバスが本格的に稼働することなどにより、前年度と比べて735万9,000円の増額、2.8%の増となっております。

12、公債費、予算額3億2,134万2,000円は、前年度と比べて600万2,000円の増額、1.9%の増となっております。

次に、5ページを御覧ください。性質別の歳出の主なものにつきまして概要をご説明いたします。

1、人件費、予算額6億9,567万4,000円は、一般退職手当負担金や一般職給料の増などにより、前年度と比べて3,387万2,000円の増額、5.1%の増となっております。

2、物件費、予算額3億9,921万6,000円は、庁舎や小中学校などの電気料金の減などにより、前年度と比べて2,504万2,000円の減額、5.9%の減となっております。

3、維持補修費、予算額3,028万4,000円は、道路の不具合箇所の修繕工事など道路維持関連費用の増などにより、前年度と比べて628万2,000円の増額、26.2%の増となっております。

4、扶助費、予算額5億5,813万4,000円は、障害者関係の給付費の増加や児童手当の拡充などにより、前年度と比べて3,794万円の増額、7.3%の増となっております。

5、補助費等、予算額7億9,624万6,000円は、第二小学校閉校記念事業実行委員会補助金や新型コロナウイルスワクチン接種の負担金の皆減などにより、前年度と比べて1,088万5,000円の減額、1.3%の減となっております。

6、普通建設事業費、予算額1億3,032万5,000円は、袋団地外壁改修工事や河川改修工事の減により、前年度と比べて1,652万2,000円の減額、11.3%の減となっております。

8、公債費、予算額3億2,134万2,000円は、借入金の元金利子の償還費用であり、前年度と比べて600万2,000円の増額、1.9%の増となっております。

9、積立金、予算額2,719万7,000円は、公共施設整備基金やふるさと長瀬応援基金等への積立に関する費用であり、前年度と比べて48万円の増額、1.8%の増となっております。

10、投資及び出資金、予算額1億3,476万円は、皆野・長瀬下水道組合が実施する下水道事業への出資金の増により、前年度と比べて578万4,000円の増額、4.5%の増となっております。

11、貸付金、予算額196万円は、入学準備金及び育英奨学金の貸付金の費用であり、前年度と比べて24万円の増額、14%の増となっております。

12、繰出金、予算額2億1,012万3,000円は、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金の増により、前年度と比べて385万5,000円の増額、1.9%の増となっております。

以上が令和6年度の一般会計予算の概要でございます。

次に、各担当課の主な事業につきまして、令和6年度長瀬町一般会計予算説明書によりご説明いたします。最初に、企画財政課で所管しています主な事業につきましてご説明いたします。

まず、予算書の38、39ページを御覧ください。下のほうになりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算額338万円は、前年度と比べて176万円の減額となっております。こちらは、「広報ながとろ」の発行に係る費用や公式マスコットキャラクターのデザイン作成費用を計上しているものでございます。

第3目財政管理費、予算額114万1,000円は、前年度と比べて13万2,000円の減額となっております。こちらは、財政関係の図書の購入費や統一的な基準による財政書類等を策定するために必要となる連結財務書類作成システム料、町が所有する財産を管理する固定資産管理システム利用料を計上しているものでございます。

40、41ページを御覧ください。第6目財産管理費、予算額3,832万9,000円は、前年度と比べて251万1,000円の増額となっております。当概目で計上している予算は、庁舎の光熱水費や保守点検などの維持管理、公有財産及び物品管理などでございます。

第12節委託料の下から8番目、不動産鑑定評価業務委託料45万9,000円は、蔵宮団地の財産処分に向け

て不動産鑑定評価を実施するものでございます。また、下から2番目、電子入札システム環境設定業務委託料73万4,000円は、現在、埼玉県電子入札共同システムを利用し、建設工事関連の入札のみ電子入札に対応しておりますが、令和7年度から物品関連の入札についても電子入札に対応するため、システム環境を整備するための費用でございます。

42、43ページを御覧ください。第14節工事請負費285万3,000円は、耐用年数が経過した庁舎の階段非常用照明、サーバー室のエアコン、非常用自家発電のバッテリーの更新工事を新たに実施するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の下から2番目、埼玉県電子入札共同システム開発費負担金46万7,000円は、物品関連の入札についても電子入札に対応するため、県のシステム更新費用や開発費用の一部を負担するものでございます。

44、45ページを御覧ください。中段になりますが、第11目減債基金費、予算額2万4,000円は、基金利子分を基金へ積み立てるものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費、予算額1,667万2,000円は、ふるさと長瀬応援寄附金額から返礼品等の経費を引いた金額を基金に積み立てるものでございます。寄附金額を3,100万円で見込み、そのうち返礼品等の経費を1,434万3,000円に見込んだことから基金利子1万5,000円と合わせて基金積立額を1,667万2,000円とさせていただきます。

第13目公共施設整備基金費、予算額1,000万円は、今後の公共施設整備に備えて基金へ積み立てるものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、予算額9,016万8,000円は、前年度と比べて158万1,000円の減額となっております。当概目で計上している予算は、住民、税務、財務の基幹系システムや総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの管理費用のほか、定住促進事業住宅奨励補助金、ちちぶ定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金でございます。

第7節報償費1,065万2,000円は、ふるさと納税返礼品代などでございます。

第11節役務費800万8,000円、46、47ページに移りますが、手数料414万5,000円のうち348万5,000円は、ふるさと納税システムの利用手数料などでございます。

第13節使用料及び賃借料2,483万4,000円のうち、下から2番目、A I文字起こし利用料21万9,000円は、DXの一環としてA I文字起こしシステムを利用するための費用でございます。また、その下、自治体情報セキュリティ向上プラットフォームサービス利用料10万円は、情報系システムを今年度更新したことにより、情報系端末やサーバーのアップデートをするために必要なサービスを受けるための費用でございます。

第17節備品購入費173万8,000円は、マイナンバーカードを利用し、窓口での申請書を書かずに済ませる「書かない窓口」をサポートする機器を購入するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金3,919万3,000円のうち、下から2番目の地方公共団体情報システム機構一般事業負担金4万5,000円は、町村会の研修の一環として地方公共団体情報システム機構が提供している地方公共団体の情報化に関する教育研修セミナーやリモート研修などのサービスを受けるために必要な負担金でございます。その下、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委託に係る交付金471万5,000円は、これまで中間サーバー、プラットフォーム、ASP負担金と支払っていたものを名称変更した上で交付金として支払うものとなったものでございます。この交付金は、地方公共団体

情報システム機構に対してマイナンバー関連の運営等の事務を委託するために必要な費用でございます。

52、53ページを御覧ください。第6項統計調査費246万円は、前年度と比べて215万2,000円の増額となっております。そのうち第3目経済統計調査費、予算額241万4,000円は、農林業センサス及び全国家計構造調査の実施に係る費用が主なものでございます。

少し飛びまして、116、117ページをお開きください。第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、予算額3億1,389万9,000円は、前年度と比べて643万6,000円の増額となっております。また、第2目利子、予算額744万3,000円は、前年度と比べて43万4,000円の減額となっております。これらは、説明欄に記載している各借入先に対して町債の元金及び利子を償還するものでございます。

以上で令和6年度長瀬町一般会計当初予算の概要と企画財政課関係の主な事業の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算書の36、37ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算額5億3,138万9,000円で、前年度比3,815万5,000円の増となっております。

主な内容でございますが、第1節報酬の総務事務職員報酬は、会計年度任用職員2名分で、1名は障害者の雇用促進を図るため引き続き雇用するもので、もう一名は一般事務職員を雇用するものでございます。

第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費は、町長、副町長の給与と再任用職員を含めた一般職員66名の給与でございます。なお、教育長及び再任用職員を含めた教育委員会事務局職員11名と特別会計一般職員5名分を除いた額となっております。

また、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等の明細につきましては、給与費明細として法令に基づいた標識として、予算書の118ページから125ページにかけて記載してございます。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても各予算説明書の最後に記載してございますので、後ほど御覧ください。

第10節需用費は、公用車17台の管理経費として、燃料費や修繕費などでございます。

次に、38、39ページを御覧ください。第11節役務費は、通信運搬費は行政文書の郵送料で、手数料は公用車の車検、点検費用や任意保険料などでございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、職員採用試験等作文採点業務及び適正検査業務委託料、職員健康診査業務委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料でございますが、各種ソフトウェアの使用料のほか、新規としてテレビチューナーつきカーナビ設置車両5台のNHK放送受信料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金や特別職、一般職員の退職手当負担金のほか、加盟団体への会費負担金と共済講演事業補助金のほか、新規として全国植樹祭視察研修負担金を計上しております。

次に、42、43ページを御覧ください。第8目交通安全対策は、予算額82万7,000円で、前年度比2万6,000円の減となっております。主な内容は、交通指導員の被服費や委託料などの活動経費のほか、交通安全啓発活動に要する費用や交通関係団体に対する会費補助金を計上しております。

第9目自治振興対策費は、予算額257万4,000円で、前年度比46万3,000円の減となっております。

第10節需用費の光熱水費は、防犯灯936基の電気料。

第18節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会の補助金や行政区が行う地域振興対策事業の補助金を計上しております。

第10目諸費は、予算額751万円で、前年度比7万9,000円の減となっております。

次の44、45ページを御覧ください。第12節委託料は、区長会業務委託料として円滑な行政事務を推進するため、各行政区の正副区長への業務委託料及び区長回覧配付委託料及び町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金でございますが、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体や協議会への負担金、補助金を計上しております。

第19節扶助費は、犯罪被害に遭われた被害者及びその遺族に対し、条例で定めた見舞金を計上しております。

次に、50、51ページを御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は、予算額47万1,000円で、前年度比1万2,000円の減となっております。通常選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員の報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトウェア使用料でございます。

少し飛んでいただきまして、92、93ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費は、予算額1億6,539万4,000円で、前年度比448万9,000円の増となっております。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金と秩父消防署北分署の敷地代に係る皆野町への負担金を計上しております。

次に、第2目非常備消防費は、予算額1,279万2,000円で、前年度比144万2,000円の減となっております。消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節報酬は消防団員への報酬のほか、火災、災害時に出動した場合に支払う出動報酬を計上しております。

第7節報償費は、退職団員への退職金や消防団特別点検時の表彰記念品代で、第8節旅費は消防防災活動等に対する出動警備手当や講習会へ出席した場合の費用弁償です。

第10節需用費は、団員へ支給する手袋などや消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車や可搬ポンプの修理代などで、第11節役務費は消防車両の車検、点検代の手数料や任意保険料などで、第17節備品購入費は消防車、可搬ポンプのバッテリーの購入及び新入団員へ貸与する被服費を購入するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金への負担金や構成団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金を計上しております。

次に、第3目消防施設費は、予算額277万7,000円で、前年度比135万9,000円の増となっております。消

防団詰所、コミュニティ消防センターや消火栓など消防施設の維持管理の経費で、第10節需用費は各詰所などの光熱水費や修繕費でございます。

次の94、95ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、消火栓の維持管理及び新規として県道岩田樋口停車場線の樋口側に消火栓を新設するのにかかる経費を秩父広域市町村圏組合水道局に負担金として支払うものでございます。

次に、第4目防災対策費は、予算額475万3,000円で、前年度比2万8,000円の減となっております。

第10節需用費は、アルファ米などの食料及び保存水、乳児用固形ミルク、液体ミルクなど災害備蓄品や防災行政無線機器の消耗品、電気料、施設修繕費などでございます。

第11節役務費の通信運搬費は、災害時優先電話や防災無線の専用回線使用料などでございます。

第12節の委託料は、防災行政無線設備保守点検委託料や屋外拡声子局放送塔27局の蓄電池が経年劣化により消耗していることから、令和4年度から3年計画で交換を行っているもので、最終年度の令和6年度は8か所の蓄電池交換を行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、行政区の自主防災組織が行う訓練や資機材整備などに対する補助金を計上しております。

以上で総務課関係の主な事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） 次に、税務会計課長、お願いします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（朽原秀樹君） それでは、税務会計課関係の主な歳入歳出予算でございますが、まず歳入につきましてご説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。初めに、町税でございますが、第1款町税、第1項町民税、第1目個人は、予算額2億7,542万9,000円で、課税対象者の減少と納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき所得割額から1万円を控除する定額減税の実施によりまして、前年度と比較して1,572万6,000円の減額、5.4%の減となっております。

次に、第2目法人は、予算額2,787万円で、一部の製造業の法人の業績が回復傾向にあるため、前年度と比較して372万4,000円の増額、15.4%の増となっております。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税は、予算額4億496万5,000円で、土地、地価の下落傾向、家屋の経年減価、大規模償却資産の減価償却などの影響によりまして、前年度と比較して1,318万8,000円の減額、3.2%の減となっております。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金は、予算額158万5,000円で、前年度と同額を見込んでおります。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割は、予算額2,923万8,000円で、乗用の軽4輪において旧税率から税率の高い新税率への車両の買換えが引き続き増加傾向にあるため、前年度と比較して111万8,000円の増額、4.0%の増となっております。

次に、第2目環境性能割は、予算額146万9,000円で、燃費性能が高い車両への買換えが一定数あるものの、令和5年度の実績等を考慮し、前年度と比較して29万9,000円の減額、16.9%の減となっております。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税は、予算額3,598万8,000円で、依然として健康指向が高まっているものの、令和5年度の販売実績を基に、前年度と比較して36万3,000円の増額、1.0%の増となっております。

歳入につきましては以上でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。予算書の40、41ページを御覧ください。中段の第5目会計管理費は、会計業務全般に係る経費で、予算額171万8,000円、前年度と比較して43万2,000円の増額となっております。

第11節役務費の手数料150万2,000円は、公金の支出に関する振込データの伝送や振込手数料、電話料や光熱水費の口座振替の利用料などの費用でございます。

少し飛びまして、46、47ページを御覧ください。下段の第3項徴税费、第1目税務総務費は、税務事務の管理的業務のほか、e-Taxとの連携に係る利用料、各種税務関係団体への負担金や補助金、税務業務全般に係る経費でございまして、予算額101万1,000円、前年度と比較して4万4,000円の増額となっております。

48、49ページに移りまして、第2目賦課徴収費は、町税の適正かつ公正な課税と徴収を行い、安定した財源を確保するための賦課及び徴収に係る経費で、予算額3,047万3,000円、前年度と比較して1,900万6,000円の減額となっております。

第11節役務費の手数料105万8,000円は、口座振替手数料、軽自動車関係の情報提供サービス利用料、コンビニ収納手数料などの費用でございます。

第12節委託料の固定資産税基礎資料作成業務委託料877万8,000円は、次回の評価替えに向けた土地の評価に係る調査や標準値の見直し、家屋の移動判読を行う費用でございます。新規の団体連動試験等支援業務委託料の22万円は、現在、紙媒体で行っている検査申請や各種手数料の納付をインターネット上で一括して行うことができる軽自動車保有関係手続のワンストップサービス、全国の軽自動車検査協会が軽自動車税の納付情報が確認できる軽自動車税納付確認システムと当町の基幹系システムを連動させるための経費でございます。

その下の新規の地方法人二税等に係る諸手続き業務委託料の22万円は、地方法人二税、いわゆる町民法人税と県が課税する法人事業税、鉱産税の申告や申請手続をオンライン化するための費用でございます。

その下の新規の森林環境税開始に伴う証明書コンビニ交付システム対応業務委託料の33万円は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて森林環境税の課税が開始されることに伴い、所得課税証明書のデータ連携レイアウトを変更する必要があるため、証明書、コンビニ交付システムに対応させるための費用でございます。

その下の新規の定額減税に伴うシステム改修業務委託料135万6,000円は、歳入の個人住民税でもご説明しましたが、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき所得割額から1万円を控除する定額減税を実施するための住民税システムを改修するための費用でございます。

第13節使用料及び賃借料の909万円は、賦課及び徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目ごとのシステムをはじめ、法務局における登記情報を電子で取り込むシステム、地方税の電子申告や電子納税を受けるためのシステム、コンビニ収納システム等のソフトウェアの利用に要する費用でございます。

以上で税務会計課関係の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、町民課長、お願いいたします。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。

予算書の48、49ページを御覧ください。下段でございますが、第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費1,537万8,000円は、戸籍法、住民基本台帳法に基づく記載処理や住居管理、印鑑登録などを含む各種証明書の発行及びマイナンバーカード発行業務のほか、これらの業務を行うために必要なOA機器の保守委託や借上料、ソフトウェアの使用料などの費用でございます。

続きまして、50、51ページを御覧ください。第12節委託料は、各ネットワークシステム等の保守委託に係る費用でございます。戸籍情報システム改修業務委託料は、戸籍における読み仮名対応について、法律の改正に伴いまして、令和6年度に必要とされる戸籍情報システムの改修に関する委託業務でございます。新規事業の戸籍情報・附票システム改修業務委託料は、システムの標準化、共通化に係るシステム改修を行うものでございます。

第13節使用料及び賃借料は、各システムの機器の借上料やソフトウェア使用料となっております。戸籍クラウドハードウェアリース料、戸籍クラウド利用料、戸籍クラウドネットワーク利用料は、戸籍システムクラウドに伴う費用でございます。コンビニ交付サービス利用料は、コンビニ交付サービス利用者の情報や発行履歴の照会など、証明書が不正取得されないよう確認できるコンビニ交付運用管理システムの利用料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、旅券発給業務委任を行っております秩父市パスポート発給業務等に係る負担金とコンビニ交付サービスを運営するJ-L I Sへ運営費負担金を支払うものでございます。

次に、58、59ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費7,640万1,000円は、国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的に、必要な経費を国保特別会計に繰出しを行う国民健康保険事業や経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度の障害のある方に医療費の一部負担金を助成する重度心身障害者医療費支給事業、独り親家庭等の生活の安定と自立支援を目的に医療費の一部負担金を助成するひとり親家庭等医療費支給事業関係の費用でございます。

第19節扶助費は、重度心身障害者、独り親家庭等における医療給付費の一部負担金として支払いを行うものでございます。

第27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出しで、保険基盤安定繰出金、未就学児の国保税均等割の軽減に伴う未就学児均等割保険料繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金や出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金の繰出しを行うものでございます。

第4目老人保健費1億2,544万5,000円は、後期高齢者医療事業を対象とした一般会計分の経費を支出するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金でございます。

第27節繰出金は、事務費分や法令に基づき、基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰出しを行うものでございます。

次に、62、63ページの下段を御覧ください。第2項児童福祉費、第2目児童扶助費1,891万6,000円は、乳幼児及び児童生徒の保健の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的にしたこども医療費支給事業関係の費用でございます。

第3目国民年金費、第1目国民年金総務費21万1,000円は、国民年金制度の啓発及び各種届出の進達、相談に要する費用でございます。

続きまして、66、67ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費269万

円は、狂犬病予防注射や空き家対策に係る衛生一般事業、ごみの減量化、リサイクルの推進や不法投棄対策を進める廃棄物一般事業関係の費用でございます。

第12節委託料の環境美化業務委託料は、河川や道路沿いの清掃、不法投棄廃棄物の撤去、ごみゼロ運動で回収されたごみの搬入などの業務を委託するための費用でございます。

第2目環境衛生費1,118万6,000円は、首都圏歩道の維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬業務、斎場費に係る費用でございます。

第12節の委託料は、首都圏自然歩道の管理委託料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の火葬業務に係る負担金でございます。

続きまして、68、69ページの中段を御覧ください。第2項清掃費、第1目塵芥処理費5,219万6,000円は、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に係る費用でございます。

第2目し尿処理費2億7,193万3,000円は、皆野・長瀬下水道組合で行っております下水道事業、浄化槽事業と、秩父広域市町村圏組合で行っておりますし尿処理事業に係る費用でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の浄化槽市町村整備型補助金は、公共下水道計画区域外に下水道組合が浄化槽を設置し維持管理する事業の補助金で、昨年度まで負担金として計上していたものを補助金に振り替えたものでございます。下水道費補助金は、下水道処理に係る補助金でございます。秩父広域市町村圏組合し尿処理費負担金は、し尿処理業務の運営に係る負担金となっております。

第23節投資及び出資金は、下水道費の出資金や浄化槽市町村整備型事業の出資金は、昨年度まで負担金で計上していた一部について出資金として計上したものでございます。

第3項上水道費、第1目上水道費1億1,867万9,000円は、上水道事業に係る経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、水道関係職員の児童手当分と宮沢簡易水道の事業債償還金の元金、出資金の利息分、秩父広域の上水道料金統一に伴い、審査会答申と統一料金の差額分を秩父広域構成市町が負担する高料金分や令和元年の台風で被災した別所浄水場などの災害復旧事業債の利息分の補助金でございます。

次の第23節投資及び出資金は、秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、繰り出し基準に基づき出資を行うものでございます。生活基盤施設耐震化事業出資金は、水道事業の広域化に伴う施設整備工事に係る出資金でございます。

以上で令和6年度一般会計予算の町民課関係の主な事業の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、福祉介護課長、お願いします。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 続きまして、福祉介護課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の54、55ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費2億4,514万円でございますが、障害者自立支援給付費事業、障害児入所等給付事業、社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員活動費補助、世代間交流支援センターや高齢者障がい者いきいきセンターの運営管理などに関する経費でございます。

第10節需用費の光熱水費は、世代間交流支援センターの電気、水道代を計上しております。

第11節役務費は、障害者自立支援給付に係る審査支払手数料や主治医意見書作成手数料などを計上しております。

第12節委託料は、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料や世代間交流支援センター警備業務

委託料、手話通訳及び要約筆記者委託料などのほか、物価高騰対応給付に伴うシステム改修業務委託料として、令和6年度に新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となった世帯を対象に給付金を支給するために、課税台帳ができ次第システム改修をして給付金対象世帯の抽出をするための委託料を計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、障害福祉に関するシステム利用料、ひのくち館のAEDリース料、行旅死亡人の手続に関わる火葬場等使用料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、次のページ、56、57ページにかけてでございますが、障害者自立支援給付事業の介護給付費、訓練等給付費負担金、障害児通所給付費等負担金、自立支援医療費負担金など、障害福祉サービスを利用した際の給付費のほか、障害者差別解消事業負担金、自立支援審査会や民生児童委員活動費等補助金、社会福祉協議会、シルバー人材センター、元気と安心お助け隊への運営費補助金や障害者等に支給する各種補助金などがございます。

57ページ、新規の医療的ケア児受入施設整備補助金は、障害者サービス事業所が医療的ケア児を受入れる際に必要な備品や設備を整備した場合、補助金を交付するものでございます。

第19節扶助費は、在宅重度心身障害者手当、日常生活用具給付や補装具費等を計上しております。

第2目老人福祉費931万3,000円でございますが、在宅高齢者に対する事業、老人保護措置事業や老人福祉施設運営に関する経費でございます。

第12節委託料は、緊急通報システム管理委託料や老人保護措置委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、緊急通報システム機器借上料と特別養護老人ホームながとろ苑の土地借上料を計上しております。

次に、58、59ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金、地域包括支援センターの介護支援専門員の研修として、介護支援専門員研修負担金などを計上しております。

次に、ページの下部を御覧ください。第5目介護保険費1億2,529万6,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金などに関する経費でございます。

60、61ページを御覧ください。第27節繰出金は、介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分に係る繰出金で、1億2,488万5,000円を計上しております。

以上で福祉介護課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩田 務君） 次に、健康こども課長、お願いします。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 続きまして、健康こども課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の60、61ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費3億8,247万2,000円でございますが、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援事業、多世代ふれ愛ベース長瀬の管理運営や児童手当などに関する経費でございます。

第1節報酬は、パートタイム会計年度任用職員である放課後児童クラブ指導員や子育て支援員、子ども家庭総合支援拠点支援員報酬や要保護児童対策地域協議会委員報酬などを計上しております。6年度策定を予定しておりますこども計画及び子ども・子育て支援事業計画と健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画の策定に関する事項を協議する健康福祉推進委員会委員分の報酬についても計上しております。

次に、第2節給料は、フルタイム会計年度任用職員である子育て支援員の給料を計上しております。

第3節職員手当等は、会計年度任用職員の期末手当等を計上しております。

第7節報償費は、子育て支援事業の公認心理師や子育て支援事業の講師などの謝金を計上しております。

第10節需用費は、多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱費や施設修繕費などを計上しております。

62、63ページを御覧ください。第12節委託料は、保育所施設型給付費1億8,317万円、認定こども園施設型給付費4,765万7,000円、民間委託している放課後児童クラブ委託料832万3,000円などのほか、多世代ふれ愛ベース長瀬の施設保守点検、警備、土曜日の管理委託料、令和6年度に策定を予定しておりますこども計画及び子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、子ども・子育て支援システム等の利用料、学童クラブ等のAEDリース料や多世代ふれ愛ベース長瀬のコピー機借上料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、乳児や障害児等の受入れ、1歳児保育に関する保育士加配を助成する安心・元気！保育サービス支援事業補助金、延長保育や一時預かり事業費補助金や子育て支援金などを計上しております。

第19節扶助費は、児童手当などを計上しております。

次に、66、67ページを御覧ください。一番下の欄から68、69ページにかけてになりますが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費1,873万2,000円でございますが、保健センターの維持管理、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会負担金などに関する経費でございます。

第10節需用費は、保健センターの光熱費や施設修繕費などを計上しております。

第12節委託料は、保健センター維持管理のための保守点検や警備委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、保健センターの土地借上料やAED借上料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会への負担金などを計上しております。

次に、70、71ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費4,404万7,000円でございますが、各種がん検診、人間ドック助成、妊産婦健診、乳幼児健診、各種予防接種などに関する経費でございます。

第1節報酬、第3節職員手当、第8節旅費については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関わる専門職のパートタイム会計年度任用職員に係る費用を計上しております。

第7節報償費は、事業実施に伴います医師、看護師、管理栄養士、理学療法士などへの謝金や町民とつくる健康長寿プロジェクト事業の令和6年度の健康増進計画等の策定支援として大学の研究員への謝金を計上しております。

第10節需用費は、各種検診に要する消耗品費や子育て支援みちしるべ事業としまして、妊産婦に寄り添った指導を行うための健康教育啓発グッズや訪問時に配布する知育玩具などの消耗品費を計上しております。

第11節役務費は、各種がん検診の実施通知や検診結果通知の郵送料、風疹抗体検査手数料などを計上しております。

第12節委託料は、72、73ページにかけてでございますが、各種がん検診、人間ドック、妊産婦健診、各種予防接種に伴う医療機関等への委託料や生活困窮者に対する健康診査業務委託料などを計上しております。また、新たに実施する胃がんのリスク検診の委託料、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画策定業務委託料、町独自に高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成を延長するための委託料も計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、令和元年度から実施しておりました埼玉県コバトン健康マイレージ事業に代わる埼玉県コバトンALKOOマイレージ事業の歩数管理アプリ使用料を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合血核予防費負担金、人間ドックや予防接種などを契約外医療機関で受診した場合の補助金、骨髄移植ドナー助成金、不妊治療や不育症治療費補助金や妊産婦に5万円を支給する出産・子育て応援給付金などを計上しております。また、新たに実施いたします50歳以上の带状疱疹ワクチンの接種をされた方への補助金も計上しております。

第19節扶助費は、未熟児療育医療費を計上しております。

次に、104、105ページ下部を御覧ください。第10款教育費、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費15万5,000円でございますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園分に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、子ども・子育て支援法の対象とならない幼稚園在園者分の施設等利用給付費を計上しております。

以上で健康こども課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 務君） 次に、産業観光課長、お願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） 続きまして、産業観光課関係の主なものについて、お手元の予算説明書に基づきご説明いたします。

初めに、労働費関係でございますが、予算説明書の74、75ページを御覧ください。上段の第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費の予算額11万2,000円は、労働者の雇用の安定と拡大を図るための経費で、予算説明書の労働関係団体への補助金や負担金等でございます。

次に、農林水産業費関係でございますが、76、77ページを御覧ください。上段の第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算額382万8,000円は、農業委員会の全般的な運営事業をはじめ、農地利用の最適化や農業者年金の加入促進などの受託事務、ふるさと農園の維持管理を行うための経費でございます。

主なものとしたしましては、第1節報酬の268万9,000円は、農業委員13名分と農地利用最適化推進委員4名分の委員報酬でございます。

第12節委託料の新規の市民農園除草業務委託料5万5,000円は、令和6年4月に開園する長瀨町ふるさと農園の除草作業等をシルバー人材センターに委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の8万3,000円は、毎年、羽生市で開催されます農業会議主催による農業委員研修時のバス借上料7万2,000円と農業委員用のタブレット端末2台分のMDM利用料1万1,000円でございます。

下段の第3目農業振興費の予算額530万1,000円は、農作物の生産者や生産団体、新規就農者等の育成支援をはじめ、遊休農地対策や有害鳥獣対策など、町の総合的な農業振興を図るための経費でございます。

主なものとしたしましては、第7節報償費の報償金3万円は、有害鳥獣対策に関する研修会開催に伴う講師謝金でございます。

78、79ページを御覧ください。上段の第12節委託料の190万円のうち、有害鳥獣捕獲事業委託料の40万円は、有害鳥獣の捕獲及び駆除を北秩父猟友会長瀨支部に委託するものでございます。

その下の宝登山地域周辺維持管理業務委託料150万円は、花の里や野土山、宝登山園地四季の丘の除草

作業等をシルバー人材センターに委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の13万9,000円は、花の里の敷地として借用しております576平米の土地の借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の305万1,000円のうち、説明欄の最後の農業振興支援事業補助金の200万円は、地域農業の振興を図るため、新規就農、規模拡大、新規作物の導入、遊休農地の耕作再開をする方を対象に助成するものでございます。

中段の第2項林業費、第1目林業総務費の予算額120万9,000円は、森林緑化事業や宝登山四季の丘の維持管理など、森林保全のための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の宝登山四季の丘管理業務委託料40万円は、宝登山山頂の臘梅植栽地及び遊歩道の除草作業等を宝登興業に委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の18万2,000円は、宝登山四季の丘の用地として借用している共有地30.7ヘクタールの土地の借上料でございます。

第15節原材料費の工事原材料費26万6,000円のうち23万4,000円は、緑の募金緑化事業を活用して植栽する紅葉や臘梅の苗木代でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の34万7,000円のうち、説明欄の最後の緑の少年団活動費補助金の20万円は、緑の少年団活動に参加する一小と中学校へそれぞれ10万円の補助金を交付するものでございます。

下段の第2目林業振興費の予算額214万8,000円は、森林環境譲与税を主な財源として、森林の持つ公益機能の向上と木材利用の促進や普及啓発等を行うための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の松くい虫予防薬剤注入業務委託料49万4,000円は、野土山の松28本に松くい虫の予防薬剤を樹幹注入するものでございます。

第14節工事請負費の宝登山四季の丘遊歩道改修工事67万1,000円は、前年度に引き続き、臘梅園内の遊歩道沿いにある腐食した木製土留めの改修工事を行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の85万1,000円は、秩父管内の各市町の森林整備のための補助金の交付事務を行っている秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会への負担金でございます。

80、81ページを御覧ください。上段の第3目林道費の予算額245万7,000円は、町が管理する森林管理道5路線の維持管理を行うための経費でございます。

主なものといたしましては、第11節役務費の手数料173万1,000円のうち153万1,000円は、林道葉原線の側溝清掃に係る手数料でございます。

第12節委託料の林道除草等業務委託料の19万7,000円は、林道榎峠線及び林道葉原線の除草作業等をシルバー人材センターに委託するものでございます。

次に、商工費関係についてご説明いたします。82、83ページを御覧ください。上段の第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算額820万2,000円は、商工業の振興と町内の中小企業の経営安定に資するための経費でございます。

主なものといたしましては、第12節委託料の消費生活相談業務委託料45万6,000円は、消費生活被害の改善、向上を図るため、消費生活相談業務を秩父市へ委託するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の772万3,000円のうち、小規模事業指導費補助金の500万円は、補助金交付要綱に基づき、小規模事業者の振興と安定を図るため、小規模事業者の経営または技術の改善、発達に資する事業を行う商工会に対し、補助金を交付するものでございます。

その下の中小企業融資制度資金借入利子補給の207万3,000円は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を町が負担するものでございます。

その下の住宅リフォーム資金助成事業補助金の35万円は、町内に住所を有する者が居住の用に供する住宅のリフォーム工事を町内業者に発注した場合に、その経費の一部を助成するものでございます。

説明欄の最後のリノベーション等創業支援事業補助金の30万円は、町内にある建物を活用して新規に事業を開始する法人または個人に対し、新築、増築または改修に要する経費の一部を助成するものでございます。

中段の第2目観光費の予算額2,995万4,000円は、観光施設の維持管理をはじめ、インフォメーションや観光団体への助成など、観光振興を推進するための経費でございます。

主なものといたしましては、第1節報酬の観光振興計画策定委員報酬11万4,000円は、令和2年3月に策定した長瀬町観光振興計画は令和11年までの10年間の計画であります。令和6年度が中間見直し期と位置づけられているため、これまでの観光施策の成果やこれからの課題を踏まえて計画を見直すものでございます。

第7節報償費の報償金10万円のうち6万円は、SNSを活用したフォトコンテストの商品代でございます。

第11節役務費の手数料36万6,000円のうち29万円は、花の里周辺の桜の危険木の処理作業に係る手数料でございます。

第12節委託料の1,700万9,000円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料の216万1,000円は、町内9か所の観光用公衆トイレの清掃作業や施設周辺の除草作業等を観光協会及び清心会に委託するものでございます。

観光情報館指定管理業務委託料の390万円は、指定管理者である一般社団法人長瀬町観光協会に観光情報館の指定管理業務を委託するものでございます。

その2つ下の地域おこし協力隊委託料の410万8,000円は、観光振興に特化した地域おこし協力隊員1名を新たに受け入れて、協力隊員が持つ視点から隠れた町の魅力の掘り起こしと地域振興を展開していただき、長瀬観光の活性化を図るための委託料でございます。

その下の観光アドバイザー業務委託料の219万5,000円は、前年度に引き続き観光アドバイザーである花田氏を招聘し、長瀬独自の着地型旅行づくりをはじめ、インバウンド講座や研修会などの事業を委託するものでございます。

その下の新規の長瀬観光QRガイドマップ保守委託料の22万5,000円は、ウェブ上で簡単に閲覧できる多言語に対応した観光QRガイドマップのサーバー保守及びスポット編集等の業務を制作会社であるアポック社に委託するものでございます。

その下の新規の周遊観光促進事業委託料339万円は、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、観光客の周遊や消費等の促進及び新たな観光客を獲得するため、町内全域に点在する観光資源を活用した宿泊、周遊型観光コンテンツの開発と運用を地域力創造アドバイザーに委託するものでございます。なお、この事業費の全額が特別交付税措置されます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万2,000円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクルステーションの駅構内営業料31万2,000円と大型観光誘導看板3基分の敷地借上料18万円でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の773万円のうち、次の84、85ページ、こちらの上段の観光協会の補助

金の500万円と船玉まつり実行委員会補助金200万円は、それぞれ団体の運営費を助成するものでございます。

説明欄の最後にごございます新規の秩父札所誘客促進協議会負担金1万円は、秩父札所への誘客促進や魅力発信を行い、秩父地域の活性化に寄与することを目的に、令和5年3月に発足した協議会への負担金でございます。

以上で産業観光課関係の説明を終わります。

○議長（岩田 務君） 次に、建設課長、お願いします。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 続きまして、建設課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。

なお、説明の中で図面をちょっと用意していただくこととなりますので、初めに用意しておいていただければと存じます。

それでは、令和6年度当初予算書の86、87ページを御覧いただきたいと思います。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費581万6,000円でございますが、設計の積算システム等の保守業務や道路照明灯の維持管理、各期成同盟会等への経費となっております。

第10節需用費336万8,000円のうち、光熱水費273万9,000円は、道路照明灯140基分の電気料でございます。

第12節委託料142万6,000円は、土木積算や測量計算などに必要な各種システムの保守業務委託料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金9万9,000円のうち、新規事業といたしまして、県道長瀬玉淀自然公園線改修促進期成同盟会負担金2万9,000円となっております。こちらは新規事業となっておりますが、当期成同盟会の資金に余剰金が残っており、令和5年度は予算計上しなかったため、令和6年度予算では新規事業として計上したものでございます。また、次の新規事業、定峰峠トンネル掘削促進期成同盟会負担金8,000円でございますが、こちらは令和5年度まで企画費の中で予算計上していたものを土木費で計上したため、新規事業となったものでございます。

次に、第2目道路維持費9,634万8,000円でございますが、道路の維持補修、町道補修工事、交通安全施設整備工事、行政区からの要望に基づき行う原材料支給や町道未舗装部分の簡易舗装を行う生活関連道路整備事業など、町道等を維持していくための経費でございます。

第12節委託料1,424万7,000円は、町道の除草、除雪業務、道路愛護保全管理業務、道路台帳補正業務、通学路安全対策測量設計並びに分筆登記業務でございます。新規事業の分筆登記業務委託料でございますが、通学路安全点検において小中学校から対策を要望された箇所について、通学児童生徒の安全を確保するために町道本中7号線の分筆登記業務委託料94万5,000円を計上いたしました。

次に、88、89ページを御覧ください。第14節工事請負費7,772万円でございますが、まず町道補修工事費でございますが、道路の老朽化が進み、舗装等の傷みが激しい路線が多く、道路新設改良工事等では対応し切れない箇所の補修工事や舗装の打ち替え補修工事等を実施するもので、1,000万円を計上いたしました。町道補修工事費でございますが、こちらは令和2年度からの事業で、これまでの原材料支給では舗装工事を実施することが困難であった未舗装町道について、簡易舗装工事を実施することにより、住民の利便性や町道の維持管理の向上を図ることを目的として、428万3,000円を計上いたしました。

交通安全施設整備工事費43万7,000円につきましては、道路反射鏡の設置工事費でございます。

また、橋梁長寿命化修繕計画により、道路橋梁の性能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判定された橋梁のうち、部材の劣化や腐食が進んだ1橋、大字本野上地内の金石橋の修繕工事費6,300万円を計上いたしました。道路維持費の大幅な増額は、この橋梁長寿命化修繕工事が大きな要因でございます。

工事箇所等につきましては、お手元に配付してありますA3判の予定工事箇所一覧図にてご説明いたしますので、A3判のカラー刷りの図面になりますが、御覧いただきたいと思っております。まず、黒色で表示してあります箇所でございますが、生活関連道路整備事業舗装工事予定箇所でございます。4か所ございまして、まず大字本野上地内、上袋区、野上駅東側の町道本中59号線で、令和5年度に工事を実施した残りの延長45メートル。次に、大字本野上地内、下宿区、元永田医院脇の認定外道路で、延長41メートル。次に、大字矢那瀬地内、矢那瀬下郷区、矢那瀬八幡神社脇の町道、矢那瀬31号線で、延長60メートル。最後に、大字長瀬地内、5区、幹線5号線からしあわせの森に斜めに向かう町道長瀬63号線で、延長120メートルの簡易舗装工事を予定しております。

次に、茶色で表示しております箇所でございますが、交通安全施設整備事業実施予定箇所でございます。2か所ございまして、まず1か所目は図面中央に記載がございます大字本野上、石原区内、幹線23号線、ちよどこメリの裏辺りになります。2か所目は、大字岩田、上郷区内の町道岩田23号線。上の段から県道長瀬玉淀自然公園線に出る町道でございます。いずれも道路反射鏡を電柱に設置する工事でございます。

次に、緑色で表示しております箇所でございますが、橋梁施設修繕事業実施予定箇所でございます。地図右下に記載がございます金石橋修繕工事でございますが、大字本野上と大字井戸を結ぶ幹線26号線の荒川に架かる橋で、劣化や腐食が著しい橋梁の修繕工事を予定しております。

次に、紫色で表示しております箇所でございますが、通学路安全対策推進整備事業実施予定箇所でございます。地図左斜め上に記載がございます本中7号線歩道整備でございますが、この事業は令和4年度からの事業で、長瀬中学校校庭の横の国道140号の手押し信号機から町営袋団地方向に向かう町道で、延長93メートルの歩道整備に伴います物件調査積算業務、分筆登記業務及び用地購入を予定しております。次に、地図右下の下から4つ目の幹線26号線歩道整備でございますが、大字井戸地内、県道長瀬玉淀自然公園線から長瀬オートキャンプ場に向かう幹線26号線で、この町道の脇に敷設しております大型側溝の上に蓋をかけ、歩道として通行できるようにするための設計業務委託を予定しております。

申し訳ありませんが、一度予算書の88、89ページにお戻りいただきたいと思っております。第3目道路新設改良費5,008万4,000円でございますが、町道の新設改良工事等を行うために必要な経費でございます。

第12節委託料1,543万9,000円でございますが、幹線27号線測量設計業務委託料や長瀬49号線用地測量業務委託料及び物件調査業務委託料、長瀬50号線分筆登記業務委託料でございます。

なお、長瀬49号線物件調査業務委託料は、新規事業として計上しております。

次に、第14節工事請負費2,243万3,000円でございますが、本中117号線道路改良工事、幹線1号線道路改良工事、2路線の工事費でございます。

第16節公有財産購入費216万7,000円、次の第21節補償、補填及び賠償金1,004万5,000円でございますが、この改良工事に伴います土地購入費や物件の補償金でございます。

工事箇所等につきましては、恐れ入りますが、再度一覧図を御覧いただきたいと思っております。この地図にお示ししてございます赤い表示が道路新設改良事業予定箇所でございます。地図中央、やや右上の幹線27号

線道路改良工事でございますが、この路線は一度事業を休止しておりました路線で、令和6年度から再開を予定しております、県道長瀬児玉線から長瀬町商工会方面へ向かう町道で、延長47.1メートルの測量設計業務を予定しております。

次に、図面中央左に記載がございます本中117号線道路改良工事でございますが、延長90メートルの改良工事、また物件移転補償を予定しております。

次に、図面左、下から2つ目に記載がございます長瀬49号線道路改良工事でございますが、延長130メートルの狭隘道路の用地測量業務委託及び物件調査積算業務委託でございます。

次に、図面一番下に記載がございます長瀬23号線、50号線、53号線道路改良工事でございますが、延長94.8メートルの分筆登記業務、用地購入、物件補償を予定しております。

最後に、図面中央下に記載がございます幹線1号線道路改良工事は、今年度実施した整備箇所から上長瀬方面へ向かい、延長71メートルの改良工事、それから物件補償を予定しております。

再度予算書の88、89ページにお戻りいただきたいと存じます。次に、第4目まちづくり推進費69万8,000円でございますが、建築確認進達業務、道路後退に基づく測量業務及び用地購入を行うために必要な経費、また18節負担金、補助及び交付金3万円のうち、新規事業といたしまして、地籍調査事業を実施するに当たり補助金申請を行うための地籍調査積算システムを利用する負担分を埼玉県国土調査推進協議会へ2万円を支出する経費となっております。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費1,041万9,000円でございますが、河川の維持管理、水路の整備を行うために必要な経費でございます。

第14節工事請負費417万6,000円でございますが、八寺沢護岸補修工事ほか1か所の工事費で、大変申し訳ありませんが、予定箇所につきましては再度一覧図を御覧いただきたいと存じます。この地図にお示ししております青い表示が河川改修事業予定箇所でございます。図面中央、一番上部に記載がございます大字野上下郷地内、八寺沢補修工事は、延長125メートルで、擁壁の洗掘部分にコンクリートで補修をする工事を予定しております。

次に、図面中央、やや右に記載がございます大字井戸地内、法善寺脇にございます銅の入沢護岸補修工事は、沢の底部の洗掘部分3か所にコンクリートで補修をする工事を予定しております。

大変申し訳ありませんが、予算書の89ページの下段を御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金583万9,000円のうち、1枚おめくりいただきまして90、91ページに記載がございます急傾斜地崩壊対策事業負担金570万4,000円を計上しておりますが、これは令和4年度から埼玉県が行う事業で、大字野上下郷滝の上区内、宿本地区内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された危険箇所の災害対策事業に法定分、年度事業費の5%の負担割合を負担するものでございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費1,306万7,000円でございますが、町が管理しております町内4か所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費でございます。前年度より3,747万円の減額となっておりますが、これは袋団地シート外壁等改修工事が終了したことが主な要因でございます。

第10節需用費301万1,000円のうち、施設修繕費200万円につきましては、主に入居者が退居した空き部屋や新規に入居する際の部屋等の修繕費でございます。

第14節工事請負費253万円でございますが、新規事業といたしまして、入居者が全て退居いたしました大字中野上地内の町営蔵宮住宅2棟及び給水施設の取壊し工事を行うため計上いたしました。

第17節備品購入費50万円でございますが、町営住宅塚越団地の入居希望があった場合において、浴槽、

給湯設備を町で設置し、入居希望者の負担軽減を図るため、計上いたしました。

次に、第4項公園費、第1項公園管理費388万円でございますが、長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬萊島公園の維持管理を行うために必要な経費でございます。

第12節委託料129万4,000円につきましては、建設課で所管する各地区公園の除草作業及びトイレ清掃業務をそれぞれシルバー人材センター、清心会へ業務委託により行うものでございます。

第14節工事請負費129万7,000円でございますが、こちらは新規事業といたしまして長瀬地区公園内に新たに4連ブランコを設置する工事を行うものでございます。

なお、この設置事業費のうち100万円を公益財団法人ライフスポーツ財団の子ども活動支援金を活用いたしまして設置をするものでございます。

以上で建設課関係のご説明を終わります。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 続きまして、教育委員会関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の96、97ページを御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で2億6,967万8,000円を計上しており、前年度に比べ735万9,000円、2.8%の増でございます。

初めに、第1項教育総務費、第1目教育委員会費53万7,000円でございますが、教育に関する事務を管理執行するための教育委員会の円滑な運営などに関する経費でございます。

第1節報酬は、教育委員4名分の報酬を計上しております。

次に、事務局費1億4,864万円でございますが、教育委員会事務局の運営と学校が円滑に行われるための事務等に関する経費でございます。

第1節報酬は、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例に基づく委員報酬及びそれ以外の報酬は、会計年度任用非常勤職員の報酬を計上しております。なお、小中一貫教育の検討を行う小中一貫教育検討委員会委員報酬、また不登校児童の学びの場の確保、一人一人の実態に応じた支援を行うため、学習総合支援員を新たに第一小学校に配置するものでございます。

第2節給料から第4節共済費までと98、99ページの第8節旅費については、教育長及び再任用職員を含めた事務局職員の給料、職員手当等、共済組合負担金及び旅費、また会計年度任用職員の期末勤勉手当及び社会保険料などを計上しております。

98、99ページを御覧ください。第7節報償費は、中学生学力アップ事業講師謝金などを計上しております。

第11節役務費は、学校におけるICT環境の年次更新手数料などを計上しております。

第12節委託料は、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料、学校職員健康診査委託料などのほか、小

学校スクールバス運行业務委託料、また長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針、基本計画の後期基本計画に基づき、小中一貫教育に向けた検討を行うに当たり、長寿命化、建て替えなど、施設整備の検討資料を作成する技術的支援やアンケート調査などを行う小中一貫教育基本構想策定支援業務委託料を新たに計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、小学校の校務用コンピューターリース料、ウイルス対策ソフト使用料、校務支援システムリース料、コピー機借上料などを計上しております。

第14節工事請負費は、第一小学校電源改修工事、中学校消防用設備修繕工事及び第二小学校で借りていた農園原状復旧工事を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金、次の100、101ページにかけてございますが、加盟団体への負担金のほか、小中学校修学旅行補助金、英検、数検、漢検の検定料助成金などを計上しております。

第19節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費として新入学児童生徒学用品費、修学旅行費など、また特別支援教育就学奨励費として学用品費などの支給を計上しております。

次に、第3目育英費211万円でございますが、経済的な理由により就学困難な者への奨学金の貸与等に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、長瀬町に在住し、就業し、奨学金を返済している者に対する奨学金利子助成金を計上しております。

第20節貸付金は、育英奨学資金と入学準備金を計上しております。

次に、第2項第一小学校費、第1目学校管理費2,081万9,000円でございますが、第10節需用費は消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。

102、103ページを御覧ください。第12節委託料は、公務員派遣委託料、学校施設設備の保守点検委託料、小中学校を年度ごとに順番に実施している排水管高圧洗浄等業務委託料などのほか、児童の泳力向上等を図るため、小学校の水泳授業を民間スイミングスクールに委託して実施いたします。

第13節使用料及び賃借料は、駐車場土地借上料のほか、学校と保護者との連絡用アプリ利用料を計上しております。

次に、第2目教育振興費538万1,000円でございますが、教育課程を実施するため必要な教材備品の整備に関する経費でございます。

第17節備品購入費は、教科書改訂に伴う教師用指導書やデジタル教科書購入費などを計上しております。

次に、第3項中学校費、第1目学校管理費1,173万2,000円でございますが、小学校同様に学校運営や維持管理のための事務等に関する経費でございます。

第10節需用費は、消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。

104、105ページを御覧ください。第12節委託料は、公務員派遣委託料、学校施設設備の保守点検委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、テニスコート用地借上料のほか、学校と保護者との連絡用アプリ利用料を計上しております。

次に、第2目教育振興費47万5,000円でございますが、教育課程を実施するため必要な教材備品の整備に関する経費でございます。

第17節備品購入費は、生徒用図書購入費などを計上しております。

次に、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費107万7,000円でございますが、社会教育振興のための

事務等に関する経費でございます。

第7節報償費は、家庭教育学級講演会講師謝金などを計上しております。

第10節需用費は、人権作文集作成のための印刷製本費などを計上しております。

106、107ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、文化団体連合会や人権教育推進協議会補助金などを計上しております。

次に、第2目公民館費1,510万2,000円でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター運営に関する経費でございます。

第1節報酬、第3節職員手当と第4節共済費及び第8節旅費の費用弁償につきましては、会計年度任用職員1名を雇用するための費用を計上しております。

第10節需用費は、施設運営に必要な消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。

第12節委託料は、施設設備維持のための各種委託料や平日夜間と土日、祝日の受付管理などの委託料を計上しております。

次の108、109ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料は、中央公民館土地借上料などを計上しております。

第14節工事請負費は、自動火災報知設備受信機交換工事などを新たに計上しております。

次に、第3目文化財費791万2,000円でございますが、文化財保護審議会の運営、文化財の保存や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理などに関する経費でございます。

第10節需用費は、旧新井家住宅及び郷土資料館施設維持管理に必要な消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費を計上しております。

第12節委託料は、旧新井家住宅及び郷土資料館管理委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、旧新井家住宅及び郷土資料館土地賃借料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、110、111ページにかけてでございますが、加盟団体負担金などのほか、令和6年度に名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年となりますので、指定100周年記念事業実行委員会補助金を新たに計上しております。

次に、第4目青少年健全育成費39万4,000円でございますが、青少年健全育成に係る事業に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金でございます。

次に、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費226万5,000円でございますが、スポーツ推進を図るための団体への支援などに関する経費でございます。

第1節報酬は、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬を計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、スポーツ協会やスポーツ少年団補助金などを計上しております。

次に、第2目体育施設費63万9,000円でございますが、総合グラウンド及び塚越グラウンド維持管理に関する経費でございます。

第10節需用費は、総合グラウンド及び塚越グラウンド施設維持管理に必要な消耗品費、光熱水費、施設修繕費を計上しております。

112、113ページを御覧ください。次に、第3目学校給食費5,772万3,000円でございますが、安心、安全な学校給食を提供するための経費でございます。

第2節給料、第3節職員手当と第4節共済費につきましては、会計年度任用技能労務職として雇用する

学校給食センター調理員11名分の給料、期末勤勉手当、社会保険料等を計上しております。

第10節需用費は、学校給食センター維持管理に必要な消耗品費、光熱水費や施設物品修繕費及び食材購入費などを計上しております。なお、小中学校の学校給食が物価高騰の中でも以前と変わらない質を確保できるよう、給食費を1割値上げした上で、引き続き学校給食費無償化を実施いたします。

第18節負担金、補助及び交付金は、会計年度任用技能労務職退職手当負担金、関係団体負担金のほか、学校給食費無償化に伴い、町外の学校に通う児童生徒に対する補助金を計上しております。

114、115ページを御覧ください。第4目町民プール管理費9万8,000円でございますが、町民プール維持管理に関する経費でございます。

第13節使用料及び賃借料は、保健センター隣接の町民プール管理棟部分の土地借上料を計上しております。

以上で教育委員会関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（柝原秀樹君） 午前中の説明におきまして一部誤りがございましたので、ここで訂正させていただきます。

予算書の12ページを御覧いただきたいと思います。12ページの第2項固定資産税、第1目固定資産税のところ、前年度と比較して1,318万8,000円の減額というふうに説明してしまいましたが、予算書のとおり、1,318万9,000円の減額ということになっております。ここで訂正させていただきます。

○議長（岩田 務君） 以上で各所属長の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、何点か質問をいたします。

初めに、39ページ、マスコットキャラクター作成業務委託料。これはどんな使い方をするのかお聞きいたします。

続いて、47ページのA Iを使って議会で会議録を作るのだということは分かりましたけれども、私は標準語なので大丈夫なのだけれども、よく秩父弁なんかでしゃべったときにこのA Iがきちんと議事録ができるのかどうかお聞きします。

続いて、61ページ、ふれ愛ベースの管理の件で、元気モリモリ体操をやって県から表彰されたということがありますが、そのふれ愛ベース以外で体操をやっている人は有料で公民館借りたりするので、ふれ愛ベースの使い方と同じようにできないかお聞きいたします。

続いて、69ページ、水道高料金対策ですごく多額なお金が入るのでございますけれども、水道が引いていなくて本当に渴水したときに、1回は助けるけれども、2回目は本当に費用を負担させるのかどうかお聞きいたします。

続いて、71ページ、各種がん検診。以前私も質問してきましたけれども、この各種がん検診の高齢者が受け方が不便だという話で質問しておきましたので、今年からの体制をお聞きいたします。

続いて、73ページ、コバトンマイレージ事業の内容について教えてください。

続いて、83ページ、観光ガイドマップ委託料、周遊観光促進事業委託料が83ページに載っていますけれども、これはどういったことなのかお聞きをします。

それから、85ページにまた観光パンフレット増冊だというものも出ているのですが、ここのところ

をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、87ページ、通学路の町道を見直すという項目がありますけれども、この通学路の直していただきたいという方法をいま一度教えておいてください。

その後は、95ページ、これ消火栓を新しくつけるということで、どういう、消火栓つけるのだろうけれども、今後もこれを続けていろんな箇所につけていくのかどうかを教えてください。

それから、99ページ、小中一貫校教育基本構想作成支援業務委託料。この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、111ページ、これ予備費か何かでなるのだと思うのですけれども、スポーツの懸垂幕の事業について。対象はどの辺からが対象になるのか教えてください。

最後に、113ページ、学校給食関係で私は毎回この3月議会聞いているのですけれども、アレルギー対策、これエピペンの使い方教師がちゃんとできているかどうか。それと、最近ウズラの卵が喉に引っかかったからっていつて給食から外すというニュースもあるのだけれども、私はこの卵のことについて教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

以上、お願いをいたします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

企画財政課関連2点ございました。まず1点目、マスコットキャラクターは今後どのように使用していくかというご質問についてでございますが、入学式や成人式などの場でPRしたり、あとは町からのお手紙等に印字して、そういうところでPRしていきたいと思っております。

また、2点目のA I文字起こし利用料についてなのですが、まず今想定しておりますと、例えば農業委員会とか、あとは会議とかの場で少ない、あまり会議時間が長くないようなところでの想定をしているところがございます。ちょっと議会での議事をつくるというところまで今想定はしていないところがございます。秩父弁等が反映されるかというところなのですけれども、基本的には今しゃべっている言葉をそのまま漢字等で直してもらってなるので、秩父弁でしゃべったとしてもそのまま秩父弁のとおり文字起こしがされてくるという想定でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 関口議員からのご質問にお答えいたします。

まず1点目、ふれ愛ベースのほかの場所での元気モリモリ体操での利用料とはどのようになっているかということでございますけれども、現在、元気モリモリ体操は12か所で行っています。ふれ愛ベースをはじめ、保健センター、公民館などの公共施設を利用している団体の方もいらっしゃいますし、各地区の集会所で実施している場所もあります。各地区の集会所で実施している場合には、町で申請をしていますので利用料のほうはかからないことになっています。一つ公民館で利用する場合、冷暖房費は団体の負担になりますので、お支払いのほうをしていただいておりますけれども、介護予防の事業の場合には減免がありますので、利用料のほうはそれほど負担になっていない状況になっているかと思っております。

次に、がん検診についてでございますが、以前の議会でのご質問で高齢者が受けやすい状況にしたいというご要望がありまして、令和6年度は大腸がん検診の受診の方法について見直しをさせていただきました。大腸がん検診は、通常胃がん検診と同日に実施しているところがございますが、まず大腸が

んは検体を取りに来ていただくということが高齢者にとってはとても大変だというお話をいただきましたので、6年度からは全て郵送で、希望があった方にはご自宅のほうに問診票と検体を送るように考えております。検体のほうが取れましたら、今までは胃がん検診の日4日間のみに回収をしていたのですが、乳がん、子宮がん検診も3日間行っていますので、その日にも回収の日を増やして、特に女性の方は乳がん、子宮がん検診を受けられる方もそこでも同時に検体の回収ができるように日数のほうを増やしております。郵送をすることで、高齢者の方にも一度役場のほうに取りに来ていただくという手間はなくなるかなというふうに考えております。

3点目、コバトンマイレージの事業に関してでございますが、先ほど予算の説明のほうでも新たにということで説明のほうをさせていただきました。新しい名称は、コバトンALKOOマイレージということになります。今までは歩数計とスマートフォンの2種類で参加をしていただいて、歩数がある歩数に達した場合にはポイントがたまってプレゼントがもらえるというようなことになっておりましたが、今度は歩数計の利用はなくなります。全てスマートフォンでご参加をしていただくこととなりますので、ちょっと高齢者の方に対してはまずアプリをダウンロードするという動作はとても大変になるかと思っておりますけれども、またこの後広報等をさせていただきます、直接窓口でもダウンロードの仕方などを対面でご説明をしていくような方法を考えております。今までのプレゼントなどがもらえるというのは、同様にこの新しいALKOOのサービスでもありまして、現在も今3月24日までに新規登録をしていただいた方にはプレゼントがあるということになっています。大きく違うところは、歩数計がなくなりまして全てスマートフォンでの参加になるということが大きく変わる点であると思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

水道が引けていないところの対応ということでございますが、給水区域外の地域につきまして漏水が起きたときの対応でございますが、これまで町の対応といたしましては職員のほうで現地へ水をお運びいたしまして、それで給水のほうを行ってまいりました。その対応につきましては、町のほうで特に細かい取り決め等もございませんでしたが、これまでのその対応の状況等を含めまして検討させていただきましたところ、漏水の対応につきましては、これまで1回ないし2回で給水のほうが完結しておりますこともありまして、今後につきましては、町のほうで給水を行うことにつきましては2回まではこれまでどおり無償ということで対応させていただき、3回目以降も給水が必要な場合には町のほうから広域へ取次ぎをさせていただきます、広域のほうで対応していただくというようなことで考えております。その際についてはちょっと料金のほうが発生してしまいますが、これまで2回で漏水の対応のほうは完結しているということで、2回までは無償ということでこれまでどおり町のほうで対応させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 先ほど説明しました内容にちょっと補足がありまして、説明をさせていただきます。

元気モリモリ体操の利用料についてでございますが、上中宿の集会所を使っている団体の方は、昨年度から地区のほうからのご要望で、体操のほかそういう住民の方が使う場合には1年間で利用料について負

担をしていただきたいということで区のほうから団体のほうにお話があったということで、上中宿のモリモリ体操の方たちはご自身で負担をして、1年間の利用料のほうをお支払いしたということを知っていますので、追加の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

3点あったかと思います。まず、1つ目が長瀬観光QRガイドマップの保守委託料22万5,000円はどのような内容なのかというご質問だったかと思います。現在まだ作成中なのですが、スマートフォンのカメラでQRコードを読み取ることで簡単にアクセスできるウェブ版ガイドマップ、長瀬観光QRガイドマップの情報の更新ですとか修正、それから持続的な維持管理のためのサーバーの保守、それとスポット編集等を行うための委託料でございます。

2つ目の周遊観光促進事業委託料339万円につきましては、午前中の説明でも申し上げたのですが、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用いたしまして、観光客の周遊と消費等の促進及び新たな観光客を獲得するため、町内に点在する観光資源を生かした宿泊周遊型の観光コンテンツの開発と運用を地域力創造アドバイザーに委託するものでございます。具体的な事業内容につきましては、長瀬町を舞台とした推理ゲーム、こちらを委託業者に作成、提供していただきまして、町内にある宿泊施設を起点に様々な交通手段を利用して、町内全域に点在する観光スポットを周遊する宿泊体験型の観光コンテンツでございます。参加者は8人が1グループになりまして、推理ゲームの登場人物を演じながら、用意された謎をひもとくため町内全域を周遊することから、様々な面で経済的な効果が期待されております。また、四季折々にその表情を変える長瀬でしか体験できないオリジナルのゲームを提供することで、長瀬に興味のなかった新たな客層を呼び込むことが期待されている事業でございます。この事業は、先ほど申し上げましたとおり、総務省の制度を活用して行うのですが、実際それができる業者というのが限られておりまして、現在のところだと、地域力創造アドバイザーに登録されておりますのが、地域資源を活用した地域経済環境や観光振興、交流の観点で取り組まれている株式会社イマーシブ・ラボ、こちらの創業者である細川さんという方が1人だけ登録されているということで、この方に委託する予定でございます。周遊観光促進事業については以上でございます。

3つ目の観光パンフレット増冊費の分担金23万円についてのご質問かと思えます。こちらは、毎年観光協会と折半で日本語版と英語版の、こちらのこういった見開きのA3判の観光パンフレットを作っているのですが、これの町の負担分23万円で増冊する部数というのが日本語が3万部、それと英語版が3,000部、合計で3万3,000部となっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

通学路の整備事業の内容でございますが、まず1点が、先ほど申し上げましたけれども、中学校の手押し信号から先のところの歩道整備に関する町道本中7号線の分筆登記業務を委託料で94万5,000円でございます。

それから、幹線26号線の県道の長瀬玉淀自然公園線からオートキャンプ場へ向けての道路で、脇に水路があるのですけれども、その水路の上に蓋をかけて通学路として利用するために、安全かどうかというこ

とを設計業務によりまして委託をするものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

消火栓の新設に関しまして、今後も消火栓を増やしていくのかということですが、この消火栓につきましても、樋口の清水屋さんから寄居方面に向かって、白鳥橋のほうから来ます岩田樋口停車場線とちょうど交わるようになります。このところは昨年末漏水が発生しまして、漏水をつなぐ工事が何しろ先だったもので、水道局のほうからいいますと、新しい管があそこは2つ通っていて、旧管のほうに民家の方たちの水道管が接続されているということで、そこが漏水になったもので、その漏水になった管に消火栓がついていたものですから、その管を廃止して新しい管に今回消火栓をつなぐというもので、もともとあった消火栓を一回廃止して、また新たに消火栓をつなぐというものでございます。今後なのでございますけれども、今消火栓、町内に188基あるわけですが、まず水道管の布設替え等で、昔からついているものもありますので、その後防火水槽等が近くにできたりとか、水利ができていところもありますので、位置を変えるということはありませんけれども、今後はこの188を維持して、増やしていくという予定は今のところはございません。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小中一貫教育の委託の内容についてというご質問だったと思います。小中一貫教育の関係につきましては、先ほど当初予算のところでも多少言いましたので、繰り返すところもありますが、長瀬町立小中学校適正規・模適正配置基本方針、基本計画というものを策定しております。これは、学校のあり方検討委員会で答申を受け、令和4年6月に策定を行っているものでございますが、この中で前期計画としては第二小学校を第一小学校に統合すること、後期計画として令和6年度から小中一貫教育に向けた検討を開始するというようになっております。この後期計画に基づきまして、学校施設長寿命化新規整備方針の決定や、学校に備えるべき機能や場所、それから整備のスケジュール等、専門的な見地から支援していただくというものと考えております。特に第一小学校は昭和52年、長瀬中学校については47年の建築ということで、もう51年中学校は経過していますかね、そういう形もあって、検討委員会で検討していただく具体的な資料の作成、おおむねこのぐらいかかりますというようなものではなかなか皆さん納得していただけないと思いますので、こういう形のものであればこのぐらいというようなものを出していただくという専門的な部分を委託したいと考えております。また、アンケートの作成や集計など、短期間で行う業務についても委託をしております。

それと、次に懸垂幕のご質問だったと思います。町では、長瀬町スポーツ競技に関する懸垂幕等掲出事務処理要綱というのを定めております。この基準に基づいて対応しております。ちなみに、懸垂幕につきましても、国際大会に出場が決定した場合、全国大会に出場し優勝した場合など、立て看板につきましても全国大会に出場が決定した場合等、掲出基準を定めておりますので、これに基づきまして掲出しております。

次に、学校給食の関係、アレルギーということですが、アレルギーは個々の児童生徒に対応した形で、牛乳を抜く等、いろいろな形での対応を取っております。また、エピペンのご質問があったと思いますが、

あらかじめ対象物を除いた上で対応し、また毎年度、養護教諭を中心に練習用のエピペンを使った教職員の研修を行っているところでございます。

また、先日ウズラの卵で亡くなったということの関係の質問でございますが、これまでも学校給食ではよくかんで食べる、ウズラの卵に限らず大きいものもありますので、よくかんで食べるよう指導しているところでございます。なお、長瀬町では、確認したところウズラの卵はここ4年ほど給食には出していないということで、なぜかといいますと1個入った、2個入ったとトラブルにもなりやすいと、比較的。子供だとそういうのでトラブルにもなりやすいということで、学校のほうから要請があったということで、ウズラの卵は使っていないということでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） すみません、先ほどの答弁につきまして補足で1点説明をさせていただきます。

A I 文字起こし利用料についてなのですが、初期費用も今の予算計画には含まれているのですが、今のところの予算計上額ですと、一月10時間分のプランで予算計上しております。まずは初めて導入するものですので、スモールスタートとして今のプランで考えております。そのため、定例会ですと数時間にかかってしまいますので、丸々文字起こしをするというのは厳しい状況ですが、例えば一般質問のときだけスポットで使用するか、後は常任委員会等での使用も可能なものと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、自分で、ああ、いいかなと思った、理解できたなと思うのは抜いていきますので、ひとつまたよく分からない点教えてください。

では、マスコットキャラクター作成業務委託料。これは、この文言を読むと、マスコットキャラクター作成業務委託料という解釈でいくと、昨日もちょっと一般質問の中で発言しましたけれども、もう秩父市役所のほうでは「長瀬町は、もう11月にマスコットキャラクター整います」という、よその市町村の職員から発表があったのを私は聞いて、すごくがっかりしているのです。もうこの作成業務委託料って書いてあるのをこのまま運用するのであれば、金額が多少であろうが何だろうが、ここで審議してオーケーが出ない限り、どんな大事な場所であろうと発表されては我々長瀬町議会が軽視、あるいは無視されているのかという感覚になるので、もしそれを報告した職員なり嚴重に注意をしていただかないと困ると思って私はこれやりました。

A I については、秩父弁でも大丈夫だということで、僕は標準語なので大丈夫だと思うので、ではこれは飛ばしていきたいと思えます。

ふれ愛ベースがいっぱいで、さっき1か所だけ上中宿に逃げていった人たちは有料になってしまうから、これ何とか考えられないかなということで質問しているのですが、いま一度これ検討して、僅かでしょう、このぐらいでは。元気モリモリ体操、ふれ愛ベースに入り切れない人たちが、入れない、違う場でやるとなるとそんな大人数ではないと思うので、ちょっとここをもう一回お答えをお願いいたします。

水道高料金対策については、2回までは何とか今までどおり提供すると、その後はどれだけの金額になるのかな、風布の区長から聞いたのでいくとちょっと高過ぎるのではないのかなと私思ったので、ここで聞いておくので、課長もう一度そのところ。適正な料金、水道を引いている我々と同じような料金体

制で3回目いくのであれば、お金取るよというのなら私も理解できるので、お願いします。

それで、この回数というのは、例えばこれから新芽が山に芽吹いてきたときに風布は水がなくなると、そういうときに1回、2回助け行って3回目という解釈でいいわけですね。ずっと一年中通しての3回目という話でなくね。ちょっとそこお答えをお願いいたします。

各種がん検診の受け方、お年寄りに検体を郵送で届けるというお話ですので、多分以前話をした何人かのお年寄りは理解してくれるものと思ひ、分かりました。

コバトンALKOOマイレージの件でもうちょっと聞きたいのですけれども、本当に、私もこのスマホを役場へ持って行って、役場の職員の人にいろいろ手続をしていただいてようやくできて、参加ができた。多分分からない人が結構いるので、ぜひさっき役場のほうで職員が手助けしてくれるというのを皆さんに広報してください。しっかりみんな雨の日でも傘差しても歩いて、健康を第一にしていますから。

それから、3月の24日までに手続すればというの、例えば今私がやっているこのまんまで、もう3月24日何も手続取らなくてもこのまま移行してできるのかどうかを教えてください。

続いて、観光の3点の質問、大体分かりました。以前、観光協会に立て看板でQRコードをやれば案内しますよという看板、私も何人かで行ってやったときにすごく分かりにくかったので、QRコードをやるやつは本当に分かりやすくできるようによろしくをお願いしたいと思います。

観光パンフレット、観光協会の22万で増刷をすると。こう見ると観光にはすごく手厚いなと見えるので、ぜひ商業、工業のほうもかなりダメージ食らっていますので、こういうパンフレットを作成して、地域を盛り上げ、長瀬町に本当に元気になるように観光課長、ひとつお願いしたいと思います。

建設課の通学路の補修の場所はよく分かりました。ある透析をやって救急車にしょっちゅう世話になる方が自分の家の近く心配しているので、手をつける方法をぜひまたそういう町民の方にも指導してやってください。

それから、教育委員会の小中一貫校のやつは、学校あり方委員会で大体決まったのを基にするというので、何となく分かったような分からないようなのです。昨日出た議案の中で、今度審議会をつくるという人が審議する話とは全然これ別なものでいいわけですか。もう一度ここを教えてください。

それから、スポーツ懸垂幕の事業については、国際大会分かりました。私が言うのは、今年の正月に大東文化大学で箱根駅伝を走ったこの町内の方が、あれも多分今年が100回記念で全国大会に当たるのだと思うので、ちょっと検討してみてください。

給食については、アレルギーはもう毎回言っているのですが、先生のほうもエピペンの使い方指導しなくも大丈夫だと思ひ、また卵に限らず、新1年生は、私も歯が悪いのだけれども、隙間が空いているような子供が、1年生だとそういうの多いので、卵以外でも、よくかんでも歯がないとかめないの、そういうところを指導して、給食の事故がないようにぜひお願いしたいと思います。

では、何点かになりましたので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

マスコットキャラクター作成業務委託料についてなのですが、マスコットキャラクターにつきましては、令和5年の当初予算で作成業務委託料を上げさせていただいているような状況でございます。今回の令和6年度で計上させている費用につきましては、今現在つくっております、作成を進めておりますマスコットキャラクターのポーズというのですかね、デザインを増やすために上げさせていただいたものでござい

ます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、湯水の数え方といいますか、1回の湯水に当たり2回までの給水までは無料ということで考えております。また、単価についてでございますが、令和5年の7月の給水実績に基づきまして計算をいたしましたところ、このときは1回当たりの給水量もそれなりにまとまった量だったということもございました。このときの試算でいきますと31円程度だったというふうに記憶しております。ただ、リッター当たり31円でございますが、今後、人件費ですとか燃料費が高騰したりというのがあれば単価のほうも変わってくるということは考えられます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、関口議員の商工業のほうのパンフレット等のサポートというお話でございますが、これから商工会等とも協議させていただいて、必要なものがあれば予算化に向けて検討のほうはさせていただきたいと考えております。

それから、観光QRガイドマップの周知方法につきましては、現在考えておりますのが観光協会、秩父鉄道の有人駅へのポスターの掲示、それから町内の既存の観光案内看板に周知シールの添付、それから観光協会が発行している長瀨観光ガイドマップ、先ほどお見せしたマップですが、そちらにQRを添付すると、それと町観光協会等のホームページへのリンクにすると、それと各種イベント時にPRを行うということで周知のほうを徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 関口議員からの再質問にお答えいたします。

元気モリモリ体操の利用料金についてでございますが、元気モリモリ体操はお住まいの近所の集会所等で行うというのが実施の方法でございます。中心がふれ愛ベースということではなく、ふれ愛ベースにお近い方はふれ愛ベースを会場にして体操をしております。上中宿区の方は上中宿の公会堂のほうを会場にして体操を行っているということになります。上中宿の行政区のほうから、モリモリ体操のほかにも個人的に体操で集まったり趣味の活動で集まったり、活動をしているところがあるようなのですけれども、皆さんから利用の料金を上中宿の方はいただきますというお話があったということで、上中宿でモリモリ体操をしている方はそこをご負担していただいているということになります。以前もそういう負担、行政区のほうからお話があったということで、ご相談は受けておりますので、もう一度モリモリ体操の代表の方と状況等を確認をしまして、町のほうでそういった負担ができるのか等はまたもう一度ちょっと考えていきたいと思っております。

次に、コバトンマイレージの関係なのですが、現在のキャンペーンは新規登録キャンペーンということになっていまして、関口議員さんの場合にはデータの引継ぎのほうを行ったということになりますでしょうか。データの引継ぎを行った場合にこの新規登録になるのかは、ちょっと今そこが分かりませんので、また確認をしましてお答えをしたいと思いますので、お願いいたします。新たに登録された方が今3月24日まで新規登録キャンペーンということで、コバトンにちなんで5,810名の方にデジタルギフトな

どのプレゼントが渡されるというか、そういうプレゼントがあるということのキャンペーンでございます。
以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

この小中一貫の委託で作成した資料は、昨日議決いただきました小中一貫検討委員会の資料として使うのはもちろん、町民への小中一貫の検討状況などを周知する際にも当然活用してまいります。また、アンケート調査も実施しますので、アンケートの判断材料としても活用してまいりたいと考えているところで、校舎の長寿命化にしろ建て替えにしろ、とても大きなお金がかかることですので、しっかりとその辺のところは判断材料として皆さんが分かりやすいよう周知してまいりたいと考えております。

次に、給食の関係でございます。先ほども申し上げたとおり、食育指導という形で学校も力を入れております。給食を食べる際には、特に関口議員心配するように新しい1年生、そういう形起こらないように、さらに事故にならないように、よくかんで食べるよう注意するよう指導してまいりたいと存じます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○教育次長（中畝康雄君） 懸垂幕のを忘れておりました。本来箱根駅伝は、テレビで全国放送はされますけれども、関東学生陸連の大会ということで今までも対象ではなかったのですけれども、確かに昨年言われると全国に門戸を広げたというような形にはなっていたかと思えます。ですので、いろいろな形で全国大会に準ずるといのはほかにもあるかもしれませんので、その辺のところを検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、2点だけ。水の問題もう一度お願いします。

高料金対策であれだけの多額がたって、湯水で困ったときには2回はサービスで、3回目からリッター31円。これ高くないですか。リッター31円で水買って、お風呂入れないですよ。入れない。洗濯もできない。それこそ桃太郎の話ではないけれども、おばあさんは川に洗濯にの時代になってしまうので。これだけ高料金対策を税金からつぎ込むのだから、こういう困っているときにこそそういう地域に助け舟を出していただきたいということでここで、あんまりしゃべるの得意ではないのだけれども、手挙げてしゃべっているのです、よろしく願いいたします。

それから、元気モリモリ体操、先ほどの説明でよく分かるのです。ふれ愛ベースが無料。ふれ愛ベースに近い人は無料。本中、野上っていったって、ふれ愛ベースから本当に隣り合わせなのではないのですか、地域的に。そこをふれ愛ベースに入れられないからそっちに逃げているのだと思うのです。うちのほうだったら地元で使えばという、そういうのがあるので、もしどうしてもこういう地域で公民館使うのならお金を取るよという地域にはやっぱり何か援助をこういう元気モリモリでやらないとおかしいと思いますよ。元気モリモリ体操をうんと大勢でやったからって1,000万もらったのでしょうか。そういうときにはそういう人の頭数もみんな入れておいて、いざお金になったときには自分でやりなさいではちょっと私も理解できないので、もう一度課長、ここは本当に頼りにしていますので、お答えください。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、水の料金でございますが、ちょっと高いのではないかということでございますけれども、対応といたしましては、町がお届けする水につきましては飲料用ということで考えさせていただいております、1人当たり20リッターということで考えております。また、料金につきましては、実際にかかる経費等を計算して割り返した金額でありまして、あとは基本料金等を加入されている方には負担していただいているというか、そういったこともございますが、もろもろのことも考えて計算してそういった金額で出ておりますので、ご理解いただければというふうに存じます。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 関口議員からのご質問にお答えします。

元気モリモリ体操は、ふれ愛ベースの方が逃げているという現状ではなく、先ほどもお話ししましたが、介護予防の事業なので、なるべく皆様が歩いて行ける、自分の近いところの会場で体操するというのが基本のやり方になっています。中には別の、知り合いの方がいるので、違う会場に行って体操したいという方もいらっしゃると思います。それで、もちろんふれ愛ベースに来たかったという方がほかの会場に行っているかもしれないのですが、ちょっとそこまで調査はできていない現状でございます。上中宿の方たちの利用に関しては負担があるということで、町のほうでも負担していただけないかというご相談は受けておりますので、再度その地域の状況とか体操をしている方たちとも話し合いをしまして、その方たちのお考えとかそういったことを踏まえて町のほうで負担をしていけるかどうかを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。では、8項目ほどお聞きをします。

予算書の42ページ、43ページ、上から3行目でございます。財産管理費の18節負担金、補助及び交付金の電子入札参加資格申請共同受付負担金、またその下の埼玉県電子入札共同システム運営費負担金の2つの負担金。ともに令和5年度より大幅な増額となっております。その増額の要因とこの負担金の事業内容についてお聞きします。

次に、62ページ、63ページ、上段にございます児童福祉費の12節委託料の中の一番下、こども計画及び子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料324万5,000円ですが、令和5年度に子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託料としまして約220万円ほど計上してあるのですが、これとの関連があるのか、また今年度は新たにこの今言った計画を策定するための業務委託料なのか教えていただきたいと思っております。

また、この業務の内容と委託先はどこか教えていただきたいと思っております。

次に、86、87ページですが、道路維持費。下から2枠目の12節委託料の町道除雪業務委託料288万5,000円についてですが、除雪についてはもちろん町内の業者に委託はしていると思っておりますが、幾つの業者に委託しているのか、また除雪するには積雪量、15センチ積もった、10センチとかそういう委託する基準の量というものがあるかどうかということをお聞きします。

また、町民のほうから早くここを除雪してくれというような要望等も今まであったかどうかについてお聞きします。

次に、88、89ページの同じく道路維持費の一番下、14節工事請負費。橋梁長寿命化修繕工事6,300万ですが、金石水管橋ですが、私予算も高額だったためほかの橋梁も入っているかなと、そういうふう思ったのですが、午前中の質問だとこの金石の水管橋のみということになります。この修繕工事のもう一度内

容と工事予定期間、いつ頃を予定しているか。あそこは本当に児童生徒が通学に使用するところでございます。学校の通学に支障がないような、そのようなことも考えているかどうかをお聞きします。

次に、90、91ページ、一番上の河川総務費の中の18節負担金、補助及び交付金の急傾斜地崩壊対策事業負担金570万4,000円です。午前中の補正のところでも出ていたのですけれども、令和5年度が当初予算340万円で計上しながら3月の補正で279万円減額ということであったにもかかわらず、また来年度が570万4,000円ということを計上しました。その根拠と来年度事業計画等があるのかどうかお聞きします。

次に、98、99ページの教育費の事務局費、中ほどの12節委託料の中の小学校スクールバス運行委託料1,386万円。第二小学校区の子供たちが安心、安全に学校に通えるようバスの運行を委託するものと思いますが、再確認の意味でちょっとお聞きします。バスの運行の委託先、またバスの台数、運行の経路、大ざっぱで結構です。また、通学以外にも他のちょっとした、よく他校に行く仲よし体育祭とかそういう利用も可能なのかどうかということをお聞きします。

あと、その下の14節の工事請負費、学校農園原状復旧工事129万9,000円ですが、これも第二小学校のことだということで先ほど聞きました。現地はどの辺なのか、また工事内容についてお聞きします。

最後になりますが、106ページ、107ページの公民館費、中段の10節需用費の光熱水費242万3,000円ですが、これは昨年、5年度が当初が720万、それで3月補正で520万を減額したと。それで、令和6年は5年度に比べ大幅に減額し、242万予算を計上しましたが、その理由は。これは昨年間違ったのかどうか、そういうようなこともあると思いますが、その理由をお聞きします。

以上、8項目お願いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

電子入札共同システムの負担金の関係でございますが、これにつきましては、町の入札事務において埼玉県が整備している電子入札共同システムを利用するために県に支払っている負担金となります。令和5年度当初予算より増額となった要因は複数ございまして、まず1点目は、令和7年度から物品関連の入札についても電子入札共同システムを利用することになったこと、また2点目につきましては、令和6年度にシステム自体の更新が行われるため、その費用の一部を負担する必要があること、さらに3点目としまして、2年に1度、入札に応札する入札参加者が参加資格を得る必要がありますこと、その申請を受け付けるための事務費用を負担する必要がありますことから、大幅に増額となっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

こども計画及び子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料についてということでございますが、今年度、事業計画のニーズ調査業務委託料ということで予算のほうに上げておりました。今年度はアンケート調査までを実施しております。現在、アンケート調査の集計中になっております。本年度はアンケートの集計までを行いまして、次年度、6年度にこのアンケート調査の結果を踏まえて課題の整理、事業の見込量、事業方針などを決定し、策定を終了していく予定でございます。追加の説明をさせていただきますと、当初はこども計画のほうは入らずに子ども・子育て支援事業計画のみで考えておりましたが、令和5年4月1日にこども基本法が制定されまして、こども計画も立てるようになるということになりましたので、今年度のアンケート調査についてもこども計画に対応した内容でアンケートのほうを行っております。次

年度は、こども計画の内容も含めた計画のほうを策定を終了していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

3点あったかと思いますが、まず町道除雪業務委託料ですが、これは町内の全ての業者、6業者に委託をしております。除雪をお願いする目安の積雪ですけれども、おおむね10センチを超えたら除雪のほうをお願いするようにいたしております。ただし、目安以外に林道ですとか山間地のほうは、必要と判断した場合にはこの10センチということも考えずお願いすることもございます。

それから、町民の皆様から早く除雪をお願いしますといった要望も何件かはございますが、主は通学路等を優先にしたルートを先行してお願いしてございまして、そのルートにつきましては業者さんのほうに回るルートはお任せしておりますので、早かったり遅くなったりしてしまうことも、大変申し訳ないですけれども、そういった場合もございます。

それから、橋梁長寿命化の工事ですけれども、本野上と井戸を結ぶ町道の幹線26号線に架かっている橋になります。これは金石橋ですけれども、工事内容につきましては、橋全体につり足場を設置しまして、橋のコンクリート部分のひび割れに特殊樹脂を注入する工事、それからコンクリートの剥落防止をする工事、それからコンクリートに塗装をする工事、表面の劣化を予防する塗装になります。コーティングみたいな感じです、車でいいますと。そういったコーティングのような塗装を行います。それから、欄干の鉄部、それからH鋼、渡る部分を押さえているところなのですが、そこの塗装工事、それから歩行する部分、橋面の滑り止め舗装工事を実施いたします。それから、井戸側の入り口の橋脚のコンクリートが大分傷んできておりますので、そこの打ち替え工事を実施いたしまして、最後には橋脚の上部に雨水処理のための傾斜をつける工事と排水管の補修工事等の工事内容となっております。

それから、工事期間についてですけれども、今議会で予算をお認めいただけましたら4月に入札を実施させていただきまして、業者が決まりましたら6月議会に本契約の締結の議案を提出いたしまして、お認めいただけましたら工事は7月から翌年3月末を予定している工事期間となっております。

それから最後に、急傾斜地の崩壊対策事業負担金、これ570万4,000円でございますが、令和6年度の当初予算の計上の根拠、事業計画についてでございます。こちらは埼玉県のほうでする事業でございまして、令和6年度の当初予算に計上している費用につきましては、県が令和6年度に実施する工事費や委託費を積算しまして、その金額に基づいた5%を町の今回の予算のほうで計上しております。それから、この宿本地区の事業計画も埼玉県のほうで作成してございまして、期間は令和5年度から令和10年度までの予定でございまして、全体事業費は約4億9,600万ということになっております。この事業費の5%を町が負担することと決まっておりますので、これは法律のほうで法定負担分ということになります。

それから、この570万4,000円の内訳でございますけれども、先ほど期間5年度って言いましたが、すみません、令和4年度でした。令和4年度からです。令和4年度の県の補正予算の事故繰越分というのがありまして、それが30万1,000円くらいです。それから、今年度、令和5年度の県当初予算の明許繰越分、それが274万6,000円くらいです。それから、令和6年度の県の当初予算分が265万5,000円ということで、合計で570万4,000円。3か年の繰越し分を含めた、それから令和6年度当初予算も含めて570万4,000円という金額になっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小学校のスクールバス運行业務委託料の関係でございますが、今年度、既にプロポーザルによりまして委託業者を決定しておりまして、秩父鉄道観光バスでございます。台数につきましてはマイクロバスを2台、運行経路につきましては2経路。行きが1便。1年生とか早く終わりますので、帰りは2便でございます。

また、学校行事等で利用できるのかというご質問だったと思いますが、これも想定しておりまして、帰りの便までに帰ってくるような、例えば消防署見学なんか行ったりすると思うのですけれども、そういうものであるとか、当初予算に計上しております今回、民間のスイミングスクールに委託します水泳の授業にも活用を予定しております。

次に、学校農園の原状復旧工事についてのご質問でございますが、現在、長瀬第二小学校の裏側に学校農園をお借りしております。それをお返すための工事でございますが、主にかかる費用が、農園の一角にアヒル小屋として使用していたものがあります。それとあと、フェンス、その撤去が費用のほとんどとなります。

次に、公民館の光熱水費のご質問でございましたが、小学校、中学校、公民館、役場庁舎は高压の契約というちょっと違う契約をしております。これまでは値段の安い事業者と契約できておりましたが、昨年度その事業者が電気事業から撤退したため、電力が上がったということもあります。また、物価高騰、原油高等もありまして電気料が上がったということもございまして、令和5年度は大きな金額を当初予算に計上しておりました。しかしながら、国の支援策や契約方法の見直しによりまして、見込みを大幅に下回ることができました。3月補正で減額したとおりでございます。それをベースに当初予算のほうを計上しておりますので、何年か前よりは多少物価高の関係もあって高いのですが、コロナ前と比較すると利用者のほうも増えてまいりましたので、それを見込んだ形で今回の当初予算の242万3,000円は積算させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） ありがとうございます。幾つかちょっとお聞きします。

まず、除雪の関係なのですけれども、288万5,000円の予算がございまして、6業者がやるということで、これももちろん積雪で、除雪で動いた距離によってまた、距離等を勘案するのだからどうか、一律なのかどうかということもありますので、それをお聞きしたいと思います。

あと、当然これ雪が、降雪がなければ支出のないということなのではないかということもお聞きします。

あと、水管橋については、これ今年の7月から来年の3月末までと。これ質問ではないのですけれども、本当に子供たちがあそこ通学路になっております。ぜひ安心、安全に通学できるように指導のほうをお願いしたいと思います。

最後、通学バスの関係は、これは行きも帰りも先生がよく幼稚園バスは乗っていますけれども、そういうのがあるのか。あとは、変な話急に、子供ですから、家出たときにおなかが痛くなると、そのような急なことがあると思います。そういうことについて、その家との連絡等、そういうことも必要かなと思いますので、その点だけお聞きします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

これ除雪の単価は県のほうで決められた単価を使用しております、距離ではなくて、業者さんの持っている重機により計算をさせていただきます。それとあと、その単価に動いていただいた時間を掛けた額を委託料としてお支払いをしております。

それから、雪がなかったとき、降らなかったときはこの予算は執行しないということで、3月のときに、3月になっても降ることがあるのですけれども、減額補正をするような形は取れるような考えは持っておりますけれども、いつも、4月になっても降ることもございますので、その辺はちょっと臨機応変に考えるということで建設課のほうとしては考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

乗車につきましては、ルールを今定めておりまして、前の日乗らないというような場合は、今連絡アプリという学校を欠席するときにも使えるものもありますし、それ以外は今普通に通学路集まるときに今日誰々休みですよみたいな、保護者の方が連絡していると思うのですが、そういうような形と同じような形で運用したいと思っております。それをルール化して周知徹底してまいります。

また、教職員が乗車するのかというご質問だったと思いますが、基本的には保育園や幼稚園バスと違って乗りません。運転手のワンマン運行となります。ただし、毎年度の初め、慣れないお子さんもいるということで、補助員のような方を乗車するような契約としております。また、学校のほうでも、来年度は初めてスクールバスが動くということで、校長先生はじめ、年度の当初は子供の様子等を確認するために乗車していただけるということになっているようでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時50分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 先ほどの関口議員からのご質問に対しての追加の説明をさせていただきます。

コバトンALKOOの新規登録キャンペーンをやっているということで説明をさせていただきましたけれども、データの引継ぎをされたということですが、データの引継ぎの方も新たに登録された方もこの新規登録キャンペーンの該当になりますので、後ほどチラシのほうをお渡ししますので、こちらのほうをぜひ見ていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） なるべくはしょって質問したいと思います。

全体的なことで、長瀨町の町税が23.5%というようなことで大分、全国平均35%、埼玉県37.9%と比べると例年低いのですが、これがなかなか上がっていかないというところで、ちょっと見解をいただけたらと。

全体的なところで、役場の駐車場地内の時計の修理。私は、お金をかけなくて簡単なものでよかったと思うのだけれども、その予算が入っていないのです。あそこに赤いバッテンが入っているの、やはりそれがどうして抜けているのかなというふうなところで、結構言う人いますよね。いつまでたっても役場の顔の駐車場が時計が動いていないというようなことで、なぜこの予算を取らなかったのかということについて。

それから、細かいところは抜いて、給料のほうなのですけれども、職員のほうの給料、280万9,000円増えているのですよね。職員ではなく全体で。ということで見てみたら、人件費の比率が21%なのだけれども、去年が20.3%、多分2人ぐらい増えているのかなという感じがするのですが、そんなことでいいのかどうかと。

ページはこれから言います。39ページのマスコットキャラクター、これについては先ほども出たのでいいですが、これ誰が入るの。役場職員の方が入るのかな。かわいそうだな。こんなこと言われてもしようがないと思うのだけれども、少なくともそういうつくったらそれを活用するときに、特別職というのですか、会計年度職員であるとかそんなふうなのを雇用してやるのかどうか、実際問題として。卒業式とか入学式とか要らないのではないかなと思いますけれども。

あと、43ページに非常用自家発電バッテリー更新工事というのが48万4,000円あるのです。これは多分、バッテリーを2基買いましたよね。あれのことかなと思うのですが、あれだとしたらふだんちょっと試運転しておけばそんなこと要らないのではないかなと思うのですが、あれとは別だったらいいます。

あと、47ページに地域おこし協力隊員の予算があったのですが、去年は240万だったのですが、410万8,000円で、何か午前中の説明だと1人というような話だったのですけれども、これ1人に対して国からのメリット、金額ぎりぎりまで出しているのかなと。これ観光の何かだったらしいのですが、特に地域おこし協力隊についてはこのところ途中で辞めたり、はっきり言って訳が分からないというふうなところがありますので、この人以外にも予算ではなかったので、1人になるのかなとちょっと思っているのですが。

あとは、これ去年も言ったのですが、避難行動支援者名簿、55ページです。これシステムのソフトウェア保守委託料39万6,000円ですが、この更新にかかるということなのですが、これは要するに地区のほうにまでは下ろさないという話だったのですよね、去年の段階で。やはり災害があった場合に地区のほうでこういうのが、個人情報もあるけれども、ないと困る面があるので、その扱いについて。

あと、ちょっと細かくなってしまうのですが、元気と安心お助け隊と福祉タクシーとシルバーの登録人数とか、私も調べた範囲で分かるので、元気とお助け隊の中で申し込んだ人とボランティアで登録している人の人数がちょっと知りたいと思うのですけれども、これ分かったら。シルバーなんかだと、62人登録で、利用している人が15人だというふうな資料がありますが。

あと、55から59ページに身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳、療育手帳というふうなところがあるのですけれども、多分身体障害者手帳については7級までは出ないと思いますけれども、この別の人数が分かれば教えていただければと思います。

あと、57ページの在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業250万円。これは、訪問介護とか通所サービスとか、ショートステイとかレスパイト入院とか、そんなふうなものを指しているのかどうか。このところで、障害児ってなっているんで、障害者ではなくて障害児だけなのかどうか。障害者といった場合には児も含めるのかなと思うのですが、ここ障害児になっているので、子供だけを対象にしているのかなどうかという、これ分からないので。

あと、73ページの健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定の委託料が235万4,000円あるのですが、これは別個のものなのか、それともこれが1つになって自殺対策というものも含めたものなのかどうか。何かここに自殺対策というのがあるのはちょっと違和感ではないけれども、そこについて。

あと、79ページの農業振興支援補助金が200万円出ていますが、これ去年始まったものなののですが、去年の説明では退職後の新規就農とか休耕地や農地への補助という、そんなふうな内容だというふうなことだったのですが、これ周知の徹底というか、よく見ていないからいけないのか、ああ、そういう事業があるのかというふうなことで、自分もそのようなことをちょっと頼まれてやったりというか、そんなふうなこともあるのですけれども、そういうのを全く周知できていれば、そういうことで活用してできるのではないのかなと。あと、この昨年度実績が分かれば昨年度実績について。

あと、先ほど除雪のが87ページで出ましたけれども、昨年度は157万3,000円ですが、今年度は288万5,000円と少し額が多いという、これは雪が多く降る見積りなのかどうか。

あと、以前に区長さんに対して除雪の箇所を改めるというふうなことをやっていただいたのですが、ここのところそういうのがないのですが、多分今年も野上駅から昔の松竹庵というところまで来る道、あれについては、区長さんのほうが要望を出したのだけれども、却下された。除雪しても雪を置くところがないというふうなことで却下されたので、今年も、みんな年寄りなのだけれども、早く出てあそこをちょっとやったりしたというふうなことがあるのですが、家の横なんかも通学路にはなっていないのですが、この頃子供が4人ぐらい通るのですが、もう高齢者ばかりで、若い人は自分ちの子供がいてもやらない、はっきり言って。そうすると、この腰の痛いおじさんが一生懸命あそこ行って重たい石を、ではこういうところも区長さんにそういうのを改善するのだというのがあればぜひ要望を出したいと思うのですが。

あと、長瀬地区公園の遊具、これについてはどこに設置するのかなというのがちょっと自分なりに心配しているのですが、4連のブランコというのは分かったのですが、どこに置くのだろうなという。置き方によっては、今グラウンドゴルフをおじいさん、おばあさんたちが楽しみにしているところなので、それもまた狭くなってかわいそうな面もあるかなというので、設置場所をお願いします。

あとは、小中一貫教育の、先ほどもありましたが、長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画というのがあるのです。それを見ると、この1,300万円で、これは町として報酬を決定するのが先なのではないかなと。それからの事業ではないのかなということ。

それから、103ページ、学校水泳指導業務委託料395万9,000円。スイミングスクールに行って指導を受けるというのですが、これ教育の一環としてやるわけですから、技術習得だけではないわけですね。当然教員もついていくのだろうと思いますけれども、これバスを出して行っていると時間的ロスがあると。授業の時間も、今授業時間確保とか、うるさいということないけれども、あれなのですが、今夏休みに二小も一小もプール開設このところずっとないのです。だから、もしだったら技術指導的なのであれば夏休み期間に来ていただいてこういうのをやるというふうなこと。例えば、私も水連の指導員の資格持って

います。皆野町なんかでも水泳連盟でやったりしています。それ同じような形で、例えばスイミングスクールから夏休みの時間に来ていただいて技術を上げるというふうなのをやれば、その往復の時間の無駄もなくなるというか、1年生から6年生までですから、結構行ったり来たりとか授業の潰れたりとか、だから集中的に体育の時間をそこに取るというふうなことでやるのかもしれませんが、効率的に見てそういう方法ではないほうがいいのではないのかというふうなことについて。

では、概略そのことについてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（柝原秀樹君） それでは、村田議員の町税が少なくなっていることについてお答えさせていただきます。

本年度7億7,654万4,000円、前年度で8億55万3,000円で、差額のほうが約2,400万円ほど減額となっておりますが、約3.0%の減ということになっておりますが、町長のほうでも説明させていただきましたとおり、それぞれの税目で増があったり減があったりという中で、町県民税におきましては定額減税のほうが大きく影響しております、ほぼほぼこの比較の減の額と大体同じような額が、大体2,000万ぐらいですかね、定額減税で低くなっているという状況がありますので、その分も含めての減ということになっております。なので、町県民税、町税も含めてなのですけれども、これに大体2,000万円本年度に足していただくと約8億円ぐらいにはなりますので、この定額減税の分が大きく影響しているというふうに考えてもらっていいかと思えます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

企画財政課関係は3点あったかと思えます。まず1点目、役場の時計の修理が入っていないかということにつきましては、予算の枠の範囲内でちょっと今、予算編成を進めておりまして、その枠の中で飛び越えてしまうような状況でしたので、今のところは入れていないような状況です。ただ、ちょっと修理、故障してから長いので、今後、そもそも撤去するのか、かけ替えるのか、別の方法で時計をどこかに設置するのか、そこら辺を検討しまして、ちょっと至急検討してまいりたいと思えます。

続きまして、2点目のマスコットキャラクター誰が入るのかということについてでございますが、会計年度を雇って運用するということは考えておりません。基本的に入るのは町の職員になってくるかなと思えます。

続きまして、3点目の非常用自家発電バッテリー更新工事なのですけれども、これにつきましては、バッテリー自体の耐用年数を大幅に超えておりまして、いざ停電になりまして非常用自家発電を回したときにバッテリーがなくて使えないということが起こり得る可能性があるということで、点検等で指摘がございましたので、今回更新をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

4点あったかと思えます。1つ目の避難行動要支援者名簿、こちら地区に下ろさないと昨年度言っていたということだったのですけれども、こちら今のところ名簿の提供に同意いただいた方につきましては平時から民生委員さんのほうと共有しております。ただ、災害発生時には災害対策基本法に基づきまして同

意に関わらず名簿のほうの提供は必要な関係者の方には提供できますので、そのときに行政区の区長さんのほうに提供するようになってくるかと思うのですけれども、まだその辺またこれからもよく検討してまいりたいと思っております。

それから、2つ目です。元気と安心お助け隊の中で、申し込んだ人とボランティアをやっている人ということなのですが、お助け隊にボランティアとして申し込んでいる方、協力会員というそうなのですが、88人今いるということです。そのうちボランティアの提供をしたことのある人は30人いるということです。その中で、運転ボランティアをしてもいいよって言ってくれている方は44人いて、実際そのうち今のところ5人の方が運転のほうに携わっていただいているということを聞いております。

それから、3番目の、身体障害者手帳等の人数ということでもよろしかったでしょうか。最新のものではないのですが、令和5年4月1日現在のものの数でございますが、身体障害者手帳が240人、療育手帳が64人、精神保健福祉手帳の所持者が52人ということになっております。

それから、4つ目、最後です。レスパイトケア事業とはどういうものかということだったと思うのですが、こちらは医療的ケアを必要とする在宅で生活する重度心身障害児を介助する家族の精神的負担軽減のために、その児、子供を……

〔内容はいいです。内容は分かっているから〕という人あり〕

○福祉介護課長（内田千栄子君） そうですか。そういう質問だったと思ったのですけれども。

〔だから、最初私が言ったようなことをやっているかどうかという〕と
言う人あり〕

○福祉介護課長（内田千栄子君） 日中一時支援とか、あとはショートステイ、そういったものを行っている事業所で障害児を受け入れた事業所に補助金を出すというものです。こちら障害者になりますと18歳以上の方、大人のサービスが生活介護を受けられますので、該当にはなりません。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

給与の全体的なことということで、こちらのほうは当初予算の概要の5ページになるかと思えます。人件費、昨年度より3,387万2,000円増で、令和6年度21%ということですが、こちらのほうは、村田議員もおっしゃったとおり、職員は2名増えています。それと、こちらの人件費については、職員のほか議員の皆さん、それと各行政委員、消防団員、学校医、会計年度任用職員など、全て含めたものでございます。

それと、上がった要因ですけれども……

〔いいです。人数が分かれば〕という人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 人数でいいわけ……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） これでいいですか。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

健康こども課関係は健康増進計画の関係かと思えますが、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画はそれぞれ別の計画になっております。3つの計画を一緒に1冊にまとめたものでございます。業者への

委託をすると回数もかさみますし、費用もかかるということで、内容的にも健康こども課での保健事業に関わる3つの計画になっておりますので、1冊にまとめて作成をしております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

2つあったかと思えます。初めに、長瀬町農業振興支援事業補助金200万円についてお答えいたします。この補助金につきましては、新規就農者支援事業として100万円、それと規模拡大者支援事業として50万円、それと遊休農地耕作再開支援事業として50万円、合計で200万円を計上しております。実績につきましては、令和5年度の実績が新規就農者支援事業につきましては1件ございまして、金額のほうが93万4,000円、それと規模拡大者支援事業、こちらは2件ございまして、合計金額で62万7,000円、それと遊休農地耕作再開支援事業、こちらにつきましては令和5年度の実績が2件ございまして、7万3,000円となっております。それと、周知方法につきましては、町のホームページに掲載しているほか、4月の区長会で補助金の概要説明をさせていただいております。

それから、2つ目の地域おこし協力隊、産業観光課分の委託料についてお答えいたします。金額のほう、令和6年度は410万8,000円を計上しております。これは1年分ではなくて、募集期間を引きまして、7月から3月までの9か月間の委託料でございます。内訳といたしましては、地域活動に対する対価として月額26万6,000円、それと地域活動に必要な経費として月額16万6,000円、合計で月額が43万2,000円、掛ける9か月で388万8,000円となります。410万8,000円との差額につきましては、募集にお金がかかりまして、広告業務委託料ということで22万円を計上しております、合計で410万8,000円という金額となっております。今年度が240万円だったのは、前に採用した北崎氏が最終年度ということで、令和2年の10月から採用したものですから、令和5年の9月で任期が終わりましたので、半年分の240万円ということでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、除雪箇所ですけれども、議員おっしゃるとおり、ここ数年ちょっと見直しをいたしておりません。そういった箇所もございまして、今後はちょっと町のほうでも検討させていただきまして、再度ルートのほうは検討させていただきたいと思えます。

それから、金額のほうにつきましては、やはり重機等のことも、値段も上がっていますし、それから燃料費の高騰ですとか、それから人件費のほうも上がっていますので、今年度はこの288万5,000円ということで計上させていただいておりますが、いつも足りないような感じになってしまいますので、十分な金額とは言えませんが、これは年によって違いますので、令和6年度は288万5,000円ということで計上をさせていただいているところでございます。

それから、ブランコの設置ですけれども、大型遊具、滑り台がありますが、大きい滑り台があるのですけれども、その南側に……

〔「トイレの前」と言う人あり〕

○建設課長（若林 智君） いや、そうではない。そっちまで行かないです。桜の木が植栽してあるのですけれども、その大型遊具側。健康ということで周りを歩けるところがあるのですが、その内側に設置

をする予定で今考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

水泳の授業の委託についてということでございますが、現在、学校では小学生、10日の水泳をやらなくてはいけないということらしいのです。夏休みは一切やっておりません。また、この頃は晴れていても熱中症警戒アラートであるとか運動が中止となるようなことで、予定していた日にプールができないというようなことも、雨ではなく晴れていてもそういうことも起こっている状況となっております。また、小学校のプールは昭和44年にできていて、学校の校舎よりも古い状況で、老朽化が著しく、近年その維持管理、修繕のコストが非常に増大しております。このことから、委託をすることによりまして、屋内のため予定どおりの日数が確保できるであるとか、また外であると6、7月ぐらいしかできませんが、それ以外の時期でも授業の計画を組むことが可能であったり、それから専門スタッフによる指導によって泳力の向上が図れるとか、また教員も当然ついていきますので、十分な人員配置ができる、安全管理が図れる等、デメリットよりメリットのほうが大きいのではないかという判断から、スイミングスクールへの外部委託とさせていただきます。授業の形態といたしましては、バスで移動をする関係がありますので、午前中にスイミングスクールに行き、2こまの授業をやって帰ってきて給食を食べるというようなものを各学年5回実施いたします。その経費を計上してあります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、簡単に。

時計については、それほど高くなくても、あれ電気で動いた、前のは多分電気だったのではないのかなと思うのです。だから、配線とかそういうふうに直さなければとか、そういうことあると思うのですけれども、ポールだけ利用してうまく溶接して、そんなに高くないとか、お金かけなくてできるのではないのかなと思いますけれども、そういう方向を考えていただけたらと思います。

あと、企財課のほうのバッテリーの更新なのですけれども、これ言っては悪いのですけれども、ふだん使わないと思うのです。私も古いバッテリー持っていて、使うのです。垣根をやったりとかそういうので。やっぱりふだんかけないと駄目なのです。もうどんどん、どんどん耐用年数になってくるから、ちょっと面倒くさいけれども、かけていれば十分使用可能なのです。だから、例えばそれを、このとき点検したからって言って、では本番になったらうまく使えないとかいうこともあるので、それもあるのでやるのだろうけれども、もしこれはふだんかけていれば無駄なとか、削減できるお金だと思うのですけれども、もし今回これやったら極力、次まで使うことは少ないと思うのですけれども、メンテナンスではないけれども、かけてみるというふうなことでやれば長持ちすると思いますので、工夫していただけたらと思います。

あと、地域おこし協力隊については、これ長瀬の観光振興とかいう目的ですよね。言っては悪いのだけれども、何かカヌーに乗って遊んでいるのではないとかそういうふうに見られがちなのが随分あったのです。はっきり言って、それで観光振興につながったのかどうかとかいう。要するにK P I指標というものを取らないと、幾ら100%国から来るお金だといってもやっぱり考えないと。この予算で例えばいろんなことを入れて、先ほどの43万2,000円というふうなお金が地域おこし協力隊の方に行くと。それになっ

てみればそれは大変なのでしょうけれども、そうすると一般住民から見て、これ言わないですけどもね、あれ43万もらっているのだよなんて。実際問題、実はでもそれだけの額をもらって、では観光振興にどんなふうに、ああ、なるほどなというふうなことが起きてこないとやっぱり、「じゃ、冬場もう少し岩畳んとこどうにかなんねえか」とか、ぜひそういうふうに使っていただきたいと思います。

あと、民生委員さんにもしもの場合ってちょっと手遅れになるかもしれないけれども、元気とお助けのほうは申込み人数というのは、登録ではなくて、これ申し込んでおかないと使えないのですよね、使おうと思っても。だから、一般住民がこれに登録した人が幾人いるのですかということでお聞かせ願えればと思うのですけれども。

あと、レスパイトケアとかについては特に、ながとろ苑さんなんかでも幾らかとか、あれとはまた別で。あれもまた別でね。いいです。

農業支援補助金のほうの79ページの話なのですが、町のホームページ。これはいつもホームページだからいいとして、区長さんにということなのですけれども、やはりこれは地域の実情で随分違うので、うちのようには1年に1回新年会を30分やるというところで、あとは区の集まり全くないのです。要するに公会堂もガスを切られて何にも使えないというふうな状況であるわけだから。そうすると伝わってこないのですよね、そういうのが。区長さんのせいではないと思うのですが。そんな区もあるので、例えばさつき遊休農地をというのが2件で7万円しか出なかったと。いや、そういうのがあるのならもう少しそれを活用して何とかとか、それでできるように工夫していただけたらと思います。

あと、除雪はいいとして、ぜひ見直しのほうをやっていただけたらと思います。

これも区長さん通してだと思えますけれども、長瀬地区公園の遊具については、場所について慎重を期して見ていただくのだと思うのですけれども、トイレのところ時計もつけていただきましたが、見えないと。はっきり言って、男子と女子の間ぐらいにつけてもらえば見えたのだけれども、見えが悪いって、遠くから見ると屋根に隠れて全然見えないというふうな声も上がっていますので、私も行って見てみましたが、近く、トイレのところ行くと分かるのだけれども、ああ、見えないなというのがありますので、これ降ったときにあそこの歩くところに来てしまっただけとかそんなふうなこともありますので、ぜひ場所の設置は検討していただけたらと思います。

あと、先ほど1個教育委員会漏れているのが、小中一貫のほうのが、やはりこれでは町のほうで方針がある程度決定してからではないのかなというふうなことを答弁がなかったのです。

あと、学校の水泳指導については、この水泳については何か1時間を超えて水に入ってはよくないというか、そんなふうなのが文部科学省のほうでもあったと思うのです。これ2こまに分けてというのですが、2こまに分けてやるのですけれども、行き時間と帰りの時間もあるから、ほぼ半日駄目になるということだと思うのですが、では町民プールと同じような形で、あそこにプールがあるのに、実際今年もあそこで水泳授業をやっていましたよね。それで、漏水してどんどん、どんどん漏って使えないとかいうのなら分かるけれども、ある程度使えているわけだから、何人が講師に来ていただいてそこでの指導というほうが授業もカットにならないし、そのプールがどうにかなる、夏休みにその時間を確保して、午前中プールをやると、低学年と高学年と2こまに分けてやるのか、何とかそのほうが、私はこのやり方はちょっと。確かに冬でもできるという、季節を問わないということありますけれども、その授業時間をどうするのかというふうなこともあるし、先生方もゆとりが、非常に楽なのではないですか、多分。当然ついていかなければですね。ついていって、そのプールと一緒に当然、教育だから、教育の一環だから、そこでやる

わけですから、任せっきりで、上で見ていてばちゃばちゃ、ばちゃばちゃという形ではないと思うので、来ていただいてに換えられないのかなと、そのことについて。あまり長くしゃべるとあれなので、よろしく。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

お助け隊の利用登録者ということですよ。

〔何事か言う人あり〕

○福祉介護課長（内田千栄子君） すみません。229人ということで、11月末現在の人数なのですけれども、そのように聞いております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど私のほうでお答えした理由によりまして水泳のほうの授業委託を考えております。プールのほうは、先ほど言ったとおり、かなり老朽化をしております、毎年毎年非常に管理コスト、修繕コストがかかっております。また、今後、来年度からは小中一貫教育の検討を始めますので、ここで大規模な改修をやるという選択はちょっと難しいかなというふうに感じておるところでございますので、現在のプールを使用せずにスイミングスクールのほうに行ってみようというふうにするという方向で考えているところでございます。

また、小中一貫の基本方針をまず決定してからということですが、6年度からは小中一貫教育の検討を開始するという方針のほうは定めてあるわけですが、その基本方針をどう定めていくかというところは、昨日、村田議員の条例の質問のときもありましたけれども、非常に難しいです。小中一貫といえども、校舎は別々でも義務教育学校にもなりますし、一体化してやるのかとか、いろいろなパターンが当然考えられるわけで、そういうところを皆さんと共に検討していただくということで、今回この委託をお願いすると。特に技術的な支援、造り直したらどのぐらいかかるのかとか、改修したらどのぐらいかかるのかとか、その形態ごとにいろんなパターンで、私なんか調べたところこの町の学校はこのぐらいで済みましたよという数字ではなく、ある程度しっかりした積算の根拠となる資料をつくっていただくということも含めまして、今回委託をするということでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

農業振興支援事業補助金につきましては、私が区長会で初めて説明させていただいたのは、村田議員がおっしゃるとおり、遊休農地の解消を何とか進めたいという気持ちがあったので、区長さんには区民の皆様から様々な相談が寄せられるという立場でございますので、区長会で説明をさせていただきました。先ほど言い忘れたのですが、区長回覧でも、その後すぐに町民の皆様へ周知するために区長回覧を行っております。それと、今年度、農業研修会を何度か開いているのですが、その席でも補助金のチラシを配らせていただいております。

それから、地域を起し協力隊の関係なのですが、私どもも前回の協力隊があまり評判がよくなかったということもお聞きしておりますので、それを踏まえまして、できればもう少し縛りを設けて、この曜日

は役場で観光に関する仕事をさせていただくとか、それから観光協会のほうも仕事がありますので、人が少なくて多くの仕事を抱えておりますので、この曜日は観光協会では業務をするとか、そういった観光事業者ですとか観光関連機関と連携を図りながら長瀬の観光振興に携わっていただけるように、将来的にはイベントの一つもその方にやっていただければ長瀬の観光振興につながるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、もう最後。教育委員会さんでは、では第一小学校のプールはもう使わないで、来年度からはほぼ同じようなことで、スイミングスクールを頼りにした水泳指導をやっていくという考えだということですね。では、夏休みのプール開設もないと。あそこには水を張らないというふうなことですね。では、一体プールのどこが老朽化しているのかと。例えば水が漏るのなら、あそこはビニールを張れば、例えば横瀬中学校のプールなんかはそれで直しました。では、機械のほうが目だというようなことで、機械も入れ替えなければ循環がうまくいかないということになってくると莫大な費用がかかってくるだろうから、またそれは考えものだと思うのですが、何か夏休みにもプールを使うというふうな方向性も出しておいたほうがいいのではないかなと。この予算と関係ありますので、そのことについて最後答弁をお願いします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど言った、村田議員のほうから今いろいろなご指摘いただきました。そういったことの費用も含めて、デメリットよりメリットのほうが大きいう形で外部のスイミングスクールに委託して実施するという方向で考えております。来年以降もそのような形でございます。やはりいろいろポンプであるとかいろいろなところが悪くなってきて、更新をするということで、非常に今後コストもかかりますので、スイミングスクールの外部委託を来年度以降も実施してまいります。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○教育次長（中畝康雄君） 夏休みのプール。夏休みのプールについては、ちょっと私ここへ来てからもうなかったの、その前の経緯分からないのですけれども、恐らくコロナ禍で学校もなくなったときにプールも開設しなくなってそのまま来ているのではないかなと思います。ちょっと詳細は。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 予算書でいいますと38、39ページに広報広聴費というのがありまして、これが大分下がった金額に今回載っております。下がった理由と、それから「広報ながとろ」は毎月楽しみにしているのですけれども、カラーであったり白黒であったり、白黒であったりカラーであったりというか、とにかく非常に不安定といいますか、一定していないというのですか、あるのですけれども、議会だよりは最近カラー化していただきました。それで落ち着いて、いい写真等を出してもらっているのですけれども、予算を削減するために白黒を多用しているようなことになっているのか。それだったら、結局これは町民サービス、全町民に渡しているサービス品ですよね、「広報ながとろ」に関しては、ですから、見やすいもの、明るいものということで、ぜひ毎月届けていただけるような検討をしてほしいと思うのです。最近

契約をしてしまったので、このまま継続しなくてはいけないということかどうか分かりませんが、ぜひその辺のところはしっかりと検討して、町民サービスというようなことで考えていただきたいというふうに思うところであります。

それから、先ほどから除雪に関して幾人かから質問が出て回答いただいたりしているのを聞いています。このまま解決できるのかなと思っていたのですけれども、ちょっとこの間、2月の初めに降った雪のときに除雪業者等の除雪や何か見えて、要は通学時間が1時間か遅れたのですけれども、その時間よりも早くに通学路を確保するために、ちょうどうちのほうの区にはPTA会長さんが住んでいるのですけれども、その方が通学路の除雪しながら来ました。そして、私もちょうど6時半頃に除雪機の運行ができるかなと思ってかけたところ、ちょうどそれが何とか動きましたので、これでこの雪は飛ぶだろうかと思っでやり始めたら、ちょうどいい具合に動きそうだったので、PTA会長さんに、今日はこの雪の状態だったら使えるよだよって言ったならば、それを押しながら「おっ、今日は調子がいい」とかって言いながらずっと最後小学校までやっていってしまって、本人が勤める時間になってしまったぐらい一生懸命除雪してもらったのです。除雪機は非常に有効に使えた雪であったなというのを感じました。それと同時に、除雪を6業者に頼んでやって、それは業者さんがそれぞれ町からの依頼でどこの道路、どこの道路という形で分担してもらっているところですが、今回、割と明るくなってからやっていたのを見たのですけれども、いつもより遅かったなど、出動が。そのことで聞きましたらば、あんまり暗いうちにといいますか、明るくなってから除雪するように言われているというような感じの言い方をしていたので、確かに明るくなってからやるほうが安全である部分もあるしするのですけれども、結構普通の車が通勤でもう動き出してしまったりして除雪なんかも危険な状態にもなってくるし、やっぱりその辺のところは道路の状態、また業者の状態等を考慮しながら、相談してうまく除雪する、また雪を寄せておくところ、そういうようなものを確保しておくなり、あとは相談しておくなり、そういうことによって少しでもいろいろのところができるのではないかなと思うのです。確かにうちのほうでも住宅の多いところでは寄せるところが少ないので、小さな業者さんがやってくれて、それに対してその地域住民が自分らができないからということで何らかのお礼をしているというような状況の中で除雪がされているのがあります。だから、先ほど通学路を優先に除雪を依頼しているというふうな答弁をされていましたが、その辺のところ町道の確保と、通行確保ということで、車両も人も確保するという上からしっかりと頼んでもらいたいと思うのです。頼み方一つで随分と変わってくると思うのです。だから、明るくなってからというものもあるし、暗いうち、明け方からやってくれる場合、それから降雪中の場合、雪がやんだ場合といろいろあるかと思うのです。そういうふうなことも含めていろいろと頼んでもらいたいというふうなことがあります。たかが除雪であるかもしれませんが、非常に、業者さんにしただけ自分の現場も持っています。ですから、結局早くに除雪しておいて現場にも行かなくてはいけないというようなこともあるようです。いろいろなこともあるかと思うので、その辺のところをしっかりと検討してもらいたいなというふうなことで、一応質問と提言というか、そういうものをさせていただきました。

2つで結構です。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若林健太郎君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

広報広聴費の金額がまず減っている理由につきましては、マスコットキャラクター関連の費用が減少しておりますことから、減額176万円、前年度比34.2%の減となっているところでございます。

また、広報紙の今の、カラーと白黒が混在しているということなのですが、以前からカラーは年4回、白黒は年8回ということで契約をしております。現在契約している業者とは3年間の契約をしております。昨年1月号から今の現在の業者と新しい契約で契約しております。今後、町民の方が見やすいようにちょっとカラーを増やすとか、ページ数を増やすとかにつきましては検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

2月の雪のときは確かに建設課、私のほうの判断が遅れまして、業者さんのほうに依頼をする時間が遅れてしまいました。それは業者さんのほうにも謝らせていただきまして、それからやっていただいたのですが、やっぱり暗いときにやったりしますと場所によっては、道路の状況も悪いのですけれども、消火栓の蓋ですとかそういうものを壊してしまったりすることがあったりするので、その辺はちょっと業者さんのほうでもできれば明るくなってきた頃にはやりたいということはおっしゃられていますので、でもやっぱり夜は結構降りますので、今後はその辺の検討もさせていただきまして、通学路を中心という部分に先ほど申し上げましたけれども、その辺のことは考えて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） すみません。では、3分で終わります。

95ページの消防施設費の中の負担金、補助及び交付金の213万7,000円ですけれども、新しくできています消火栓新設負担金180万円というのですけれども、これは負担金ではなくて、どこで、場所が分かたら教えてほしいなと思っておりますけれども……

〔何事か言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 言った、誰か。では、いいです。では、今のは割愛してください、そのところ。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。令和6年度予算につきましては、一般会計予算書等におきましても大分節減していただいて、本当に予算を切り詰めるというところは十分見受けられます。多くの予算についても効果を目指して予算を立てていただいたと。しかし、私としては、小中一貫教育というふうなものについて、2016年、義務教育学校開校、このとき22校だったのです。2022年、178校という増加ぶりです。埼玉県内においても、近くでは東松山市などでやっております。しかし、行田市では、2月の16日か

な、市長が市内20校を2034年までに義務教育学校を設置し、3校にするというふうに新聞紙上に出ておりました。私も注目して見ていたのですが、次年度予算が幾らかという、この個別計画作成などで事業費が136万円です。行田市で136万円。長瀬町では1,300万円という、あまりにも格差がある。この条例を制定して委員会を立ち上げると、4月から1年間もんで、十分に論議を尽くして、例えばアンケート類もその中で検討していくというふうなこともできるのではないかなと。委員に任命した人は行政委員ですから、そのくらいを覚悟でやってもらうということを出てきたものであれば、やはりこれは目指すのは小中一貫教育であろうけれども、本当に、長くなりますけれども、義務教育学校ですと小中の免許を持っていないと基本的に駄目なのです、教員も。それを確保していくということも非常に困難もあると。では、小中一貫で分離型とか併設型とかあるけれども、どういう方向がこの町でいいのだろうとよく検討して、では両方、もう校舎が古いから新たなところとか、そんなふうなことにしかならないのではないのかなという気がするのだけれども、古いのだから誰が検討してもどうにもならないというふうなことだと思つたので、この予算については来年度予算ではまだ時期尚早ではないかと思つます。

なお、水泳指導につきましても、泳力向上を図るのではスイミングスクールが、指導員活用がベストだと。しかし、教育費として扱うのは、派遣してやはり教員中心がベストではないかと。これもスイミングスクールを活用しているところもあります。埼玉県でも活用し始めました。しかし、本校において授業時数とかそんなふうな課題が、秩父まで行かなければというふうなこともありますので、この予算でこれが入っている限り賛成はできないと、修正提案していただくのがいいのではないかと改めて反対します。

以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 村田議員の言うことももっともだと思つる反面、今回の一般会計予算案について賛成の立場から討論いたします。

財政構造の硬直化の要因となる公債費9.7%で、イエローラインを下回っております。また、税収アップにつながるふるさと納税に力を入れております。学校給食無償化と子供支援の充実、道路新設改良事業等、安心、安全なインフラ整備、またこども医療費支給事業やコバトンALKOマイレージ等の、そういうようなこともいつまでも暮らし続けられる町、また周遊観光事業や学校水泳指導委託事業等が展開され、これからの持続可能なまちづくりに必要な予算だと思つますので、今後も事業の内容や周知、実施後の効果も含めてよりよい事業となることを期待しております。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 反対の立場で討論をいたします。

私は、予算の審議をした結果、内容に民意が反映されていなく、行政のやりやすい予算案で、納得ができません。

よって、反対討論をいたします。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 令和6年度予算に賛成する立場から発言させていただきます。

この一般会計予算は毎年度とも同じですけれども、全町民の安全と安心な暮らし、いわゆる教育も含め、医療、福祉を含め、介護も含め、それから生活周辺のいわゆる土木、建築、いろいろな面を含め、それから結局水道、衛生、いろいろな面を含め、全ての町民を守るための予算がここに凝縮されております。

その上から、町民が安心して令和6年度を過ごすための予算であるということから賛成いたします。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和6年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第20号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計予算歳入歳出予算、一時借入金、歳出予算の流用を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。総額は、歳入歳出予算それぞれ7億9,928万5,000円となり、前年度予算と比較し、3,583万3,000円、4.7%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第20号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、被保険者等の状況についてご説明いたします。令和6年2月末現在の国保世帯は1,019世帯、被保険者数は1,560人で、これらの方々に保険業務を行うものでございます。国保の被保険者数は減少傾向にございますが、主な要因は団塊の世代の方が75歳に到達し、後期高齢者医療へ移行していることが大きな要因であると考えております。

それでは、令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計予算書の128ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,928万5,000円とするものでございます。前年度の当初と比較しますと、額にして3,583万3,000円の増額、割合にしますと4.7%の増でございます。

次に、133、134ページを御覧ください。まず、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第

1 目一般被保険者国民健康保険税は、1 億75万1,000円を計上いたしました。

第1 節医療給付費分現年課税分は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2 節後期高齢者支援金分現年課税分は、後期高齢者医療制度の財源として埼玉県に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

第3 節介護納付金現年課税分は、介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

第4 節から第6 節までは、第1 節から第3 節までの滞納繰越分について計上したものでございます。

次に、第2 目退職被保険者等国民健康保険税は、3,000円を計上しました。なお、令和6 年度の税率につきましては、前年度と同様でございます。

次に、135、136ページを御覧ください。中段にございます第6 款県支出金、第1 項県補助金、第1 目保険給付費等交付金は、5 億7,164万2,000円を計上いたしました。

第1 節の普通交付金は、市町村が行った保険給付の実績に応じて交付されるものでございます。

第2 節の特別交付金は、糖尿病の重症化予防事業や保険税収納率向上等に対し交付されるものでございます。

次に、このページの下段から次のページにかけてでございますが、第8 款繰入金、第1 項第1 目一般会計繰入金5,528万円は、第1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分と第2 節保険基盤安定繰入金保険者支援金は法定負担分の繰入れ、第3 節未就学児金等割保険料繰入金は未就学児に対する保険税軽減分の負担分の繰入れ、第4 節事務費繰入金と第5 節出産育児一時金等繰入金、第6 節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分の繰入れを行うものでございます。

歳入の説明につきまして主なものは以上でございます。

続きまして、141、142ページを御覧ください。歳出でございますが、第1 款総務費、第1 項総務管理費、第1 目一般管理費2,157万円は、職員人件費、埼玉県国保連合会に支払う手数料や負担金、レセプト点検業務委託料等、国保を運営するための事務経費が主なものでございます。

第2 項徴税费、第1 目賦課徴収費200万1,000円は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

続きまして、143、144ページを御覧ください。中段の第2 款保険給付費5 億6,101万8,000円は、予算全体の約70.2%を占めております。

第1 項療養諸費4 億8,613万8,000円は、被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うものでございます。

第2 項高額療養費7,130万2,000円は、被保険者が同一月内に病院、薬局等で受けた診療等に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

次に、145、146ページを御覧ください。中段でございますが、第4 項出産育児諸費、第1 目出産育児一時金250万円は、被保険者の出産に対し、世帯主へ一時金を支払うものでございます。

第5 項葬祭諸費100万円は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に対して5 万円を支給するものでございます。

次に、第3 款国民健康保険事業納付金1 億9,674万7,000円は、市町村が支払う保険給付費等の全額を県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源として県が市町村から徴収するもので、次の147、148ページにかけて各項目を県へ納付するものでございます。

次に、147、148ページを御覧ください。中段でございますが、第5款第1項保健事業費63万9,000円は、医療費通知の送付代や新規事業のコバトンALKOOマイレージアプリ、栄養総合管理アプリの使用料でございます。

第2項特定健康診査等事業費1,564万9,000円は、次の149、150ページの第12節委託料でございますとおり、医療保険者に義務づけられている特定健診、特定保健指導等に係る費用でございます。

以上で議案第20号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第21号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

令和6年度長瀬町介護保険特別会計予算、歳入歳出予算、歳出予算の流用を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。総額は、歳入歳出予算それぞれ8億2,754万5,000円となり、前年度予算と比較し、1,083万円、1.3%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第21号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書161ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

8億2,754万5,000円とするものでございます。

次に、予算説明書により、主なものにつきましてご説明させていただきます。166、167ページを御覧ください。第1款保険料でございますが、特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分を合わせて1億5,985万3,000円を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金1億9,107万3,000円でございますが、この款に係る歳入は、介護給付費等の財源として法定割合分に応じて交付される国庫負担金や調整交付金でございます。

第3款支払基金交付金2億1,198万円でございますが、保険給付費等の財源として社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第4款県支出金1億2,152万8,000円でございますが、介護給付費等の財源として法定割合分に応じて県から交付されるものでございます。

次に、168、169ページを御覧ください。第6款繰入金1億4,164万6,000円でございますが、第1項一般会計繰入金1億2,488万5,000円は、介護給付費や地域支援事業の財源としての法定割合分、また認定調査などの事務費等として繰り入れるその他一般会計繰入金、第2項基金繰入金1,676万1,000円は、介護保険給付費支払基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、172、173ページを御覧ください。第1款総務費1,498万8,000円でございますが、第1項総務管理費は介護保険システムソフトウェア利用料などの一般管理事業に係る費用でございます。

第2項徴収費は、介護保険料賦課徴収のための費用でございます。

第3項介護認定審査会費は、174、175ページにわたりますが、介護認定調査に係る認定調査員など会計年度任用職員の報酬や期末勤勉手当、主治医意見書作成委託料や介護認定審査会運営のための秩父広域市町村圏組合負担金などがございます。

次に、第2款保険給付費7億6,472万2,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は要介護者の方が介護サービスを受けた場合にかかる費用で、要介護者が在宅で利用するサービス、住み慣れた地域での生活を継続するための地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等での施設サービス、手すりの取付けなど住宅改修等の費用でございます。

次に、176、177ページを御覧ください。第2項介護予防サービス等諸費は、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援者の方が介護予防サービスを受けた場合にかかる費用で、要支援者が在宅で利用する指定介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の費用でございます。

次に、第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費は、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に支給するものでございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費については、178、179ページにわたりますが、施設サービスを利用する要介護者の入居者負担を軽減するため、市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費について設定される負担限度額との差額を支給するものでございます。

第4款地域支援事業費4,461万6,000円でございますが、高齢者が自立した生活を送るためのサービスを受けた場合にかかる費用で、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、生活機能の低下が見られる方に介護予防や生活支援の訪問、通所サービスを提供する費用でございます。

次に、第2項一般介護予防事業でございますが、180、181ページにわたりますが、高齢になっても健康で自立した生活を送ることができている人の介護予防事業に係る費用でございます。

次に、第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、要支援者のケアマネジメントやサービス利用支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用、紙おむつ支給や配食サービス、生活支援体制整備事業や認知症総合支援等に係る費用でございます。

以上で議案第21号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 個別ではなくて全体的な傾向でちょっと伺います。

本日、長瀬町の国民健康保険特別会計の令和5年度の補正予算が可決しましたよね。その金額とちょっと照らし合わせてみたのですけれども、この予算書の中、例えば174ページの2の保険給付費というところを見ると7億6,472万2,000円ということになっていますよね。これが補正予算で先ほど確定した額が7億2,262万5,000円というふうな、こんな感じになっているのです。そういうのでほかのもばあって見るとプラス・マイナスがあるのだけれども、補正予算で決定した額よりも多めに何か予算が取られているというふうに感じるというか、実際そうだと思うのですけれども、一応全項目ここに自分なりに補正予算のばって書き出してみたのですが、大方が増えているのだけれども、やはりこれに対しては支援を充実させるというようなことでこういう予算立てになっているのか、それともこのくらいはかけた事業をやっていくというふうなことなのか、ちょっとそこについてお伺いしたいと思います。

例えば、もう一点だけ、179ページの一番下段に331万円ってあるのですけれども、この中で、報償費の中で227万5,000円というのがありますよね。これは、多分介護予防・通いの場の整備事業補助金だと思うのです。そうすると、ちょっと額が何か、これももう少し、町のほうでもこれ充実してやっていくって言ったのに関して少し少ないのかななんて思えるところが1か所というところで。

以上について、主に2点ですかね、お伺いします。

○議長（岩田 務君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員のご質問にお答えします。

保険給付費のほうは令和5年度よりも大分伸びているということなのですが、こちらは第9期介護保険事業計画に基づきまして6年度予算のほうを立てているのですけれども、介護給付費のほう、介護報酬の改定が第9期計画期間にありまして、令和6年4月から介護報酬の改定率が平均して1.59%ということで上がるようになっております。また、今後介護職員の賃金引上げなどもあるということで、そういうところも見込んで給付費のほうの試算を立てております。ですので、今年度よりもサービスの費用が上がるということで上がっております。あと、サービスによって報酬の改定率が上がるものもあれば下がるものもございますので、そういうものも見て算出のほうをしております。

それから、一般介護予防の関係は健康こども課のほうになりますので、そちらでお願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

一般介護予防事業は健康こども課のほうで実施していますので、回答したいと思います。ここの報償費の関係は、元気モリモリ体操の各会場で行っておりますときに、季節ごとに理学療法士の方が入っていただきまして体力測定を行ったり、あとは歯科衛生士の方が入っていただきまして歯科予防ということで健康教育などを行う講師料になっております。そのほかの介護予防事業としては、歌の教室の歌の講師の先

生の報償費、あとは脳トレ学校を行っておりまして、その先生の報償費でございます。6年度は回数的にはそれほど変わるものはないのですが、以前行っていました元気モリモリ大会を、コロナ禍からは終了しましたので、また実施していきたいというあたりと、モリモリ体操のほうでの理学療法士さんの派遣などもちょっと回数は今年度より少し多くなっておりますので、その分の報償金が増えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第22号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由についてご説明申し上げます。

令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。総額は、歳入歳出予算それぞれ1億3,662万9,000円となり、前年度予算と比較し、879万6,000円、6.9%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第22号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、県内全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が主体と

なって運営されており、町は保険料の徴収や被保険者証の引渡し、制度啓発等を行うものでございます。令和6年2月末現在の被保険者数でございますが、1,497人で、昨年同時期と比較し、35人の増となっております。被保険者数につきましては、団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者へ移行していることから、年々増加しております。

それでは、予算書の194ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出1億3,662万9,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、額にして879万6,000円の増額、割合にしますと6.9%の増でございます。

主な内容につきまして、予算説明書に基づきご説明いたします。199、200ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料は1億584万7,000円を計上してございます。この保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合計額で、現年度分は特別徴収保険料7,495万3,000円、普通徴収分保険料3,087万3,000円を計上いたしました。また、保険料は、財政の均衡が保てるように2年に1度保険料率を広域連合で定めており、令和6年度は改定の年に当たります。令和6年度、7年度の保険料率でございますが、均等割額は4万5,930円で、令和4年度、5年度と比較いたしまして1,760円の増、所得割率が9.03%で、令和4年度、5年度と比較いたしまして0.65ポイントの増、軽減後の1人当たりの保険料額は令和6年度は8万4,998円で、令和4年度、5年度と比較いたしまして6,225円の増となる予定でございます。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、2,995万8,000円を計上しております。

第1節事務費繰入金は、保険料徴収等に係る経費に充てるもので、122万9,000円を計上してございます。

第2節保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として、2,872万9,000円を計上してございます。

第4款第1項第1目繰越金は、前年度からの繰越金として57万4,000円を計上してございます。

続きまして、歳出でございますが、203ページ、204ページを御覧ください。第1款総務費80万8,000円は、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受付などの事務に要する費用でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,458万1,000円は、被保険者からの保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、後期高齢者医療保険特別会計の98.5%を占めるものでございます。

第3款諸支出金24万円は、所得の変更や被保険者の資格異動などにより生じる保険料の還付に充てるものでございます。

以上で議案第22号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（岩田 務君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会所管事務調査の委員会報告の件

○議長（岩田 務君） 日程第10、総務教育常任委員会所管事務調査の委員会報告の件を議題といたします。

本件について、総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、総務教育常任委員会報告をさせていただきます。

書面にありますとおり、調査事項は小学校統合と将来的な当町学校制度について、高齢化の現状についてというふうなことで、委員会開催日、4にあります。このようなことで調査、検討いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。5番に調査結果というふうなことで集約させていただきました。総評・課題等は、提言のほうと似通っておりますので、(3)の提言というところを読ませていただきます。

1番、小学校統合について。スクールバスの運行については、通学距離格差に配慮する必要がある。スクールバスについては、住民の移動手段確保として活用すべきである。町費負担による教員や学校支援員の補充による手厚い支援が必要である。不要備品の精査により、町民への提供などにより有効活用すべきである。小中一貫教育を見越した将来的な学校の在り方を早急に検討すべきである。第二小学校跡地利用は喫緊の課題であり、早急な検討が必要である。

高齢化について。将来的に高齢化の進展が見越せ、見守る支援として地域コミュニティの構築が必要である。衣食住を確保できる生活基盤整備が必要である。空き家の増加による地域の空洞化が見込まれるので、実態把握が必要である。高齢者が自分の健康を維持することへの啓蒙や健康維持活動を増進すべきである。移住、定住の促進などにより、人口流出対策をすべきである。医療体制の充実や子育て環境の充実

などで住みやすいまちづくりを進めるべきである。

以上、総務教育常任委員会として報告させていただきます。なお、別表につきましては、年度が少し古くなりますが、参考資料とさせていただきます。

以上で報告を終わりたいと思います。



◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第11、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當、あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は、議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（岩田 務君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案や当初予算案など22件の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

なお、今後の予定でございます。まず、卒業式についてでございますが、中学校は3月15日の金曜日、小学校は22日の金曜日に行う予定です。また、入学式についてでございますが、中学校は4月8日の月曜日、小学校は9日の火曜日に行う予定です。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健勝をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和6年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 岩 田 務

署 名 議 員 鈴 木 日 出 男

署 名 議 員 板 谷 定 美